

事 務 連 絡
令和5年10月30日

各都道府県教育委員会高等学校教育主管課
各指定都市教育委員会高等学校教育主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属高等学校及び中等教育学校を置く各国公立大学附属学校事務主管課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課

令和6年度「スーパーサイエンスハイスクール」に関する
研究開発等の実施希望について（依頼）

文部科学省では、将来の国際的な科学技術人材の育成を図るため、科学技術、理科・数学教育（以下、「理数系教育」という。）に関する研究開発等を行う高等学校及び中高一貫教育校（中等教育学校並びに併設型及び連携型中学校・高等学校。以下、「高等学校等」という。）を「スーパーサイエンスハイスクール」に指定し、理科・数学等に重点を置いたカリキュラムの開発や大学等との連携による先進的な理数系教育を実施しています。

については、各都道府県・指定都市教育委員会高等学校教育主管課においては、所管の高等学校等及び域内の市町村教育委員会等が所管する高等学校等について、各都道府県私立学校事務主管課においては、所轄の私立高等学校等について、附属高等学校及び中等教育学校を置く各国公立大学附属学校事務主管課においては、その管下の附属高等学校等について、令和6年度のスーパーサイエンスハイスクールの指定を希望する学校がある場合には、別添の応募要領に基づき、所定の期日までに実施希望調書等を提出願います。

令和6年度「スーパーサイエンスハイスクール」に関する
研究開発等の実施希望について（応募要領）

1 実施希望調書等作成の留意事項

(1) スーパーサイエンスハイスクール（以下「SSH」という。）の実施希望調書等に係る提出資料は、実施要項にあるSSH事業の趣旨に沿う形で、本応募要領等の別添資料及び別紙様式に基づき、該当するものを作成すること。

【別添資料】

- ・別添1：令和6年度「スーパーサイエンスハイスクール」に関する研究開発等の実施希望について（応募要領）
 - 別紙1：令和6年度スーパーサイエンスハイスクール事業の募集類型について
 - 別紙2：提出資料一覧（基礎枠・文理融合基礎枠、科学技術人材育成重点枠）
 - 別紙3：記入要領
 - 別紙4：SSH指定校の目指す姿（イメージ）
- ・別添2：スーパーサイエンスハイスクール実施要項
- ・別添3：期待される研究開発テーマの例
- ・別添4－1：基礎枠・文理融合基礎枠の審査の観点
- ・別添4－2：科学技術人材育成重点枠の審査の観点
- ・別添5：スーパーサイエンスハイスクールにおける研究開発を進めるに当たっての留意点と評価について
- ・別添6：令和6年度スーパーサイエンスハイスクール研究開発等における経費の支援について
- ・別添7：SSHに関するQ&A
- ・別添8：令和6年度SSH新規採択における変更点について
- ・別添9：スーパーサイエンスハイスクール中間評価実施要項

【別紙様式】

- ・別紙様式1：実施希望調書
- ・別紙様式2：管理機関の取組・支援
- ・別紙様式3－1：実施計画書
- ・別紙様式3－2：所要経費
- ・別紙様式4：担当者名簿
- ・別紙様式5：ヒアリング日程調整表

(2) SSHは、全校生徒を対象とする取組だけでなく、一部の生徒のみを対象とする取組の申請も可能とする。ただし、いずれの場合でも、SSHの取組を学校の教育活動に適切に位置付け、学校として組織的な取組として推進すること。

- (3) 科学技術人材育成重点枠の高大接続枠以外に係る実施希望調書等は、研究開発等を希望する学校ごとに作成する。なお、併設型及び連携型の中高一貫教育校の場合、高等学校において実施希望調書等を作成し、提出すること。
- (4) 科学技術人材育成重点枠の高大接続枠に係る実施希望調書等は、高大接続枠の研究開発を希望するコンソーシアムとして作成するが、管理機関の協力の下、幹事校、参画校、接続大学の連名で実施計画書等を作成し、提出すること。申請に当たっては、管理機関の協力の下、接続大学から組織的な協力が得られ、トップレベルの科学技術人材を育成するための体制が構築されているかを十分確認すること。
- (5) 令和6年度からは、申請する年度に、Ⅲ期以降の経過措置校であり、かつ、経過措置の指定期間が最終年度である学校の場合に限り、次期の申請と同時に認定枠にも申請を可能とする。なお、2つの類型を同時に申請する場合には、それぞれの類型に必要な資料を作成し、提出すること。その場合に、次期の申請と認定枠の申請においては、次期の申請を優先して審査することとなる。
- (6) 各SSH指定校は、期数に応じた取組の高度化・深化が期待されていることについて、留意すること。その際、別紙4の「SSH指定校の目指す姿（イメージ）」を参考にすること。
- (7) 本研究開発の実施に当たっては、実施前、実施中及び実施後等における生徒の興味・関心、学習状況等を定期的に比較する等、研究開発の実施前後における成果等の把握をすることとし、学校として具体的かつ定性的・定量的な評価ができるようにすること。
- (8) SSH指定校（認定枠を除く。）は、その指定期間中にSSHの取組に参加した生徒について、卒業後の状況（所属や職位、職務内容、業績等）を追跡調査等により把握するものとし、指定期間終了後も継続して当該状況を把握するための適切な措置を講じること。また、以前にSSH指定校であったことがあり今回、改めてSSH指定校（認定枠を除く。）となった際には、過去の指定期間中にSSHの取組に参加した生徒についても、同様に把握するよう努めること。なお、認定枠の高等学校等においても、同様に把握するよう努められたい。
- (9) 本研究開発等の実施に当たっては、基礎枠及び文理融合基礎枠のいずれの類型に申請する場合でも、「理数探究」を開設する等して、科学的な探究活動を教育課程上に必ず設定すること。また、教育課程上に科学的な探究活動を3年間設定する等、取組にかかる時間（単位）を十分に確保すること。
- (10) 様式上、未記入の項目があった場合、実施希望を受理しない場合があるので留意すること。

2 実施希望調書等の提出

(1) SSHとしての研究開発等の実施希望がある場合には、別紙2の「提出資料一覧」で確認の上、紙媒体は郵送にて、電子媒体は学校(高大接続枠の場合にはコンソーシアム)ごとに一つの「zipファイル」に圧縮して、2(3)のURLからアップロードすることにより、遺漏なく必要な資料を提出すること。その際、zipファイル名は「都道府県番号_〇〇県立〇〇高校(新規)」等のようにすること(例: 02_青森県立〇〇高校(新規))。

※ 紙媒体での提出資料(別紙様式4・5は紙媒体での提出不要)は、提出資料をとりまとめたものを7部郵送すること(資料は、様式ごとに白黒・両面印刷して左上ホチキス留めすること。その上で、別紙2を参照し、別紙様式1から順番に、各様式1部ずつを丁合した上で、クリップ留めすること。)。なお、持参による提出は認められない。

※ 電子媒体での提出資料は、1つにまとめたファイルをPDF形式で提出することと合わせて、個別の提出資料を原則ワード、エクセル、パワーポイント形式で提出すること(PDFファイルは、(スキャン等せず)文字検索ができる状態にすること。)。

※ 紙媒体、電子媒体ともに、都道府県・指定都市教育委員会高等学校教育主管課、都道府県私立学校事務主管課又は国公立大学附属学校事務主管課において、不備がないかを確認の上、提出すること。

(2) 提出期限

○ 別紙様式5以外: 令和5年12月13日(水) 18時(必着)

※ 提出期限は厳守のこと。提出後は、資料の差替えや再提出は認められないことに留意すること。なお、提出資料の一部が不足していた場合には受理しない。

○ 別紙様式5のみ: 令和5年11月22日(水) 18時(必着)

※ 別紙様式5については、他の様式に先んじて提出する必要がある旨に留意すること。なお、期日までに別紙様式5を提出しなかった場合、ヒアリングを実施できない場合もあるので留意すること。

※ 「新規5年間【継続新規】」、「新規3年間【継続新規】」の実施希望調書等を提出した学校に対しては、仮に不採択となった際に経過措置の希望があれば、その実施希望調書等の提出を令和6年1月上旬までに改めて依頼する予定である。(提出期限は同1月下旬を予定。)

※ 追加資料の提出を求める場合があることに留意すること。

(3) 提出先

○ 紙媒体: 文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程第二係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

○電子媒体：学校（高大接続枠の場合にはコンソーシアム）ごとに一つの「zip ファイル」に圧縮して、以下のURLからアップロードすることにより提出（URLにアップロードできない場合には、「zip ファイル」に圧縮した上で、メールに添付する形で以下の宛先に提出すること。メール件名は「zip ファイル」名と同一とすること。）。

・URL：<https://mext.ent.box.com/f/bd73e04749174f6aa5e43d8a958db80e>

・E-mail：ssh@mext.go.jp

※別紙様式5とそれ以外の資料の格納先は共通である。

(4) 実施希望調書等を提出する際の zip ファイル内の「ファイル名」については「都道府県番号_ (△) ○○県 (都道府) 立○○高等学校」(△は別紙様式の資料番号) 等とすること。

(例) ・○○県立○○高等学校の別紙様式3-2の場合「02_(3-2) 青森県立○○高等学校」

・○○県立○○高等学校の別紙様式4の場合「02_(4) 青森県立○○高等学校」

・○○県立○○高等学校の教育課程表の場合「02_(課程表) 青森県立○○高等学校」

3 その他

(1) 文部科学省においては、提出された実施希望調書等を基に、SSH企画評価会議協力者等による審査を経て、地域バランス等も考慮し、適切と認める学校をSSHとして指定する。

(2) この審査のため、新規指定（科学技術人材育成重点枠の申請をしない認定枠及び経過措置を除く。）を希望する学校及び管理機関については、ヒアリングを令和6年1月から2月にかけてオンラインで実施する予定である。また、ヒアリングの対応者は、原則、申請校の校長・担当者及び管理機関の代表者（担当者）とする（ヒアリングに参加する際の通信費等は各学校又は管理機関の負担となる。詳細についてはSSHの指定希望校の管理機関に対して別途連絡する。）。

(3) 文部科学省及び国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）は、SSHの取組の成果を把握し評価するため、SSHの指定を受けた学校に対して、在校生、教師、保護者、卒業生等を対象とした意識調査、追跡調査等の調査の協力、実施、結果の報告等を依頼することがあるので留意すること。

(4) 実施計画においてあらかじめ認められた教育課程の特例以外に、教育課程の基準によらない取組を行っていた場合（必修科目の未履修等）には、文部科学省は、SSH実施要項の11に定めるところにより、SSHの指定の解除を含めた必要な措置を講ずる。

(5) SSHの指定を受けた学校（高大接続枠の参画校を含む。）は、その指定期間中、原則として、文部科学省が実施する「研究開発学校」等の研究指定事業の指定を受けることはできない。なお、認定枠は必ずしもこの限りではないが、関係する各事業の目的・趣旨に沿った取組が可能であることが前提である。また、高大接続枠の参画校は、新た

に他の科学技術人材育成重点枠への申請ができないことにも留意すること（現在、科学技術人材育成重点枠として採択されている高等学校等が参画校となることは認められる）。

※重複指定が認められない文部科学省が実施する事業の例

- ・研究開発学校
- ・WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業 等

（6）令和元年度にSSHの指定を受けた学校は、令和5年度で指定が終了するため、

- ① 令和6年度に改めてSSHの指定（経過措置を含む。）を希望する場合には、本応募要領に基づき実施希望調書等を作成し提出すること。
- ② 令和6年度にSSHの指定（経過措置を含む。）を希望しない場合には、その旨を下記の文部科学省初等中等教育局教育課程課の問合せ先まで速やかに連絡すること。

4 本件に関する問合せ先

<実施希望調書等の提出について>

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程第二係（麻田、足立、鈴木、佐藤）

Tel 03-5253-4111（内線 2613）

E-mail ssh@mext.go.jp

<科学技術人材育成重点枠について>

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課次世代人材育成係（富田、勝屋）

Tel 03-5253-4111（内線 4191）

E-mail kiban@mext.go.jp

<経費支援について>

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

理数学習推進部先端学習グループ（中島、中村、梅谷、吉村）

Tel 048-226-5680（直通）

E-mail ssh-info@jst.go.jp

令和6年度スーパーサイエンスハイスクール事業の募集類型について

スーパーサイエンスハイスクール（以下「SSH」という。）事業については、令和6年度は以下の類型で募集を行う。

※ 令和6年度スーパーサイエンスハイスクールについては、予算編成過程により、支援内容等を変更する可能性がある。

1 基礎枠・文理融合基礎枠

【基礎枠】

- 自然科学を主とする先進的な科学技術、理科・数学教育（以下「理数系教育」という。）に関する研究開発を実施し、将来のイノベーションの創出を担う科学技術人材の育成を目指す。

【文理融合基礎枠（新設）】

- 社会の諸課題に対応するため、自然科学の「知」と人文・社会科学の「知」との融合による「総合知」を創出・活用した先進的な理数系教育に関する研究開発を実施し、将来のイノベーションの創出を担う科学技術人材の育成を目指す。

※ 総合知とは「多様な『知』が集い、新たな価値を創出する『知の活力』を生むこと」と定義されている。（「総合知」の基本的考え方及び戦略的に推進する方策 中間とりまとめ（令和4年3月17日 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局））

※ 令和6年度概算要求において、令和6年度の基礎枠及び文理融合基礎枠の開発型、実践型及び先導的改革型の新規採択は、合わせて71校程度（うち認定枠6校）を予定。

※ 基礎枠から文理融合基礎枠への移動は制度改正に伴う特例措置であることから、現在基礎枠に指定されている学校においては、全期を通じて一度だけ、基礎枠から文理融合基礎枠に移動し、継続して申請・実施することが可能。ただし、指定期間の途中での移動は不可（例えば、現在基礎枠のⅠ期の指定校はⅡ期の文理融合基礎枠に申請可能。ただし、例えば、Ⅰ期の基礎枠からⅡ期の文理融合基礎枠に移動した場合、Ⅲ期の基礎枠に申請することはできない。）。

※ 申請する年度に、Ⅲ期以降の経過措置校であり、かつ、経過措置の指定期間が最終年度である学校の場合に限り、次期の申請と同時に認定枠にも申請可能（例えば、令和5年度に、Ⅲ期の経過措置校で経過措置の指定期間が最終年度の学校の場合Ⅳ期と同時に認定枠に、Ⅳ期の経過措置校で経過措置の指定期間が最終年度の学校の場合先導的改革期と同時に認定枠に申請可能。）。

※ 下記の①～④の類型については、基礎枠・文理融合基礎枠で共通の類型。

① 開発型（原則としてⅠ期目指定校）※指定期間：5年

- ・研究仮説を一から設定・検証し、新規性のある教育課程等の研究開発を実施。

② 実践型（Ⅱ期目、Ⅲ期目、Ⅳ期目指定校）※指定期間：5年

- ・新規の研究仮説の設定を必須とせず、今までに開発してきた教育課程等の実践的な研究開発を実施。
- ・申請校は、過去にSSHに指定された実績があることが必要。ただし、SSH指定Ⅳ期目の最終年度である、又は、Ⅳ期目の最終年度を終えている場合には申請できない。

③ 先導的改革型（先導的改革Ⅰ期目以降の指定校）※指定期間：3年

- ・科学技術人材育成におけるシステム上の課題を自ら設定し、当該課題に挑戦する意欲的な研究開発を実施。
- ・申請校は、申請を行う時点で、SSH指定Ⅳ期目の最終年度であること、又は、Ⅳ期目の最終年度を終えていることが必要。

※ 先導Ⅰ期目の最終年度である、又は、先導Ⅰ期目の最終年度を終えている場合にも申請可能。

④ 認定枠 ※指定期間：5年

- ・科学技術人材育成の全国的なモデルとしてこれまでの研究開発の成果を基にした多様な実践活動の展開・普及を実施。
- ・申請校は、申請を行う時点で、SSH指定Ⅲ期目以降の期の最終年度であること又はⅢ期目以降の期の最終年度を終えていることが必要。

2 科学技術人材育成重点枠

上記4類型（「①開発型」～「④認定枠」）の基礎枠及び文理融合基礎枠の取組に加え、複数年間（最長5年間）にわたって、科学技術人材の育成に係る更なる下記5区分のいずれかの取組を行うものである。

基礎枠の上記4類型に指定されている、又は、令和6年度に新たに指定される基礎枠及び文理融合基礎枠の高等学校等を対象とする。

なお、指定期間は基礎枠及び文理融合基礎枠の指定期間を超えない範囲で複数年間として、令和2年度指定校（先導的改革型の場合は令和4年度指定校）については、高大接続枠を除き、1年間での応募を可能とする。

※ 令和6年度も科学技術人材育成重点枠の指定期間とされている学校及び令和6年度経過措置校は科学技術人材育成重点枠の対象から除く。

※ 令和6年度から、先導的改革型及び認定枠の学校も、いずれの区分にも申請可能。

※ 令和6年度概算要求において、令和6年度の科学技術人材育成重点枠の新規採択は、①広域連携、②海外連携、③革新共創（仮）及び⑤その他を合わせて5校程度＋④高大接続を1コンソーシアム予定。下表を参照。

① 広域連携

理数系教育における広域連携の拠点校として、SSH指定校としての経験等で培った理数系教育のカリキュラムや指導法、評価法、関係機関とのネットワーク構築手法等を、管理機関の協力を得ながら、オンライン等を活用すること等を通じて、都道府県全体、都道府県を超えた広域又は全国的に他校（SSH指定校以外の学校を含む。）へ普及し、広く周辺地域全体の理数系教育の質の向上を図る。

② 海外連携

海外における先進的な理数系教育を行う学校や研究機関等との間でオンライン等も活用しながら定常的な連携関係を構築して、国際性の涵養を図るのみでなく、将来、言語や文化の違いを超えて共同で研究活動等を行えるような人材の育成を目指す。

③ 革新共創（仮）（新設） ※「地球規模問題に関わる社会との共創」を刷新

社会問題・地域課題について、NPO法人・企業等との連携や、先端的な科学技術の知見やデータサイエンスの手法等を活用しながら、文理横断的な領域も含めた科学的な課題研究を行うことにより、新たな価値の創造を志向する人材を育成する。

④ 高大接続（高大接続による一貫した理数系トップレベル人材育成プロセスの開発・実証）

高校が主体となり、大学との組織的な協力の下に、その人材像や身に付けさせる資質・能力について共通理解を形成し、①高校段階、②大学入試から大学入学までの段階、③大学入学後の各段階における科学的な課題研究等を通して、一貫した人材育成プロセスを共

同で開発・実証することによって、将来のサイエンス、イノベーションを牽引するロールモデルとなるような理数系トップレベル人材を育成する。

※ 令和6年度から、接続大学の附属高校が幹事校となるコンソーシアムの形成についても申請可能とする。

⑤ その他

上記4つの区分以外の科学技術人材育成に資する特色ある取組。

例えば、「全国的な規模での共同研究」として、国内の複数の高等学校等が、それぞれの地理的条件や環境を活かし、単独校では実現しがたい全国的な共同研究を実施する、等が考えられる。

(金額)

科学技術人材育成 重点枠	予算額 (円)					採択校数 (予定)
	500万	700万	1000万	1300万	3000万	
① 広域連携	○	○	○			合計5校程度
② 海外連携	○	○	○	○		
③ 革新共創(仮)(新設)	○	○	○			
④ 高大接続					○	1コンソーシアム

※ 「⑤その他」については、申請があった場合、科学技術人材育成重点枠の予算範囲において採択する場合がある。

※ 「地球規模問題に関わる社会との共創」については新規採択を行わないが、既存採択については採択時のおり、引き続き実施する。

※ あくまでも上限額を示すものであり、内容によっては、異なる金額での採択もあり得ることに留意すること。

※ 予算額として記載しているのは年額であるが、金額の詳細については別添6を参照すること。

※ 必要に応じて中間評価を実施する場合があるので留意すること。

提出資料一覧（基礎枠・文理融合基礎枠）

下表の各資料について、

- ①PDFファイルではない、個別の電子ファイル（ワード、エクセル、パワーポイント形式等）
 ②別紙様式4・5を除く各資料（下表の太枠内）の紙媒体（7部）及びそれらを1つにまとめたPDFファイル（②について、経過措置校は、後者のPDFファイルのみ。）
 を提出すること。なお、②のPDFファイルを作成する際には、文字検索ができる状態にすること。
 ※提出方法は、別添1の「2 実施希望調書等の提出」も参照すること。

	開発型・実践型	先導的改革型	認定枠	経過措置
別紙様式1 (実施希望調書)	○ 1	○ 1	○ 1	○ 1
別紙様式2 (管理機関の取組・支援)	○ 2	○ 2	○ 2	○ 2
別紙様式3-1 (実施計画書)	○ 3-1-1	○ 3-1-2	○ 3-1-3	○ 3-1-5 (①変更内容とコメントを溶け込ませたもの、②変更履歴とコメントを表示したもの【詳細は別紙3を参照】)
別紙様式3-2 (所要経費)	○ 3-2	○ 3-2	—	○ 3-2
教育課程表※ (SSHの対象生徒に係るもの)	○	○	○	○ (変更点がある場合には変更箇所が分かるようにしたものを含む。)
(様式任意) 研究開発等の概要が分かる説明資料	○ (A4判1頁)	○ (A4判1頁)	○ (A4判1頁)	○ (A4判1頁)
(様式任意) これまでの主な成果が分かる資料	○ 継続新規校のみ (A4判1頁+添付資料A4判2頁まで可)	○ (A4判1頁+添付資料A4判2頁まで可)	○ (A4判1頁+添付資料A4判2頁まで可)	—
(様式任意) 今回の計画と既実施の計画との関係が分かる資料	○ 継続新規校のみ (A4判1頁)	○ (A4判1頁)	—	—
(様式任意) 前回の中間評価からの改善状況が分かる資料	○ 継続新規校のみ (A4判1頁)	○ (A4判1頁)	—	—
別紙様式4 (担当者名簿)	○ 4	○ 4	○ 4	○ 4
別紙様式5 (ヒアリング日程調整表)	○ 5	○ 5	—	—

※ いずれの類型であるにかかわらず、令和6年度在籍生徒（令和4年度、令和5年度及び令和6年度入学生）に関するもので管理機関等に提出する正式な教育課程表を提出すること（学科、教科・科目名、単位数等が正確に記載されているもの）。

提出資料一覧（科学技術人材育成重点枠）

下表の各資料について、

- ①PDFファイルではない、個別の電子ファイル（ワード、エクセル、パワーポイント形式等）
 - ②別紙様式4・5を除く各資料（下表の太枠内）の紙媒体（7部）及びそれらを1つにまとめたPDFファイル
- を提出すること。なお、②のPDFファイルを作成する際には、文字検索ができる状態にすること。
 ※提出方法は、別添1の「2 実施希望調書等の提出」も参照すること。

	科学技術人材育成重点枠 (高大接続枠以外)	科学技術人材育成重点枠 (高大接続枠)
別紙様式1 (実施希望調書)	○ 1	○ 1
別紙様式2 (管理機関(及び接続大学)の取組・支援)	○ 2	○ 2
別紙様式3-1 (実施計画書)	○ 3-1-1、3-1-2、3-1-3 のうち該当するもの (既に基礎枠に指定されている場合には、2～5(認定枠の場合は2～4)については記載しなくてもよい。併せて文部科学省に提出している最新版の実施計画書を提出すること。)	○ 3-1-4 (既に基礎枠に指定されている場合には、併せて文部科学省に提出している最新版の実施計画書を提出すること。)
別紙様式3-2 (所要経費)	○ 3-2 (既に基礎枠に指定されている場合には、基礎枠については作成しなくてもよい。)	○ 3-2 (既に基礎枠に指定されている場合には、基礎枠については作成しなくてもよい。)
教育課程表※	○	○ (参画校分も併せて提出すること。)
研究開発の概要が分かる説明資料	○ (A4判1頁)	○ (A4判1頁)
これまでの主な成果が分かる資料	—	(既に基礎枠に指定されている場合には、基礎枠提出時から変更がある場合のみ)
今回の計画と既実施の計画との関係がわかる資料	—	(既に基礎枠に指定されている場合には、基礎枠提出時から変更がある場合のみ)
前回の中間評価からの改善状況が分かる資料	—	—
別紙様式4 (担当者名簿)	○ 4	○ 4
別紙様式5 (ヒアリング日程調整表)	○ 5 (認定枠を含む)	○ 5 (認定枠を含む)

※ 開発型、実践型、先導的改革型のいずれの類型であるかにかかわらず、令和6年度在籍生徒（令和4年度、令和5年度及び令和6年度入学生）に関するもので管理機関等に提出する正式な教育課程表を提出すること（学科、教科・科目名、単位数等が正確に記載されているもの）。

記 入 要 領

<全般について>

- ・ 複数頁の様式を作成する場合には、右下に頁番号を付すこと。
- ・ 別添4の「審査の観点」及び別添7の「SSHに関するQ&A」もよく参照の上、記入すること。
- ・ 別紙様式1～3は、全て白黒で作成することとし、その本文は、明朝体12ポイントで作成すること。
- ・ 別紙様式1～3において、最も右上の欄は、文部科学省で文書整理のために番号を記入するため、空欄のままにしておくこと。
- ・ 次期の申請と同時に認定枠に申請する場合には、それぞれの類型に必要な資料を作成し、提出すること。
- ・ ヒアリングでは、提出書類に沿って具体的な計画の内容等を質問することになるため、具体的な計画の内容を検討した上で、実施希望調書等を作成すること（過去のヒアリングでは、具体的な計画の内容を質問され「今後検討する」といった回答があった。）。

○ **別紙様式1「スーパーサイエンスハイスクール実施希望調書」について**

<全般について>

- ・ 分量は、添付資料を含めてA4判3頁以内（厳守）とする。
（分量は片面で計算すること。以下全ての別紙様式について同様とする。）
- ・ 「学校名」の欄には、学校名を正式名称で記入し、必ずふりがなを付けること。私立学校については、学校法人名、学校名を記入すること。なお、学校名が2行にわたることのないよう記入すること（必要であれば記入欄を拡張すること。）。
（例：「〇〇県立△△高等学校」、「学校法人〇〇△△高等学校」、「〇〇大学附属△△高等学校」）
- ・ 「指定期間」の欄には、基礎枠（文理融合基礎枠を含む。）の新規希望校は以下の表により令和6年度からの指定期間を、現在基礎枠に指定されていて科学技術人材育成重点枠の申請をする学校は基礎枠としての指定期間を、それぞれ記入すること。

実施希望種		指定期間	対 象
開発型	新規5年間【新規】	06～10	下記以外の学校
開発型	新規5年間【継続新規】	06～10	過去にSSHの指定を受けた学校（ただし、先導的改革型の対象となる学校を除く。）
実践型			
先導的改革型	新規3年間【継続新規】	06～08	申請を行う時点で、SSH指定IV期目の最終年度である、又は、IV期目の最終年度を既に終えている学校（先導I期目の最終年度、又は、先導I期目の最終年度を終えている場合にも申請可能。）
認定枠	新規5年間【継続新規】	06～10	申請を行う時点で、SSH指定III期目以降の期の最終年度である、又は、III期目以降の期の最終年度を終えている学校

経過措置1年間	06	令和元年度指定校及び令和3年度先導的改革型指定校で継続して1年間のSSHの指定を希望する学校
経過措置2年間	06～07	令和元年度指定校及び令和3年度先導的改革型指定校で継続して2年間のSSHの指定を希望する学校

- 「これまでの指定期間」の欄には、これまでのSSHの指定期間（経過措置を含む。）を、下記の例を参考に、全て記入すること。なお、これまでに科学技術人材育成重点枠に指定されていた場合には、いずれの類型に指定されていたかが分かるように記入すること。

例：・14～16（第Ⅰ期）、17～21（第Ⅱ期）、22（経過措置）

- ・21～25（第Ⅰ期）、21（中核的拠点育成プログラム）、23～24（コアSSH）、25（科学技術人材育成重点枠【海外連携】）、26（経過措置）
- ・なし

<各項目について>

1 実施希望種

- 前掲の表により、「開発型 新規5年間【新規】」、「開発型 新規5年間【継続新規】」、「実践型 新規5年間【継続新規】」、「先導的改革型 新規3年間【継続新規】」、「認定枠 新規5年間【継続新規】」、「経過措置1年間」、「経過措置2年間」のいずれかに☑を記入すること。
- 先導的改革型に申請する場合、Ⅳ期まで終了している場合には「Ⅰ期目」、先導Ⅰ期が終了している場合には「Ⅱ期目」に☑を記入すること。
- 文理融合基礎枠に申請する場合、各類型の後ろにある「文理融合基礎枠」に☑を記入すること。
- 科学技術人材育成重点枠にも申請する場合には、「科学技術人材育成重点枠」にも☑を記入し、応募要領の別紙1を参照の上、必要事項を記入すること。
- 令和2年度以降に基礎枠としてSSHに指定された学校が科学技術人材育成重点枠に申請する場合には、科学技術人材育成重点枠についてのみ記入すること。
- 科学技術人材育成重点枠の「その他」の区分について申請する場合、「区分」欄は、「その他（ ）」とし、その括弧中には取り組もうとする内容を簡潔に示すものを記入すること（例：「その他（全国的な規模での共同研究）」）。
- 「（コンソーシアムの構成）」は、高大接続枠の申請を行う場合にのみ、以下のとおり記入すること（高大接続枠に申請しない場合には、本項目を削除すること。）。
 - ア) 幹事校、接続大学、参画校それぞれの学校名を記入すること。
 - イ) 参画校がSSH指定校である場合、これまでの指定期間及び科学技術人材育成重点枠の採択の有無を記入すること。また参画校が過去にSSHの指定を受けたことがある高等学校等（SSH経験校）である場合、過去に指定された期間を記入すること。

2 学校のこれまでの取組実績等

- (1) 「大学や研究所等関係機関との連携状況」には、関連する取組内容を記入すること。
- (2) 「国際性を高める取組」には、これまでに行ってきた取組を記入すること。

- (3) 「科学部等課外活動の活動状況」には、申請校における科学系の部活動の種類、所属人数、国際科学オリンピックや科学の甲子園の予選・本大会その他各種科学技術・理数系コンテストやコンクール等への出場状況・成績状況等について具体的に記入すること。
- (4) 「卒業後の状況」には、卒業生の理数系の大学・大学院や専門学校等への進学状況、理数系に関連した就職状況、研究者として社会で活躍している卒業生の実例等について把握している範囲で記入すること。特に、今回SSH指定Ⅲ期、Ⅳ期、先導的改革Ⅰ・Ⅱ期、認定Ⅰ期の申請を行う学校においては、これまでSSHを経験した卒業生の活躍状況等を積極的に記入すること。
- (5) 「研究歴」には、過去（本年度を含む。）に、SSHの指定を含め、文部科学省や都道府県等の研究指定を受けた実績がある場合に、事業名や実施期間等を記入すること。
- (6) 「その他特記すべき事項」には、理数系教育に関する特色ある取組の実施等特記すべき事項があれば記入すること。
- ※ SSHの指定を受けた実績がある場合には、上記（1）～（6）のそれぞれについて、SSHの成果・課題に係る実績が分かるように記入すること。特に、成果については、抽象的・観念的な成果にとどまるのではなく、SSH指定前後や期ごとの変容が分かる具体性のある定量的なデータや数値等を盛り込むように努めること。
- ※ 高大接続枠については、幹事校についての状況を中心に記載すること。

〇 別紙様式2「スーパーサイエンスハイスクールに対する管理機関（及び接続大学）の取組・支援」について

- ・ 分量は、添付資料を含めてA4判3頁以内（厳守）とする。
- ・ 「学校名」、「指定期間」、「これまでの指定期間」の各欄には、別紙様式1で記入した学校名及び期間を転記すること。
- ・ 1（1）、（2）の「管理機関名、責任者名」、「学校名、校長名」は、正式名称等を記入すること。私立学校の学校名は、学校法人名を含めて記入すること。
- ・ 2（1）については、管理機関が策定した理数系教育や科学技術人材育成に関する戦略・計画や取組について簡潔に記入すること。なお、策定等していない場合には、今後の見込み、その構想について記入すること。
- ・ 2（2）については、SSH事業や申請校の管理機関における戦略・計画上の位置付け及び必要性について、管理機関の考えを簡潔に記入すること。
- ・ 3については、申請校（高大接続枠については、申請校及びコンソーシアム）に対して、管理機関としてどのような個別的な支援（職員体制、運営等に関する支援）を実施する予定なのか、簡潔に記入すること。なお、科学技術人材育成重点枠の申請をする場合には、基礎枠、科学技術人材育成重点枠それぞれについて記入すること。
- ・ 4については、管理機関としてどのように事業の管理を行うのか、体制も含め記入すること。併せて、管理機関が開催するSSH運営指導委員会の構成や委員の役割についても記入すること。
- ・ 5については、管理機関として、本事業の取組及び成果をどのように活用する予定なのか、成果発信や普及の計画、方法等について記入すること。なお、先導的改革Ⅰ・Ⅱ期、認定Ⅰ期の申請を行う学校

については、他校での活用事例等、これまでの成果普及の取組が具体的な成果を上げている例について記入すること。

- ・ 6については、高大接続枠の申請の場合に限り、高大接続による一貫した理数系トップレベル人材育成プロセスの開発・実証における接続大学の戦略、取組、コンソーシアムで接続大学が担う役割、詳細体制（対応部局等）等について、接続大学がどのような体制（どの部局が担当するか）でコンソーシアムに参画するのか、コンソーシアムの中で接続大学及び大学各部署が何を担うのかを明確に記入すること。

※ SSHの指定を受けた実績がある場合には、上記3～6のそれぞれについて、過去の取組実績も分かるように記入すること。

○ 別紙様式3-1「スーパーサイエンスハイスクール（研究開発）実施計画書」について

<全般的事項について>

- ・ 分量は、添付資料を含めて以下のとおりとする。
 - ✓別紙様式3-1-3、3-1-4以外の場合：A4判20頁以内（厳守）とする。ただし、科学技術人材育成重点枠（高大接続枠を除く。）も申請する場合には、A4判24頁以内（厳守）とする。また、既に基礎枠に指定されている場合には、2～5については記載しないこととし、A4判8頁以内とするとともに、文部科学省に提出している最新版の実施計画書を提出すること。
 - ✓別紙様式3-1-3の場合：A4判8頁以内（厳守）とする。ただし、科学技術人材育成重点枠（高大接続枠を除く。）も申請する場合には、A4判12頁以内（厳守）とする。また、既に認定枠に指定されている場合には、2～4については記載しないこととし、A4判8頁以内とするとともに、文部科学省に提出している最新版の実施計画書を提出すること。
 - ✓別紙様式3-1-4の場合：A4判24頁以内（厳守）とする（基礎枠（文理融合基礎枠を含む。）と高大接続の重点枠に同時に申請する場合、高大接続の重点枠に関する計画は、基礎枠の様式に記載せず、別紙様式3-1-4に必要事項を記入すること。）。
- ・ 経過措置の申請の場合には、「2 研究開発課題名」以降の各項目については、文部科学省に提出している最新版の研究開発実施計画書から対応箇所を最初に転記した上で、ワードの「変更履歴の記録」を活用して必要な事項を変更する形で作成すること。その際、段落内の一部を変更する場合には、段落全体を入れ替えるような変更の仕方は避け、変更箇所が分かるようにすること。その上で、変更した箇所について、コメント機能で当該見直しの趣旨を記入し、①変更内容を溶け込ませたもの（変更履歴・コメントを削除したもの）、②変更履歴（「書式設定」を除く。）とコメントを表示させたものそれぞれを提出すること。
- ・ 「学校名」、「指定期間」、「これまでの指定期間」の各欄には、別紙様式1で記入した学校名及び期間を転記すること。
- ・ 「申請する指定期数」の欄には、これまでのSSHの指定実績に応じ、今回指定された場合、基礎枠として何期目となるかを記入すること（例：初めての指定の場合には「I期」）。なお、先導的改革型に申請する場合、IV期まで終了している場合には「先導I期」、先導I期が終了している場合には「先導II期」、また、認定枠の場合には「認定I期」とすること。

- ・ 「開発型・実践型の別」の欄には、応募要領の別紙1を参照し「開発型」、「実践型」のいずれの類型として申請するか（基礎枠の指定を既に受けており、科学技術人材育成重点枠のみ希望する場合、指定されているか）を記入すること。また、「文理融合基礎枠」に申請する場合には、「開発型」、「実践型」の後ろに「（文理）」と記入すること。
- ※ 「文理融合基礎枠」に申請する場合について、先導的改革型に申請する場合には「類型」の欄の「先導的改革型」の後ろに「（文理）」と記入し、認定枠に申請する場合には「文理融合基礎枠」の欄に「文理」とすること。
- ・ 認定枠以外の申請でSSHの指定を受けた実績がある場合には、SSHの実績（成果・課題を含む。）を踏まえ、より改善・発展した計画になるよう留意すること。認定枠の申請の場合には、SSHの実績（成果・課題を含む。）を踏まえた計画になるよう留意すること。
- ・ ヒアリング後又は内定後に、必要に応じて文部科学省から実施計画書の修正を求めることがある。

<各項目について>

1 学校の概要

- ・ 生徒数、学級数、教職員数は令和5年5月1日現在で記入すること。なお、特段の事情がある場合には、令和5年度内の5月1日以外を基準として差し支えないこと（その場合、「5月1日」の記載を当該基準日に変更すること）。

(1) 校長名、所在地、電話番号、FAX番号

- ・ 「学期制の別」の欄は、「2学期制」、「3学期制」等申請する学校の学期の分け方を簡潔に記入すること。
- ・ 「所在地」の欄は、都道府県名から記入すること。

(2) 課程・学科・学年別生徒数及び学級数(令和5年5月1日現在)、研究開発の実施規模

- ・ 「課程」の右の（）内に、全日制・定時制・通信制の別を記入すること。なお、複数の課程で実施する場合、表を複製し、課程ごとの表及びそれらの複数の課程を合算した生徒数及び学級数を示す表をそれぞれ作成すること。
- ・ 「学科名」は、学校独自の学科名ではなく、正式名称で記入すること（例：「普通科」「理数科」「工業科」）。
- ・ 「生徒数」「学級数」の欄は、SSHの対象か否かにかかわらず、その課程の在籍者・学級すべて（中高一貫教育校で中学校部分の活動を希望する場合には中学校部分も含む。）について記入すること。
- ・ 学科の中でコース等に分かれている場合には、そのコースごとの生徒数や学級数も記入すること。その際、コース名、生徒数・学級数は斜体・下線で記入すること。さらに、文系・理系等の類型を設けている学科についても、同様に、内訳として類型ごとの生徒数・学級数を記入し、それらのうち当該学科の理系の生徒数が分かるようにすること。行に過不足がある場合には適宜追加、削除すること。
- ・ 「実施規模」の欄には、例えば、「全校生徒を対象に実施」、「○科○学年○コースを対象に実施」等、対象となる生徒の範囲（別紙様式3-1-4の場合には、高大接続枠における研究開発の対象となる生徒の範囲）を記入すること。なお、中高一貫教育校で、高等学校部分の取組の充実に資する中

学校部分の活動を希望する場合には、その対象となる生徒の範囲についても記入すること。

- ・ 「時間割上の1コマの時間」には、1コマの時間を記入すること。その際、時間割について具体的な工夫がある場合には、括弧内にどのような工夫をしているか記入すること。

(例) ※第4学年とは、定時制高等学校の場合を示す。

課程 (全日制)											
学 科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		計		実施規模
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	
普通科	200	5	200	5	200	5	-	-	600	15	全校生徒を対象 に実施
<u>S S コ</u> <u>ース</u>	-	-	40	1	40	1	-	-	80	2	
理系	-	-	80	2	80	2	-	-	160	4	
文系	-	-	80	2	80	2	-	-	160	4	
(内理系)	-	-	120	3	120	3	-	-	240	6	
理数科	80	2	80	2	80	2	-	-	240	6	
課程ごと の計	280	7	280	7	280	7	-	-	840	21	
○時間割上の1コマの時間：50分（理数探究のみ60分）											

(3) (中高一貫教育校である場合には、) 中高一貫教育の形態

- ・ 本欄には、中高一貫教育校である場合、「中等教育学校」、「併設型の中学校・高等学校」又は「連携型の中学校・高等学校」のいずれの形態であるかを記入すること。なお、中高一貫教育校でない場合には「該当せず」と記入すること。

(4) 教職員数 (令和5年5月1日現在)

- ・ 「教諭等」には、指導教諭や主幹教諭を含むこと。また、養護をつかさどる主幹教諭は「養護教諭」に、事務職員は「その他」を含むこと。
- ・ 様式記載の表について、申請する学校のこれまでの整理の都合上の必要があれば、区分を細分化して差し支えない（例えば、主幹教諭や指導教諭の欄を設ける等）。
- ・ 「教諭等」及び「非常勤講師」の括弧内には数学・理科・情報科の教職員数を記入すること。また、「その他」の括弧内にはメンター等として課題研究の支援をしている卒業生等の延べ人数を記入すること。

※3-1-3は2「取組の概略」以降は後述。

2 研究開発課題名

- ・ 本欄には、指定期間中に取り組む研究開発の内容を簡潔に表す研究開発課題名を記入すること（4.0字程度）。

3 研究開発の概要

- ・ 「5 研究開発の内容・実施方法・検証評価等」の記入内容の要点を総括的に12.0～16.0字程度で分かりやすく要約し記入すること。

4 研究開発の目的・目標

※3-1-4、3-1-5は本項目なし

※SSHの指定を受けた実績がある場合には、過去の成果や特色も踏まえること。

※「3 研究開発の概要」及び「4 研究開発の目的・目標」に記載した内容は、整合性が求められることに留意すること。

(1) 目的

- ・ SSH事業の目的を踏まえ、学校として本事業を行うに当たっての目的を記入すること。

(2) 目標

- ・ 上記「(1) 目的」に対して、指定期間中に達成すべき目標を記入すること。なお、本実施計画書の他の項目を記入する際には、ここで記入した内容を達成する上で適切な内容かよく確認すること。

5 研究開発の内容・実施方法・検証評価等

※3-1-4は本項目なし、3-1-5の場合には4

(全般的事項)

- ・ 各項目について、「4 研究開発の目的・目標」に記入した内容との関係が分かるように記入すること。

(1) 現状の分析と課題

※開発型・実践型。先導的改革型及び経過措置については後述。

- ・ 生徒や学校、地域の現状や課題を、実態調査等のデータ等に基づき分析した上で、研究開発における課題を具体的に記入すること。
- ・ 課題については、生徒の実態等に照らした科学技術人材を育成する上での課題を詳細に記入すること。その際、理数系教育に関する教育課程（理数系科目の開設・履修状況）や指導方法等についての特色についても記入すること。
また、「科学技術人材の育成に向けた取組」に関して、どのような考えに基づきどのような取組を行っているのかについても簡潔に記入すること。その際、コンテストの参加等のトップ層の人材を育成するための取組だけではなく、科学技術人材の裾野を広げるための取組や先端的な研究を下支えするような人材を育成するための課題や取組等があれば、そのような観点についても記入すること。
- ・ II期目以降の申請を行う学校においては、前指定期までのSSH実施における成果や課題を抽出した上で、研究開発における課題を具体的に記入すること。

(2) 研究開発の仮説

※先導的改革型及び経過措置については後述。

- ・ 上記「(1) 現状の分析と課題」を踏まえた仮説を立て、課題と仮説の関係、仮説を支持する根拠、仮説の実施によって予想される成果等について、具体的に記入すること。なお、仮説を立てる際には、指定期間中に検証可能であるかにも留意すること。
- ・ II期目以降の申請を行う学校においては、設定した研究開発における課題に対し、育成しようとする生徒像を明確にし、当該課題を解決するため、指定期間を通して、どのような改善を行い、どのような仮説を立て、何について研究を行うのか具体的に記入すること。また、前指定期中の仮説がどの程度立証され、どの程度立証されなかったのかについても、併せて触れること。
- ・ 実践型の申請を行う学校においては、必ずしも新規の研究仮説であることを要しないこと。

(3) 研究開発の内容・実施方法・検証評価

※3-1-2及び3-1-5の場合には(2)

- ・ 前項目で述べた仮説を検証評価するための研究開発の内容を具体的かつ明確にし、どのような手段や実施方法（例えば、指導方法の工夫や授業改善、教材開発、大学や研究機関、産業界及び地域等

との連携、国際性を高める取組、科学部等の課外活動の取組等)により、どのような成果が期待されるのか、また、成果を検証評価する具体的な方法等について、テーマ(研究開発単位)ごとに記入すること。その際、開発型・実践型・経過措置については、教育課程の編成を中心に記入するよう特に留意すること。

- ・ Ⅱ期目以降の申請を行う学校が開発型として申請を行うときは、前期までの研究開発を踏まえて、研究仮説を一から設定・検証し、新規性のある教育課程等の研究開発を何故希望するのかが分かるように、前期までの成果や課題との関係を含めて記入すること。
- ・ 開発型・実践型・経過措置として申請を行う学校は、「大学や研究機関、産業界との連携」、「地域や他の高等学校、小中学校等との連携」、「国際性を高める取組」、「科学部等の課外活動を充実するための取組や科学技術・理数系コンテスト等への参加を促進するための取組」、「女子生徒を育成するための取組」のうち、1つまたは2つの事項について記入すること。ただし、実践型として申請を行う学校のうち、Ⅲ・Ⅳ期目の申請を行う学校は、2つ以上の事項について記入すること。
- ・ 実践型として申請を行う学校は、今までに開発してきた教育課程等を基に、今後どのように実践的な研究開発を行っていくのか具体的に記入すること。
- ・ 本項目を作成する際は、テーマごとに、以下の①～④について明確になるように、必要事項を様式に記入すること。

<テーマごとに>

①テーマ名

- ・ 指定期間中に取り組む研究開発の内容を簡潔に表すテーマ名を記入すること。

②目的、仮説との関係、期待される成果

- ・ ①のテーマの研究開発を実施する目的、前述の仮説との関係、実施することにより期待される成果について具体的に記入すること。

③内容・実施方法

- ・ 内容については、どのような研究開発を実施するのかが分かるように、研究開発内容を具体的かつ明確に記入すること。
- ・ 実施方法については、研究開発内容を具体的かつ明確にする観点から、表等を活用し学年や手段、方法等ごとに記入したり、研究実施予定時(「金曜日第6限に実施」等)を記入したりする等、内容等がより分かりやすくなるよう工夫すること。
- ・ 例えば、大学や研究機関、産業界及び地域等との連携については、主として令和6年度を中心に、連携先、実施学年、連携内容、期待される効果等、連携の具体的な内容や方法、本研究における連携の意義や役割、位置付けを分かりやすく簡潔にまとめること。

④研究開発計画、検証評価方法・検証評価計画

- ・ 研究開発全体や仮説に即した研究開発計画・検証評価計画を見通した上で、指定期間(経過措置の場合には経過措置の指定期間)全体について、年次ごとに区切って具体的に記入すること。その際、年次ごとの重点や発展性が明確に分かるよう記入すること。
- ・ 検証評価方法については、実施による成果をどのような方法で検証、評価するのか具体的に記入すること。
- ・ 研究開発の評価に当たっては、別添5の「2 研究開発の評価」にも留意し、科学技術人材としての生徒や科学的な探究活動を支援する教師の変容を多様な手段により評価するよう努める

とともに、実施した取組自体の評価を行い、運営指導委員会等外部からの助言も踏まえながら、取組の改善を図るようにすること。

(4) 必要となる教育課程の特例等 (特例が必要な理由を含む。) ※3-1-2及び3-1-5の場合には(3)

① 必要となる教育課程の特例

(教育課程の特例の概要)

・ 研究開発のため、学習指導要領等の教育課程の基準によらない特例（例えば、標準単位数が2単位の必修科目の単位数を減じ、学校設定科目により代替する等）が必要な場合には、教科・科目名や当該科目の単位数、実施対象生徒（学年を含む。）等の特例の内容を、代替措置を含め、様式の表に整理して記入すること（下記の例を参照）。

※ 必修教科・科目以外の代替は、特例に該当しないため、本項目には記載しないこと。

※ 基本的に「開設する教科・科目等」と「代替される教科・科目等」の「単位数」は同数となるが、理数科の場合、学習指導要領「第1章総則第2款3(3)コ」や「第2章第11節理数第3款1(5)」の規定に基づき、「理数探究」と「総合的な探究の時間」については、例のような代替も考えられる（普通科において、理数探究は必修科目ではないので、「代替される教科・科目等」の欄には記載しないこと。）。

※ 専門学科以外の学科においては、「理数科」（例：理数数学Ⅰや理数物理、理数化学等）の履修を以て、必修科目（数学Ⅰや理科における「基礎」の付く科目）を履修したことにできないため、その点に留意すること（必要に応じて、教育課程の特例を活用すること。）。

※ 文部科学省は、申請内容を基に、教育課程の特例とその適用範囲を認めるかどうか決定する（実施計画書の段階で、あらかじめ教育課程の特例やその適用範囲の申請が無い場合、SSHとしての教育課程の特例は認められないので注意すること。）。教育課程の特例に該当するかどうか不明な場合には、文部科学省初等中等教育局教育課程課に確認すること。

(例)

学科・コース	開設する教科・科目等		代替される教科・科目等		対象
	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	
普通科	探究・SS探究Ⅰ	1	総合的な探究の時間	1	第1学年全員
			・		
			・		
			・		
理数科	理数・SS課題研究Ⅱ	1	理数探究 総合的な探究の時間	1	第2学年全員

・ 在籍生が3年間を通してどう取り組むのか分かるように記入すること。また、令和4・5年度入学生を含め、指定期間中の在籍生について入学年度で取組が異なる場合には、表を複製等して、計画している内容をそれぞれ記入すること（既に適用した特例がある場合には、その特例についても記載すること。）。

・ 実施対象生徒については、研究開発の実施規模を基に教育課程の特例の適用範囲を「第1学年全員」、「〇〇科第〇学年〇コース」等と明確に記入すること。

・ 開発型・実践型について、科学技術人材育成重点枠（高大接続枠を除く。）の取組を行う上で基

礎枠と異なる特例が必要な場合には、表を分ける等して、その旨が分かるように記入すること。

- ・ 別紙様式 3-1-4 には、高大接続枠として新たに必要となる教育課程の特例のみを記入すること。また、参画校においても教育課程の特例が必要な場合には、参画校ごとに分けて記入すること。

(教育課程の特例の詳細)

- ・ 研究開発のため、学習指導要領等教育課程の基準によらない特例が必要だとして「(教育課程の特例の概要)」に必要事項を記入した場合、講じられている代替措置が適切なものであることを明らかにした上で、その特例が必要な理由等を様式の表に整理して明確かつ具体的に記入すること(他に記載すべき事項があれば適宜行を追加すること)。なお、「研究開発の内容・実施方法・検証評価」において、本項目において指定している項目を記載している場合、本項目では、それらを記載した頁番号を添えて当該科目を設定する旨を確認として記入する程度に留め、具体的な内容を重複して記入しないこと。
※ 代替される教科・科目における学習指導要領に求められる内容と、開設する教科・科目の内容の大部分が重複する場合等は、代替の理由として認められないので、教育課程の特例が真に必要なかどうかを検討すること。
- ・ 「開設する教科・科目の目標」の欄について、代替される教科・科目の目標が満たされていることが分かるように記入すること。
- ・ 「開設する教科・科目の学習内容・実施方法」の欄について、Ⅱ期日以降の申請を行う学校は、前指定期からの変更の有無にかかわらず、前指定期までの成果や課題をどのように踏まえたのか等変更する(しない)趣旨を記入すること。
- ・ 「開設する教科・科目との関連」の欄について、代替される教科・科目の学習内容が担保されていることが分かるように記入すること(例:「代替教科のAに関する事項は、開設教科のB項目に相当する。」等)。

②教育課程の特例に該当しない教育課程上の工夫(学校設定教科・科目の開設等)

- ・ 教育課程の特例に該当しない教育課程上の工夫(例えば、学校設定教科・科目の開設等)について、その内容やその工夫が必要な理由等を様式の表に整理して(必要があれば項目を追加すること)明確かつ具体的に記入すること。
- ・ 当該学校設定科目に関する上記各事項について、「研究開発の内容・実施方法・検証評価」として具体的に記入している場合には、本項目では、それらを記載した頁番号を添えて当該科目を設定する旨を確認として記入する程度に留め、具体的な内容を重複して記入しないこと。

(5) 課題研究に係る取組

※ 3-1-2 及び 3-1-5 の場合には (4)

(表について)

- ・ 「総合的な探究の時間」や「理数探究」等、課題研究や探究活動を教育課程上にどう位置付けて取り組むのか、教科・科目名、実施対象学年、実施対象生徒、単位数を様式の表に整理して記入すること(下記の例を参照)。なお、在籍生が3年間を通してどう取り組むのか分かるように記入するものとし、令和4・5年度入学生を含め、指定期間中の在籍生について入学年度で取組が異なる場合には、表を複製等して、計画している内容をそれぞれ記入すること。なお、様式の表の行が足りない場合には、適宜、追加すること。

(例)

学科・ コース	第1学年		第2学年		第3学年		対 象
	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	
理数科	理数・SS課題研究Ⅰ	2	理数・SS課題研究Ⅱ	2	理数・SS課題研究Ⅲ	1	理数科全員
普通科理系	探究・SS探究Ⅰ ※文系と共通	2	探究・SS探究ⅡA	2	探究・SS探究ⅢA	1	1・2年理系全員 3年理系選択 (1/4程度を定員とする。)
普通科文系	探究・SS探究Ⅰ ※理系と共通	2	探究・SS探究ⅡB	1	なし		1・2年文系全員

(課題研究に係る具体の取組内容)

- ・ 上記表に記入した内容について、各教科・科目でどのような内容でどう具体的に取組んでいくのか等を記入すること。その際、課題研究に係る授業の1単位時間を50分以外にしている場合には、何分としているかも具体的に記入すること。
- ・ 学校設定科目において課題研究に取り組む場合には、当該科目を開設する理由や目標、学習内容、指導方法、学習指導要領に示す既存の教科・科目との関連等について具体的に記入すること。なお、教科・科目名、履修学年、単位数等は、上記表との対応関係が分かるように、適宜記入することとするが、両者の記入内容に不整合が生じないように厳に注意すること。
- ・ II期目以降の申請を行う学校は、前指定期からの変更の有無にかかわらず、前指定期までの成果や課題をどのように踏まえたのか等変更する（しない）趣旨を記入すること。
- ・ 「研究開発の内容・実施方法・検証評価」のテーマの一つとして取り組む場合や「必要となる教育課程の特例等」に記載がある場合には、当該欄に上記についても記入する代わりに本欄ではその旨の説明に留めても差し支えない。

(6) 授業改善に係る取組（指導体制等の改善や教師の指導力向上等を含む。） ※3-1-2及び3-1-5の場合には(5)

- ・ S S Hの狙いを踏まえて、理数系教科・科目を中心に各教科・科目において主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図っていくために、どう取り組んでいくのか記入すること。
- ・ カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた、課題研究や探究的な学習活動と通常の教科・科目との連携等について計画していることがあれば記入すること。
- ・ 校内の指導体制の整備、外部人材の効果的活用、効果的な授業形態やクラス編成等について計画していることがあれば記入すること。
- ・ 教師の指導力向上やS S H業務マネジメント能力向上のための研修等、計画していることがあれば記入すること。
- ・ 前指定期までの成果や課題も踏まえること。

(7) 科学技術人材育成に関する取組内容・実施方法 ※3-1-2及び3-1-5の場合には(6)

- ・ 例えば、教育課程内の活動を充実するための取組や計画、科学部等理数系の教育課程外の活動を充実するための取組や計画、科学技術・理数系コンテスト、科学の甲子園等への参加を促進するための

取組や計画、それ以外の科学技術人材の育成に関する取組や計画を、分かりやすく簡潔にまとめること。その際、コンテストの参加等のトップ層の人材を育成するための取組だけではなく、科学技術人材の裾野を広げるための取組や先端的な研究を下支えするような人材を育成するための取組があれば、そのような取組についても記入すること（例：地域の小中学校と連携した取組等）。

- ・ 実践型として指定を希望する学校においては、前期までの研究開発を踏まえた科学技術人材育成に関する取組の広がりや深まりが分かるように具体的に記入すること。

6 科学技術人材育成重点枠の内容・実施方法・検証評価等 ※3-1-4は4。3-1-5には本項目はなし

- ・ 科学技術人材育成重点枠を申請しない場合には、「6 科学技術人材育成重点枠の内容・実施方法・検証評価等」の下に、「該当なし」と記入し、別紙様式に記載のある項目名等は削除すること。

(1) 区分・期間・金額

- ・ 別紙様式1の「1実施希望種」で、科学技術人材育成重点枠に記入した区分・期間・金額を記入すること。

(2) 研究開発のテーマ

- ・ 期間中に取り組む研究開発テーマを簡潔に記入すること（40字程度）。

(3) 概要

- ・ 「(6) 研究開発の内容・実施方法・検証評価」の記入内容の要点を総括的に120～160字程度で分かりやすく要約し記入すること。

(4) 目的・目標

- ・ 科学技術人材育成重点枠を実施する目的と、期間中に達成すべき目標について記入すること。

(5) 5の研究開発との関係 ※3-1-4は「基礎枠（文理融合基礎枠を含む。）における研究開発との関係」

- ・ 科学技術人材育成重点枠での研究開発と基礎枠での研究開発の関係、両者の連携の取り方、一体的な実施により期待される相乗効果等について分かりやすく記入すること。

(6) 研究開発の内容・実施方法・検証評価

- ・ 現状の分析から抽出された課題に対する取組等の内容を検証するための研究開発の内容を具体的かつ明確にし、どのような仮説に基づき、どのような手段や実施方法（例えば、指導方法の工夫や授業改善、教材開発、大学や研究機関、産業界等との連携、国際性を高める取組、科学部等の課外活動の取組等）により、どのような成果が期待されるのか、また、成果を検証、評価する具体的な方法等について、記入すること。
- ・ 連携を予定している学校がある場合、当該学校名（当該学校の生徒が関連する場合には、各校における対象学年、生徒数を併せて）、実効性のある実施体制（管理機関や連携校、大学や研究機関等の関与や協力、役割分担等）についても、必ず記入すること。

(7) 必要となる教育課程の特例等（特例が必要な理由を含む。） ※3-1-4のみ

- ・ 別紙様式3-1-1の5（4）に準じて記入すること。

7 研究開発組織の概要

※3-1-2の場合には8、3-1-4、3-1-5の場合には5。経理等の事務処理体制も含む。高大接続枠は後述。

- ・ どのような組織でSSHとしての研究開発を行うのか、組織における役割分担や組織運営の方法等

について、具体的に記入すること。

- ・ 研究開発組織については、組織図等を作成する等して分かりやすく記入すること。
- ・ 研究開発を効率的かつ効果的に行うためには、適切な校務分掌、担当教師だけでなく他教科も含めた教師間の協力及び学校の事務部門との連携等、学校全体として組織的に取組を推進することが不可欠であるため、どのような体制で研究開発を実施するのかについて詳細に記入すること。SSHの指定を受けた実績がある場合には、過去の取組実績も分かるように記入すること。

8 研究開発成果の普及・発信に関する取組 ※3-1-2の場合には9、3-1-4、3-1-5の場合には6

- ・ 研究開発成果の発信・普及（校内・校外）に関する取組について、計画している内容や実施方法等を具体的に記入すること。
- ・ 高大接続枠以外の場合、SSHの指定を受けた実績があるときには、過去の取組実績も分かるように記入すること。なお、先導的改革型の申請を行う学校については、これまでの成果普及の取組が具体的な成果を挙げている例について記入すること（他校での活用事例等）。

9 その他特記事項 ※3-1-2の場合には10、3-1-4、3-1-5の場合には7

- ・ 必要に応じて、本項目より前の項目に記入した内容以外に特色ある取組等を記入すること。
- ・ 申請する学校や管理機関が独自に考案したり独自の使い方をしたりしている用語が実施計画書内にある場合には、本項目中に用語集を作成すること。

<3-1-2【先導的改革型】について>

1～4、6、8、9 ※上記<各項目について>の該当項目を参照して記入すること。

5 研究開発の内容・実施方法・検証評価等

(1) 現状の分析と課題及び研究開発の仮説

- ・ 生徒や学校、地域の現状や課題を、実態調査等のデータ等に基づき分析し、これまでのSSH実施における成果や課題を抽出した上で、先導的改革期の指定において開発を目指す先端的教育システムの全体像を明確にし、目標を達成するため、研究期間を通して、どのような仮説を立て、何について研究を行うのか具体的に記入すること。

(2) 研究開発の内容・実施方法・検証評価

- ・ 連携を予定している学校がある場合、当該学校名（当該学校の生徒が関連する場合には、各校における対象学年、生徒数を併せて）、実効性のある実施体制（管理機関や連携校、大学や研究機関等の関与や協力、役割分担等）についても、③に必ず記入すること。

7 これまでの取組状況・将来の構想

- ・ これまでの成果や課題に関する分析と検討結果を踏まえ、令和6年度から指定を希望する3年間及び指定が終了した後の展望も見据えた将来の構想について記入すること。その際、長期にわたってSSH指定校に指定されてきた学校として日本の科学技術人材の育成にしっかりと貢献していく体制が整っているか（自主財源や外部資金の確保（どれだけの資金をどこからどのように提供を受けるのか具体的に記載すること）、効果的な経費の活用、組織体制の充実、域内外への成果の普及等に関する取組、国民のSSH事業への理解に資する取組等）にも触れながら記入すること。

- ・ 前項のほか、上記<各項目について>の5「研究開発の内容・実施方法・検証評価等」の記入要領も参照し記入すること。

<3-1-3【認定枠】について>

- 1 ※上記<各項目について>の該当項目を参照して記入すること。

2 取組の概略

- ・ 各項目について、審査の観点の項目を踏まえて対応する内容を記入すること。

3 教育課程の概要

(1) 課題研究に係る取組

- ・ 「総合的な探究の時間」や「理数探究」等、課題研究や探究活動を教育課程上にどう位置付けて取り組むのか、教科・科目名、実施対象学年、実施対象生徒、単位数を様式の表に整理して記入すること（下記の例を参照）。なお、在籍生が3年間を通してどう取り組むのか分かるように記入するものとし、令和4・5年度入学生を含め、指定期間中の在籍生について入学年度で異なる場合には、表を複製等して計画している内容をそれぞれ記入すること。

(例)

学科・コース	第1学年		第2学年		第3学年		対 象
	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	
理数科	理数・SS課題研究Ⅰ	2	理数・SS課題研究Ⅱ	2	理数・SS課題研究Ⅲ	1	理数科全員
普通科理系	探究・SS探究Ⅰ ※文系と共通	2	探究・SS探究ⅡA	2	探究・SS探究ⅢA	1	1・2年理系全員 3年理系選択 (1/4程度を定員とする。)
普通科文系	探究・SS探究Ⅰ ※理系と共通	2	探究・SS探究ⅡB	1	なし		1・2年文系全員

- ・ 様式の表について、行が足りない場合には、適宜、追加すること。
- ・ 前指定期までの成果や課題を踏まえることとし、前指定期からの変更があれば、どのように成果や課題を踏まえたのかを含め、簡潔にその変更内容を表の下に記入すること。
- ・ どのような内容の取組を具体的にどう進めていくのか等については、本項目では記入せず、「2 取組の概略」の「(2) 取組内容」に記入すること。

(2) 必要となる教育課程の特例

- ・ SSHの趣旨及びこれまでの自らの研究開発の成果を踏まえつつ、申請校又は当該校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、教育課程の特例として、当該校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程（例えば、必修の科目の履修を学校設定科目の履修により代替する等。以下単に「特別の教育課程」という。）が必要な場合に、その教科・科目名や当該科目の単位数、実施対象生徒（学年を含む。）等の特例の内容を、代替措置を含め、様式の表に整理して記入すること（下記の例を参照）。また、特例が必要な理由は、「(特例が必要な理由)」に記入すること。

- ・ 実施対象生徒については、実施規模を基に教育課程の特例の適用範囲を「第1学年全員」、「〇〇科第〇学年〇コース」等と明確に記入すること。

(例)

学科・コース	開設する教科・科目等		代替される教科・科目等		対 象
	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	
普通科	探究・SS探究 I	1	総合的な探究の時間	1	第1学年全員
			・ ・ ・		
理数科	理数・SS課題研究 II	1	理数探究 総合的な探究の時間	1	第2学年全員

- ・ 前指定期までの成果や課題を踏まえることとし、前指定期からの変更があれば、どのように成果や課題を踏まえたのか等、その趣旨を含め、簡潔にその変更内容を表の下に記入すること。
- ・ 文部科学省は、申請内容を基に、教育課程の特例とその適用範囲を認めるかどうか決定する（実施計画書の段階で、あらかじめ教育課程の特例や適用範囲の申請が無い場合、SSHとしての教育課程の特例は認められないので注意すること。）。
- ・ 教育課程の特例に該当するかどうか不明な場合には、文部科学省初等中等教育局教育課程課に確認すること。

4 教育上の適切な配慮（教育課程の特例を必要とする場合）

- ・ 特別の教育課程が必要な場合には、申請校及び管理機関において、表の各事項について確認し、確認したことを各項目の左欄に☑で示すこと。

5 科学技術人材育成重点枠の内容・実施方法・検証評価等

- ・ 科学技術人材育成重点枠を申請しない場合には、「5 科学技術人材育成重点枠の内容・実施方法・検証評価等」の下に、「該当なし」と記入すること。

(1) 区分・期間・金額

- ・ 別紙様式1-1の「1 実施希望種」で、科学技術人材育成重点枠に記入した区分・期間・金額を記入すること。

(2) 取組のテーマ

- ・ 期間中に取り組むテーマ名を簡潔に記入すること（40字程度）。

(3) 概要

- ・ 「(6) 取組の内容・実施方法・検証評価」の記入内容の要点を総括的に120～160字程度で分かりやすく要約し記入すること。

(4) 目的・目標

- ・ 科学技術人材育成重点枠を実施する目的と、期間中に達成すべき目標について記入すること。

(5) 2の取組の概略との関係

- ・ 科学技術人材育成重点枠で実施する取組と基礎枠の取組との関係、両者の連携の取り方、一体的な実施により期待される相乗効果等について分かりやすく記入すること。

(6) 取組の内容・実施方法・検証評価

- ・ どのような手段や実施方法により、どのような成果が期待されるのか、また、成果を検証、評価する具体的な方法等について、記入すること。
- ・ 連携を予定している学校がある場合、当該学校名（当該学校の生徒が関連する場合には、各校における対象学年、生徒数を併せて）、実効性のある実施体制（管理機関や連携校、大学や研究機関等の関与や協力、役割分担等）についても、③に必ず記入すること。

<3-1-4【高大接続枠】について>

1、2、4、6、7 ※上記<各項目について>の該当項目を参照して記入すること。

3 研究開発の概要

- ・ 「4 科学技術人材育成重点枠の内容・実施方法・検証評価等」の記入内容の要点を総括的に120～160字程度で分かりやすく要約し記入すること。

5 研究開発組織の概要（経理等の事務処理体制も含む）

- ・ どのような組織で高大接続枠における研究開発を行うのか、組織における役割分担や組織運営の方法等について、具体的に記入すること。
- ・ 研究開発組織については、組織図等を作成する等して分かりやすく記載すること。
- ・ 研究開発を効率的かつ効果的に行うためには、幹事校だけでなく参画校も含めた、適切な校務分掌、教員の協力及び学校の事務部門の支援等、コンソーシアム全体として組織的に取組を推進することが不可欠であるため、どのような体制で研究開発を実施するのかについて詳細に記入すること。また、接続大学との協働活動を推進する体制についても併せて記入すること。

<3-1-5【経過措置】について>

1～3、5～7 ※上記<各項目について>の該当項目を参照して記入すること。

4 研究開発の内容・実施方法・検証評価等

(1) 現状の分析と課題及び研究開発の仮説

- ・ 生徒や学校、地域の現状や課題を、実態調査等のデータ等に基づき分析した上で、育成しようとする生徒像を明確にし、「2 研究開発課題名」で示した課題を解決するため、研究期間を通して、どのような仮説を立て、何について研究を行うのか具体的に記入すること。
- ・ 前項のほか、上記<各項目について>の該当項目の記入要領も参照し記入すること。

○ 別紙様式3-2「所要経費」について

- ・ 基礎枠（文理融合基礎枠を含む。）と科学技術人材育成重点枠については、分けて個々に記入すること。

- ・ S S Hに係る支援経費は、内定後、J S Tへ別途提出する事業計画書及び経費説明書において、S S H指定校等とJ S Tが調整を行って内容を確定する予定であるので、留意すること。
- ・ 経費項目の内容については、謝金、旅費、車両雇上交通費等、印刷製本費、消耗品費、備品費等必要な経費項目を記入すること（経費の費目別内訳の詳細は別添6を参照）。
- ・ 1校当たりの経費については、予算の範囲内で指定学校数等を勘案して支出する予定であるが、支援予定額の上限を推計すると別添6のとおりであり、これを参考として経費積算を行うこと。
- ・ 記入に当たっては、下記の点に留意すること。
 - （1） 積算基礎については、現段階で構想中の計画に基づき、員数、個数、回数、単価等を記入すること。（単価等は管理機関の規程、物品等であれば定価で構わない。）
 - （2） 各経費項目が、研究開発のどの実践や取組に該当又は関連するのかを、別紙様式3-2の記入例を参考にして、備考欄に記入すること。

○ 「教育課程表」について

- ・ 管理機関等に提出する正式な教育課程表を提出すること。下表のように、一覧性のない簡易な教育課程表は提出資料に該当しないことに留意すること。
(提出資料に該当しない例)
- ...
- .
- .
- .
- ・ 令和6年度在籍生徒（令和4・5・6年度入学生）に関する教育課程表（「実施規模」に該当する生徒分は必ず含むこと）を提出すること。
 - ・ S S Hの研究開発に係る教育課程の特例や、特例に該当しない教育課程上の工夫がある箇所については、表中に記号や網掛けを付ける等により、S S Hの研究開発等に係る部分が教育課程表上で明確に分かるようにすること。
 - ・ II期以上の申請（経過措置を含む。）で令和5年度においてS S Hに指定されている場合、令和4・5年度入学生について、令和5年度のものから教育課程の変更がある場合、教育課程表上で変更箇所が分かるようにすること。
 - ・ 指定年度途中で、学科を再編する場合や中高教育一貫校となる場合には、体制変更後における教育課程表（詳細な教育課程表がない場合には簡易な教育課程表で可）を提出すること。
 - ・ 高大接続枠においては、参画校分も併せて提出すること。

○ 「その他」について

【申請する全ての学校】

- ・ 実施希望調書等を提出する全ての学校は、今回の計画の概要が分かる説明資料（A4判1頁様式自由）を作成し、添付すること。資料には、学校名及び申請する指定期数を必ず記載すること。なお、基礎枠と科学技術人材育成重点枠を同時に申請する場合、それぞれ作成し、添付すること。

【開発型/実践型/先導的改革型/認定枠 新規5年間【継続新規】（先導的改革型は新規3年間）を希望する学校】

- ・ 学校の現状（学校の課題や理数教育に関する教育課程等の特色、科学技術人材の育成に向けた取組等）や別紙様式1の「2 学校のこれまでの取組実績等」等に記入した内容も踏まえ、これまでのSSH指定による申請校における主な成果が分かる資料（A4判1頁様式自由。添付資料はA4判2頁まで可。）を作成し、添付すること。なお、ここでは特に具体的な数値的データに基づく成果を中心に記入すること（在校生や教職員等に対する単なる主観的なアンケート調査の結果に留まるような内容を記入する必要はない。）SSHの指定期間が長い学校ほど、充実した成果の記入が望まれる。

【開発型/実践型/先導的改革型 新規5年間【継続新規】（先導的改革型は新規3年間）を希望する学校】

- ・ 今回と既実施の計画との関係が分かる資料（A4判1頁様式自由）を作成し、添付すること。
- ・ 前回の中間評価結果からの改善状況（特に、課題として指摘された事項に係るもの）が分かる資料（A4判1頁様式自由）を作成し、添付すること。

○ 別紙様式4「令和6年度スーパーサイエンスハイスクール実施希望調書担当者名簿」について

- ・ 必要事項を記入し提出すること（なお、内定後、上記担当者の変更があれば、修正したものを速やかに再提出すること。）。

○ 別紙様式5「令和6年度SSH新規希望ヒアリング日程調整表」について

- ・ ヒアリングは、オンラインで実施することを前提に、必要事項を記入し提出すること。また、ヒアリングの対応者は、原則、申請校の校長・担当者及び管理機関の代表者（担当者）とする。ただし、経過措置及び認定枠の申請をする場合で科学技術人材育成重点枠の申請を伴わないときは、提出不要であること。



SSH指定校の目指す姿（イメージ）

リーディング期

先導的 改革期

科学技術人材育成システム改革を先導する役割

卓越した研究開発を通じて、科学技術人材育成システム改革を先導。

先導的改革期は、Ⅳ期までとは異なる枠組みであり、指定校は、科学技術人材育成におけるシステム上の課題を自ら設定し、当該課題に挑戦する意欲的な研究開発を実施することで科学技術人材育成システム改革を先導する。

Ⅳ期

深化と精選：確立した取組をベースに強みを伸ばす一方、取組を精選

Ⅲ期までの取組を基にして、域内外に波及するような取組を確立するとともに、これまで築いてきた強みを恒常化。

Ⅲ期

特色と変革：自らの強み等を確立し一段高い研究開発

Ⅰ・Ⅱ期までの取組をベースとしながら、自らの強みや、教科間連携、学校全体での組織的な指導体制等を確立した上で、一段高い研究開発を行い、域内における科学技術人材育成の取組を促進。

Ⅲ期目以降は、中間評価の結果も踏まえて更なる特色づくりやⅠ・Ⅱ期以上の取組の進化の可能性が認められる場合に限り指定。

Ⅱ期

安定と特色：学校全体で組織的に研究開発等に取り組む体制等を構築

Ⅰ期目からの取組を踏まえ、他教科を含めた学校全体として組織的に研究開発等に取り組む体制等を構築。

Ⅰ期

開発と安定：コアとなるカリキュラムや取組の実施、SSH型学校経営の実施

発展期

創成期

自立

一定のSSHの実績を有する学校を「認定校」として指定。
科学技術人材育成のモデルとして、これまでの研究開発の成果を基にした多様な実践活動を普及・展開。

【参考】

- 開発型：原則としてⅠ期目の指定校
- 実践型：Ⅱ期目、Ⅲ期目、Ⅳ期目の指定校
- 先導的改革型：先導的改革期（先導Ⅰ期～）の指定校

--

ふりがな 学 校 名	指定期間
これまでの指定期間	

スーパーサイエンスハイスクール実施希望調書（令和6年度指定）

1 実施希望種（該当するものに☑）

- 開発型 新規5年間【新規】 < 文理融合基礎枠 >
- 開発型 新規5年間【継続新規】（Ⅱ期目 Ⅲ期目 Ⅳ期目） < 文理融合基礎枠 >
- 実践型 新規5年間【継続新規】（Ⅱ期目 Ⅲ期目 Ⅳ期目） < 文理融合基礎枠 >
- 先導的改革型 新規3年間【継続新規】（Ⅰ期目 Ⅱ期目） < 文理融合基礎枠 >
- 認定枠 新規5年間【継続新規】 < 文理融合基礎枠 >
- 科学技術人材育成重点枠
 - 区分：
 - 期間：
 - 金額：
- 経過措置1年間
- 経過措置2年間

（コンソーシアムの構成）※高大接続枠ではない場合、削除すること。

	ふりがな 学 校 名 <small>※行が不足する場合には、適宜追加すること。</small>	（SSH指定校又は経験校の場合）	
		これまでの指定期間	これまでの科学技術人材育成重点枠の有無
幹事校			
接続大学		/	/
参画校			
参画校			
参画校			

2 学校のこれまでの取組実績等

（1）大学や研究所等関係機関との連携状況

（2）国際性を高める取組

（3）科学部等課外活動の活動状況

(4) 卒業後の状況

(5) 研究歴

(6) その他特記すべき事項

--

ふりがな 学 校 名	指定期間
これまでの指定期間	

スーパーサイエンスハイスクールに対する管理機関（及び接続大学）の取組・支援

1 管理機関及び学校について

(1) 管理機関名、責任者名

(2) 学校名、校長名（高大接続枠の場合、幹事校だけでなく、全ての参画校、接続大学についても記載すること。）

2 管理機関における理数系教育、科学技術人材育成に関する計画、戦略、取組等

(1) 管理機関としての計画、戦略、取組等

(2) (1)におけるSSH事業や申請校（以下、1(2)の学校をいう）の位置付けとその必要性

3 申請校（高大接続の場合は、申請校及びコンソーシアム）に対する支援について

4 管理機関における事業の管理について

5 成果の活用について

6 (高大接続枠のみ、接続大学において記入すること。) 高大接続による一貫した理数系トップレベル人材育成プロセスの開発・実証における接続大学の戦略、取組、コンソーシアムで接続大学が担う役割、詳細体制(対応部局等)等

ふりがな 学校名	申請する指定期数	
	指定期間	
	開発型・実践型の別	(文理)
これまでの指定期間		

スーパーサイエンスハイスクール研究開発実施計画書（令和6年度指定）【開発型・実践型】

1 学校の概要

(1) 校長名、所在地、電話番号、FAX番号

ふりがな 校長名		学期制の別	
ふりがな 所在地			
電話番号		FAX番号	

(2) 課程・学科・学年別生徒数及び学級数（令和5年5月1日現在）、研究開発の実施規模

課程 ()											
学 科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		計		実施規模
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	
課程ごとの計											
○時間割上の1コマの時間：○分 ()											

(3) (中高一貫教育校である場合は、) 中高一貫教育の形態

--

(4) 教職員数（令和5年5月1日現在）

校長	副校長・ 教 頭	教諭等	非常勤講師	養護教諭	実習助手	ALT	学校司書	その他	計
		()	()					()	

※ 「教諭等」及び「非常勤講師」の括弧内は、数学・理科・情報科の教職員数。

※ 「その他」の括弧内は、メンター等として課題研究の支援をしている卒業生等の延べ人数。

2 研究開発課題名

--

3 研究開発の概要

--

4 研究開発の目的・目標

(1) 目的

(2) 目標

5 研究開発の内容・実施方法・検証評価等

(1) 現状の分析と課題

(2) 研究開発の仮説

(3) 研究開発の内容・実施方法・検証評価

①テーマ名
I
②目的、仮説との関係、期待される成果
<目的>
<仮説との関係>
<期待される成果>
③内容、実施方法

④研究開発計画、検証評価方法・検証評価計画
<研究開発計画>
<検証評価方法・評価計画>

(4) 必要となる教育課程の特例等 (特例が必要な理由を含む。)

①必要となる教育課程の特例

(教育課程の特例の概要)

令和4・5年度の入学生					
学科・コース	開設する 教科・科目等		代替される 教科・科目等		対 象
	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	

令和6年度以降の入学生					
学科・コース	開設する 教科・科目等		代替される 教科・科目等		対 象
	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	

(教育課程の特例の詳細)

①開設する教科・科目名 (代替される教科・科目)
〇〇・〇〇 (〇〇・〇〇)
②履修学年 (単位数)
〇年 (〇単位)
③教育課程の特例が必要な理由
④開設する教科・科目の目標
⑤開設する教科・科目における学習内容・実施方法
⑥代替される教科・科目との関連

②教育課程の特例に該当しない教育課程上の工夫（学校設定教科・科目の開設など）

①教科・科目名
〇〇・〇〇（〇〇・〇〇）
②履修学年（単位数）
〇年（〇単位）
③開設する理由
④目標
⑤学習内容・実施方法
⑥学習指導要領に示す既存の教科・科目との関連

（５）課題研究に係る取組

学科・ コース	第1学年		第2学年		第3学年		対 象
	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	

（課題研究に係る具体の取組内容）

（６）授業改善に係る取組（指導体制等の改善や教師の指導力向上等を含む。）

（７）科学技術人材育成に関する取組内容・実施方法

6 科学技術人材育成重点枠の内容・実施方法・検証評価等

(1) 区分・期間・金額

(2) 研究開発のテーマ

(3) 概要

(4) 目的・目標

(5) 5の研究開発との関係

(6) 研究開発の内容・実施方法・検証評価

①テーマ名
I
②目的、仮説との関係、期待される成果
<目的>
<仮説との関係>
<期待される成果>
③内容、実施方法
④研究開発計画、検証評価方法・検証評価計画
<研究開発計画>
<検証評価方法・評価計画>

7 研究開発組織の概要

①校務分掌（組織図等の記載を含む。）

②組織運営の方法

8 研究開発成果の普及・発信に関する取組

9 その他特記事項

ふりがな 学校名	申請する指定期数	
	指定期間	
	類型	先導的改革型（文理）
これまでの指定期間		

スーパーサイエンスハイスクール研究開発実施計画書（令和6年度指定）【先導的改革型】

1 学校の概要

(1) 校長名、所在地、電話番号、FAX番号

ふりがな 校長名		学期制の別	
ふりがな 所在地			
電話番号		FAX番号	

(2) 課程・学科・学年別生徒数及び学級数（令和5年5月1日現在）、研究開発の実施規模

課程（ ）

学 科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		計		実施規模
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	
課程ごとの計											

○時間割上の1コマの時間：○分（ ）

(3) (中高一貫教育校である場合は、) 中高一貫教育の形態

--

(4) 教職員数（令和5年5月1日現在）

校長	副校長・ 教 頭	教諭等	非常勤講師	養護教諭	実習助手	ALT	学校司書	その他	計
		()	()					()	

※ 「教諭等」及び「非常勤講師」の括弧内は、数学・理科・情報科の教職員数。

※ 「その他」の括弧内は、メンター等として課題研究の支援をしている卒業生等の延べ人数。

2 研究開発課題名

--

3 研究開発の概要

--

4 研究開発の目的・目標

(1) 目的

(2) 目標

5 研究開発の内容・実施方法・検証評価等

(1) 現状の分析と課題及び研究開発の仮説

(2) 研究開発の内容・実施方法・検証評価

①テーマ名
I
②目的、仮説との関係、期待される成果
<目的>
<仮説との関係>
<期待される成果>
③内容、実施方法
④研究開発計画、検証評価方法・検証評価計画
<研究開発計画>
<検証評価方法・評価計画>

(3) 必要となる教育課程の特例等 (特例が必要な理由を含む。)

①必要となる教育課程の特例

(教育課程の特例の概要)

令和4・5年度の入学生					
学科・コース	開設する教科・科目等		代替される教科・科目等		対 象
	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	

令和6年度以降の入学生					
学科・コース	開設する教科・科目等		代替される教科・科目等		対 象
	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	

(教育課程の特例の詳細)

①開設する教科・科目名 (代替される教科・科目)
〇〇・〇〇 (〇〇・〇〇)
②履修学年 (単位数)
〇年 (〇単位)
③教育課程の特例が必要な理由
④開設する教科・科目の目標
⑤開設する教科・科目における学習内容・実施方法
⑥代替される教科・科目との関連

②教育課程の特例に該当しない教育課程上の工夫 (学校設定教科・科目の開設など)

①教科・科目名
〇〇・〇〇 (〇〇・〇〇)
②履修学年 (単位数)
〇年 (〇単位)
③開設する理由
④目標

⑤学習内容・実施方法
⑥学習指導要領に示す既存の教科・科目との関連

(4) 課題研究に係る取組

学科・ コース	第1学年		第2学年		第3学年		対 象
	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	

(課題研究に係る具体の取組内容)

(5) 授業改善に係る取組 (指導体制等の改善や教師の指導力向上等を含む。)

(6) 科学技術人材育成に関する取組内容・実施方法

6 科学技術人材育成重点枠の内容・実施方法・検証評価等

(1) 区分・期間・金額

(2) 研究開発のテーマ

(3) 概要

(4) 目的・目標

(5) 5の研究開発との関係

(6) 研究開発の内容・実施方法・検証評価

①テーマ名
I
②目的、仮説との関係、期待される成果
<目的>
<仮説との関係>
<期待される成果>
③内容、実施方法
④研究開発計画、検証評価方法・検証評価計画
<研究開発計画>
<検証評価方法・評価計画>

7 これまでの取組状況・将来の構想

8 研究開発組織の概要

①校務分掌（組織図等の記載を含む。）

②組織運営の方法

9 研究開発成果の普及・発信に関する取組

10 その他特記事項

ふりがな 学校名			
		指定期間	
		文理融合基礎枠	一・文理
これまでの 指定期間			

スーパーサイエンスハイスクール実施計画書（令和6年度指定）【認定枠】

1 学校の概要

(1) 校長名、所在地、電話番号、FAX番号

ふりがな 校長名		学期制の別	
ふりがな 所在地			
電話番号		FAX番号	

(2) 課程・学科・学年別生徒数及び学級数（令和5年5月1日現在）、実施規模

課程（ ）											
学 科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		計		実施規模
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	
課程ごとの計											
○時間割上の1コマの時間：○分（ ）											

(3) (中高一貫教育校である場合は、) 中高一貫教育の形態

--

(4) 教職員数（令和5年5月1日現在）

校長	副校長・ 教 頭	教諭等	非常勤講師	養護教諭	実習助手	ALT	学校司書	その他	計
		()	()					()	

※ 「教諭等」及び「非常勤講師」の括弧内は、数学・理科・情報科の教職員数。

※ 「その他」の括弧内は、メンター等として課題研究の支援をしている卒業生等の延べ人数。

2 取組の概略

(1) 目的

<審査の観点（抜粋）>

○目的がSSH事業の目的と照らし適切か。

※審査の観点の項目を踏まえて対応する内容を記入してください。

※四角で囲っている審査の観点などは、提出する際には削除すること。

(2) 取組内容

<審査の観点（抜粋）>

○理数系教育の重視や課題発見・解決能力、論理的思考力の育成など、将来の科学技術人材の育成に向け、教育課程内外を通じて適切な取組が計画されているか。

○課題研究等を通じた科学的な探究活動に関する科目等が教育課程上で中核的な役割を果たす位置付けとなっているか。

○SSHの狙いを踏まえて、理数系教科・科目を中心に各教科・科目において主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図る取組が計画されているか。

○課題研究等を通じた科学的な探究活動に関する科目等と通常の教科・科目との連携や、多様な主体との連携・協働など、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた取組が適切に計画されているか。

○自主財源や外部資金を確保するための取組が計画されているか。

※審査の観点の項目を踏まえて対応する内容を記入してください。

※四角で囲っている審査の観点などは、提出する際には削除すること。

(3) これまでの研究開発成果の学校内での共有、対外的な発信・普及

<審査の観点（抜粋）>

○過去の成果をもとに、学校内での研究開発の成果の共有・継承や、成果の対外的な発信・普及に向けた取組が計画されているか。

（成果の対外的な発信・普及に向けた取組の例）

・成果物のHP掲載

・成果に関する他校との情報共有の機会の確保

※あくまで例であり、全てを実施する必要はない。

※審査の観点の項目を踏まえて対応する内容を記入してください。

※四角で囲っている審査の観点などは、提出する際には削除すること。

3 教育課程の概要

(1) 課題研究に係る取組							
学科・コース	第1学年		第2学年		第3学年		対象
	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	

(2) 必要となる教育課程の特例					
令和4・5年度の入学生					
学科・コース	開設する教科・科目等		代替される教科・科目等		対象
	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	

令和6年度以降の入学生					
学科・コース	開設する教科・科目等		代替される教科・科目等		対象
	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	

(特例が必要な理由)

4 教育上の適切な配慮（教育課程の特例を必要とする場合）

<input type="checkbox"/>	①特別の教育課程について、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校等の教育の目標に関する規定等に照らして適切であることを申請校及び管理機関において確認済である。
<input type="checkbox"/>	②特別の教育課程において、学習指導要領において全ての生徒に履修させる内容として定められている事項が適切に取り扱われていることを申請校及び管理機関において確認済である。
<input type="checkbox"/>	③特別の教育課程について、生徒の発達段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていることを申請校及び管理機関において確認済である。
<input type="checkbox"/>	④特別の教育課程について、保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていることを申請校及び管理機関において確認済である。
<input type="checkbox"/>	⑤特別の教育課程において、②～⑤までに記載するものの他、生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていることを申請校及び管理機関において確認済である。

5 科学技術人材育成重点枠の内容・実施方法・検証評価等

(1) 区分・期間・金額

(2) 取組のテーマ

(3) 概要

(4) 目的・目標

(5) 2の取組の概略との関係

(6) 取組の内容・実施方法・検証評価

①テーマ名
I
②目的、仮説との関係、期待される成果
<目的>
<仮説との関係>
<期待される成果>
③内容、実施方法
④研究開発計画、検証評価方法・検証評価計画
<研究開発計画>
<検証評価方法・評価計画>

ふりがな 学校名		申請する指定期数	
		指定期間	
		開発型・実践型の別	
これまでの指定期間			

スーパーサイエンスハイスクール研究開発実施計画書（令和6年度指定）【高大接続枠】

1 学校の概要

(1) 校長名、所在地、電話番号、FAX番号

ふりがな 校長名		学期の別	
ふりがな 所在地			
電話番号		FAX番号	

(2) 課程・学科・学年別生徒数及び学級数（令和5年5月1日現在）、研究開発の実施規模

課程（ ）											
学 科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		計		実施規模
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	
課程ごとの計											
○時間割上の1コマの時間：○分（ ）											

(3) (中高一貫教育校である場合は、) 中高一貫教育の形態

--

(4) 教職員数（令和5年5月1日現在）

校長	副校長・ 教 頭	教諭等	非常勤講師	養護教諭	実習助手	ALT	学校司書	その他	計
		()	()					()	

※ 「教諭等」及び「非常勤講師」の括弧内は、数学・理科・情報科の教職員数。

※ 「その他」の括弧内は、メンター等として課題研究の支援をしている卒業生等の延べ人数。

2 研究開発課題名

--

3 研究開発の概要

--

4 科学技術人材育成重点枠の内容・実施方法・検証評価等

(1) 区分・期間・金額

(2) 研究開発のテーマ

(3) 概要

(4) 目的・目標

(5) 基礎枠（文理融合基礎枠を含む。）における研究開発との関係

(6) 研究開発の内容・実施方法・検証評価

①テーマ名
I
②目的、仮説との関係、期待される成果
<目的>
<仮説との関係>
<期待される成果>
③内容、実施方法

④研究開発計画、検証評価方法・検証評価計画
<研究開発計画>
<検証評価方法・評価計画>

(7) 必要となる教育課程の特例等 (特例が必要な理由を含む。)

①必要となる教育課程の特例

(教育課程の特例の概要)

令和4・5年度の入学生					
学科・コース	開設する 教科・科目等		代替される 教科・科目等		対 象
	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	

令和6年度以降の入学生					
学科・コース	開設する 教科・科目等		代替される 教科・科目等		対 象
	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	

(教育課程の特例の詳細)

①開設する教科・科目名 (代替される教科・科目)
〇〇・〇〇 (〇〇・〇〇)
②履修学年 (単位数)
〇年 (〇単位)
③教育課程の特例が必要な理由
④開設する教科・科目の目標
⑤開設する教科・科目における学習内容・実施方法
⑥代替される教科・科目との関連

②教育課程の特例に該当しない教育課程上の工夫

①教科・科目名
〇〇・〇〇（〇〇・〇〇）
②履修学年（単位数）
〇年（〇単位）
③開設する理由
④目標
⑤学習内容・実施方法
⑥学習指導要領に示す既存の教科・科目との関連

5 研究開発組織の概要

①校務分掌（組織図等の記載を含む）

②組織運営の方法

6 研究開発成果の普及・発信に関する取組

7 その他特記事項

ふりがな 学校名	申請する指定期数	
	指定期間	
	類型	経過措置
これまでの指定期間		

スーパーサイエンスハイスクール研究開発実施計画書（令和6年度指定）【経過措置】

1 学校の概要

(1) 校長名、所在地、電話番号、FAX番号

ふりがな 校長名		学期制の別	
ふりがな 所在地			
電話番号		FAX番号	

(2) 課程・学科・学年別生徒数及び学級数（令和5年5月1日現在）、研究開発の実施規模

課程（ ）											
学 科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		計		実施規模
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	
課程ごとの計											
○時間割上の1コマの時間：○分（ ）											

(3) (中高一貫教育校である場合は、) 中高一貫教育の形態

--

(4) 教職員数（令和5年5月1日現在）

校長	副校長・ 教 頭	教諭等	非常勤講師	養護教諭	実習助手	ALT	学校司書	その他	計
		()	()					()	

※ 「教諭等」及び「非常勤講師」の括弧内は、数学・理科・情報科の教職員数。

※ 「その他」の括弧内は、メンター等として課題研究の支援をしている卒業生等の延べ人数。

2 研究開発課題名

--

3 研究開発の概要

--

4 研究開発の内容・実施方法・検証評価等

(1) 現状の分析と課題及び研究開発の仮説

(2) 研究開発の内容・実施方法・検証評価

(3) 必要となる教育課程の特例等（特例が必要な理由を含む。）

①必要となる教育課程の特例

(教育課程の特例の概要)

令和4・5年度の入学生					
学科・コース	開設する 教科・科目等		代替される 教科・科目等		対 象
	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	

令和6年度以降の入学生					
学科・コース	開設する 教科・科目等		代替される 教科・科目等		対 象
	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	

(教育課程の特例の詳細)

①開設する教科・科目名（代替される教科・科目）
〇〇・〇〇（〇〇・〇〇）
②履修学年（単位数）
〇年（〇単位）
③教育課程の特例が必要な理由

④開設する教科・科目の目標
⑤開設する教科・科目における学習内容・実施方法
⑥代替される教科・科目との関連

②教育課程の特例に該当しない教育課程上の工夫（学校設定教科・科目の開設など）

①教科・科目名
〇〇・〇〇（〇〇・〇〇）
②履修学年（単位数）
〇年（〇単位）
③開設する理由
④目標
⑤学習内容・実施方法
⑥学習指導要領に示す既存の教科・科目との関連

（４）課題研究に係る取組

学科・ コース	第1学年		第2学年		第3学年		対 象
	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	教科・科目名	単位数	

（課題研究に係る具体の取組内容）

（５）授業改善に係る取組（指導体制等の改善や教師の指導力向上等を含む。）

(6) 科学技術人材育成に関する取組内容・実施方法

5 研究開発組織の概要

①校務分掌（組織図等の記載を含む。）

②組織運営の方法

6 研究開発成果の普及・発信に関する取組

7 その他特記事項

別紙様式 3 - 2

ふりがな 学 校 名	指定期間
これまでの指定期間	

所 要 経 費

○基礎枠（文理融合基礎枠を含む。）

経費項目	金額（円）	積算基礎（円）	備考
諸謝金		1 外部講師謝金 ○人×○回×@=	①, ②
		2 運営指導委員会出席謝金 ○人×○h×@=	⑥
旅費		1 運営指導委員旅費 ○人×○回×@=	⑥
車両等雇上交 通費等		1 野外研修バス借上費 ○台×○回×@=	⑤
印刷製本費		1 補助教材印刷費 ○冊×@=	①, ②
		2 実施報告書印刷費 ○冊×@=	⑦
図書購入費		1 研究資料図書購入費	④
通信運搬費		1 切手代 ○人×○回×@=	⑤, ⑥
消耗品費		1 実験用材料 ○包×@= 品名：	②
		2 コピー用紙代 ○個×@=	⑥
備品費		1 実験機器購入費 ○台×@= 機器名：	①, ②
人件費		1 事務員 ○日×@=	⑨
		2 非常勤講師等 ○日×@=	①, ②
その他			
科学技術人材 育成重点枠企 画参加費			
合 計			

<取組項目（経費使途）>

①：学校設定科目「先端科学講座」におけるナノテクノロジー

⑥：運営指導委員会

②：「理数数学探究」における統計処理

⑦：報告書作成

：

：

：

：

など

○科学技術人材育成重点枠 ※同枠に申請しない場合は以下削除。

経費項目	金額 (円)	積算基礎 (円)	備考
諸謝金		1 外部講師謝金 ○人×○回×@=	①, ②
		2 運営指導委員会出席謝金 ○人×○h×@=	⑥
旅費		1 運営指導委員旅費 ○人×○回×@=	⑥
車両雇上交通費等		1 野外研修バス借上費 ○台×○回×@=	⑤
印刷製本費		1 補助教材印刷費 ○冊×@=	①, ②
		2 実施報告書印刷費 ○冊×@=	⑦
図書購入費		1 研究資料図書購入費	④
通信運搬費		1 切手代 ○人×○回×@=	⑤, ⑥
消耗品費		1 実験用材料 ○包×@= 品名:	②
		2 コピー用紙代 ○個×@=	⑥
備品費		1 実験機器購入費 ○台×@= 機器名:	①, ②
人件費		1 事務員 ○日×@=	⑨
		2 非常勤講師等 ○日×@=	①, ②
その他			
科学技術人材育成重点枠企画参加費			
合計			

<取組項目(経費使途)>

①: 学校設定科目「先端科学講座」におけるナノテクノロジー

⑥: 運営指導委員会

②: 「理数数学探究」における統計処理

⑦: 報告書作成

:

:

:

:

など

別紙様式 4

令和6年度スーパーサイエンスハイスクール実施希望調書担当者名簿

1 都道府県又は政令指定都市教育委員会、都道府県私立学校事務主管課、国公立大学附属学校事務主管課

(1) 機関名	_____	
(2) 住所	〒 _____	
(3) 電話番号	代表番号	内線
	担当者直通	
(4) 担当者	所属・職名	
	氏名	
	メールアドレス	

2 スーパーサイエンスハイスクール希望学校 ※高大接続枠の場合は幹事校

(1) 学校名	_____	
(2) 住所	〒 _____	
(3) 電話番号	TEL _____	
(4) 学校長	氏名	
(5) 担当者	職名	
	氏名	
	メールアドレス	

※高大接続枠の参画校は、4に記載

3 管理機関（上記1と同じである場合は記入の必要なし）

(1) 学校名	_____	
(2) 住所	〒 _____	
(3) 電話番号	代表	内線
	担当者直通	
(4) 担当者	所属・職名	
	氏名	
	メールアドレス	

(以下、高大接続枠のみ)

4-1 スーパーサイエンスハイスクール希望学校（参画校）

(1) 学校名	_____	
(2) 住所	〒 _____	
(3) 電話番号	TEL _____	
(4) 学校長	氏名	
(5) 担当者	職名	
	氏名	
	メールアドレス	

4-2 スーパーサイエンスハイスクール希望学校（参画校）

(1) 学校名	_____
(2) 住所	〒 _____
(3) 電話番号	T E L _____
(4) 学校長	氏名 _____
(5) 担当者	職名 _____
	氏名 _____
	メールアドレス _____

4-3 スーパーサイエンスハイスクール希望学校（参画校）

(1) 学校名	_____
(2) 住所	〒 _____
(3) 電話番号	T E L _____
(4) 学校長	氏名 _____
(5) 担当者	職名 _____
	氏名 _____
	メールアドレス _____

4-4 スーパーサイエンスハイスクール希望学校（参画校）

(1) 学校名	_____
(2) 住所	〒 _____
(3) 電話番号	T E L _____
(4) 学校長	氏名 _____
(5) 担当者	職名 _____
	氏名 _____
	メールアドレス _____

5 接続大学

(1) 学校名	_____
(2) 住所	〒 _____
(3) 電話番号	T E L _____
(4) 学長	氏名 _____
(5) 担当者	職名 _____
	氏名 _____
	メールアドレス _____

※行が不足する場合には、適宜追加すること。

※令和5年11月22日（水）18：00までに提出願います。

※基本的には、2月9日までで日程を調整します（2月13日以降は予備日になります。）。

※日程調整の状況によっては、対応できないと御回答いただいた日時にお願ひせざるを得ない場合がございますので、御理解ください。

※上記の場合においては、記載いただいた「対応できない理由」を勘案させていただきます。

※ヒアリングは、オンラインで実施することを前提に、必要事項を記入ください。

※ヒアリングの対応者は、原則、申請校の校長・担当者及び管理機関の代表者とします。

令和6年度 SSH 新規希望 ヒアリング日程調整表

学校名	
-----	--

該当する実施希望種に○をつける（括弧内は基礎枠（文理融合基礎枠を含む。）は指定期数、重点枠は希望する区分を記入すること。

(○期)	開発型 新規5年間【新規】
(○期)	開発型 新規5年間【継続新規】
(○期)	実践型 新規5年間【継続新規】
(○期)	先導的改革型 新規3年間【継続新規】
	文理融合基礎枠
(○○)	科学技術人材育成重点枠

No	日程		対応できない場合： ※該当する欄に「×」を記載	対応できない理由 ※左欄で×と記載した場合、必ず御記入ください	備考
1	令和6年1月15日(月)	午前			
		午後			
2	令和6年1月16日(火)	午前			
		午後			
3	令和6年1月17日(水)	午前			
		午後			
4	令和6年1月18日(木)	午前			
		午後			
5	令和6年1月19日(金)	午前			
		午後			
6	令和6年1月20日(土)	午前			
		午後			
7	令和6年1月21日(日)	午前			
		午後			
8	令和6年1月22日(月)	午前			
		午後			
9	令和6年1月23日(火)	午前			
		午後			
10	令和6年1月24日(水)	午前			
		午後			
11	令和6年1月25日(木)	午前			
		午後			
12	令和6年1月26日(金)	午前			
		午後			
13	令和6年1月27日(土)	午前			
		午後			
14	令和6年1月28日(日)	午前			
		午後			

15	令和6年1月29日(月)	午前			
		午後			
16	令和6年1月30日(火)	午前			
		午後			
17	令和6年1月31日(水)	午前			
		午後			
18	令和6年2月1日(木)	午前			
		午後			
19	令和6年2月2日(金)	午前			
		午後			
20	令和6年2月3日(土)	午前			
		午後			
21	令和6年2月4日(日)	午前			
		午後			
22	令和6年2月5日(月)	午前			
		午後			
23	令和6年2月6日(火)	午前			
		午後			
24	令和6年2月7日(水)	午前			
		午後			
25	令和6年2月8日(木)	午前			
		午後			
26	令和6年2月9日(金)	午前			
		午後			
27	令和6年2月10日(土)	午前			
		午後			
28	令和6年2月11日(日)	午前			
		午後			
29	令和6年2月12日(月)	午前			
		午後			
30	令和6年2月13日(火)	午前			
		午後			
31	令和6年2月14日(水)	午前			
		午後			
32	令和6年2月15日(木)	午前			
		午後			
33	令和6年2月16日(金)	午前			
		午後			
34	令和6年2月17日(土)	午前			
		午後			
35	令和6年2月18日(日)	午前			
		午後			
36	令和6年2月19日(月)	午前			
		午後			
37	令和6年2月20日(火)	午前			
		午後			
38	令和6年2月21日(水)	午前			
		午後			
39	令和6年2月22日(木)	午前			
		午後			

○本件発信元

管理機関名：	
連絡者名：	
メールアドレス：	
連絡先電話番号：	

スーパーサイエンスハイスクール実施要項

平成 14 年 4 月 10 日
 文部科学大臣決定
 平成 15 年 4 月 1 日改定
 平成 16 年 4 月 1 日改定
 平成 17 年 4 月 1 日改定
 平成 23 年 12 月 14 日改定
 平成 24 年 9 月 20 日改定
 平成 27 年 4 月 1 日改定
 平成 31 年 4 月 1 日改定
 令和 3 年 11 月 25 日改定

1 趣旨

高等学校及び中高一貫教育校(中等教育学校並びに併設型及び連携型中学校・高等学校をいう。)(以下「高等学校等」という。)における先進的な科学技術、理科・数学教育(以下「理数系教育」という。)を通して、生徒の科学的な探究能力等を培い、もって、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等の育成を図ることとする。

2 事業目的

文部科学省は、1の趣旨の達成に必要な高等学校等の理数系教育に関する教育課程等の改善に資する実証的資料(理数系教育に係る高大接続の在り方に関するものを含む。)を得るとともに、その成果を他の高等学校等における理数系教育に波及させるため、以下の高等学校等をスーパーサイエンスハイスクール(科学技術人材の育成に係る高大接続に関する枠組みでの研究開発を行うスーパーサイエンスハイスクールに協力して共に当該研究開発に取り組む高等学校等(以下「スーパーサイエンスハイスクール参画校」という。)を含む。)に指定する。

ア 理数系教育に関する教育課程等に関する研究開発(実践的な研究を含む。以下同じ。)を行う高等学校等

イ 1の趣旨及びこれまでの自らのスーパーサイエンスハイスクールとしての研究開発の成果を踏まえつつ、当該高等学校等又は当該高等学校等が設置されている地域の実態に照らし、当該高等学校等又は当該地域の特色を生かした教育活動を実施する高等学校等

3 管理機関

(1) 管理機関(国立の高等学校等にあつては当該学校を設置する国立大学法人、公立の高等学校等にあつては当該学校を所管する教育委員会、私立の高等学校等にあつては当該学校を設置する学校法人をいう。以下同じ。)は、スーパーサイエンスハイスクールに指定された学校(以下「指定校」という。)における本事業の進捗を管理し、当該学校に対し必要な支援を行うものとする。

(2) 管理機関は、その所管する学校における理数系教育の推進方策等を定めるとともに、その中に本事業に係る取組を適切に位置付けるものとする。

(3) 指定校(2のイである指定校を除く。)又はその管理機関は、当該指定校における本事業の運営に関し、専門的見地から指導、助言に当たる運営指導委員会を設けるものとする。運営指導委員会は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等、第三者によって組織するものとする。

4 スーパーサイエンスハイスクールの指定

- (1) スーパーサイエンスハイスクールの指定を希望する国立、公立又は私立の高等学校等の管理機関は、都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省にスーパーサイエンスハイスクール指定申請書（以下「指定申請書」という。）を提出するものとする。指定申請書には当該学校のスーパーサイエンスハイスクールの指定に関する同意書を添付するものとする。ただし、科学技術人材の育成に係る高大接続に関する枠組みにおける研究開発を行う場合にあっては、幹事校の管理機関は、スーパーサイエンスハイスクール参画校を含め、都道府県の教育委員会又は知事を経由して（国立大学法人及び指定都市教育委員会にあっては直接）、文部科学省に指定申請書を提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、指定申請書を審査し、適切と認めるときは当該学校をスーパーサイエンスハイスクール（スーパーサイエンスハイスクール参画校を含む。）に指定する。
- (3) 文部科学省が所管する国立研究開発法人科学技術振興機構は、指定校に対し、研究開発を行う上で必要かつ適切と認められる経費等について支援を行う。

5 研究開発等の実施

- (1) 指定校（スーパーサイエンスハイスクール参画校を含み、2のイである指定校を除く。）においては、理数系教育を重点的に実施し、これに関する教育課程等の改善に資する実証的資料を得るため、現行教育課程の基準の下での教育課程等の改善に関する研究開発のほか、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第85条（同令第108条第2項で準用する場合を含む。）並びに第79条及び第108条第1項で準用する第55条に基づき、現行教育課程の基準によらない教育課程を編成、実施して研究開発を行うことができる。
- (2) 2のイである指定校においては、1の趣旨及びこれまでの自らの研究開発の成果を踏まえつつ、当該高等学校等又は当該高等学校等が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、学校教育法施行規則第85条の2（同令第108条第2項で準用する場合を含む。）並びに第79条及び第108条第1項で準用する第55条の2に基づき、当該高等学校等又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成、実施することができる。

6 スーパーサイエンスハイスクールの運営

- (1) 文部科学省は、本事業での理数系教育に関する研究開発等の推進に係る企画、指定校に係る審査及び研究開発の評価等を行うため、スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議を開催する。
- (2) 国立研究開発法人科学技術振興機構は、スーパーサイエンスハイスクール（スーパーサイエンスハイスクール参画校を含む。）の運営等にかかる個別具体的な事項等を検討するため、委員会（以下「JST委員会」という。）を設置することができる。
- (3) 文部科学省は、スーパーサイエンスハイスクール（スーパーサイエンスハイスクール参画校を含む。）における研究開発等の実施状況について、管理機関及び指定校に対し聴取及び実地に調査することができる。

7 指定期間

スーパーサイエンスハイスクールの指定期間は、原則として5年とする。スーパーサイエンスハイスクール参画校についての指定期間は、最長5年とする。

8 実績の報告

- (1) 管理機関は、スーパーサイエンスハイスクールにおける研究開発等の成果・実績を毎年度文部科学省に報告するものとする。

- (2) 指定校又は管理機関は、当該指定校における研究開発等の成果・実績を毎年度公表するものとする。

9 経費等

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で、本事業の実施に当たり必要な経費を支出する。
- (2) 国立研究開発法人科学技術振興機構は、管理機関との共同研究契約等に基づき、予算の範囲内で、研究開発を行う上で必要かつ適切と認められる経費等について支援を行う。
- (3) 文部科学省及び国立研究開発法人科学技術振興機構は、必要に応じ、経理処理状況について実態調査を行うことができる。

10 スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議

- (1) スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議は、学校教育に専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等をもって構成する。
- (2) スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議は、管理機関及び指定校から、スーパーサイエンスハイスクール（スーパーサイエンスハイスクール参画校を含む。）の研究開発の実施状況について、聴取することができる。
- (3) スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議は、JST委員会から、スーパーサイエンスハイスクール（スーパーサイエンスハイスクール参画校を含む。）の運営等について、聴取することができる。
- (4) スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議は、スーパーサイエンスハイスクール（2のイである指定校を除く。）に対して、定期的に研究開発の評価を行う。

11 文部科学大臣の講ずる措置

- (1) 文部科学大臣は、スーパーサイエンスハイスクール（スーパーサイエンスハイスクール参画校を含む。）における研究開発等の内容が、1の趣旨及び2の事業目的に反し、又は沿わないと判断されるときは、スーパーサイエンスハイスクール企画評価会議の意見を聴いて、指定の解除を含めた必要な措置を講ずる。
- (2) 文部科学大臣は、2のイである指定校の管理機関から当該指定校に関する指定の解除の申し出があったときは、当該指定校の指定の解除を行うことができる。

12 その他

この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。

期待される研究開発テーマの例

これまでの研究開発の蓄積を踏まえつつ、研究開発が十分行われてこなかったもの等として、例えば、以下のようなテーマが挙げられる。あくまで例示であり、これらでなければ採択されないものではない。

1 開発型及び実践型

○ 物理、化学、生物、地学の分野融合科目とその教育課程の開発※

- ・ 社会の形成者として必要となる特定の領域に偏らない、幅広い科学的素養を身に付けるための科目、教育課程の開発
- ・ 理科の基礎的内容について総合的に学習する科目、教育課程の開発
- ・ 理科の発展的内容について総合的に学習する科目、教育課程の開発 等

※融合の意義を明確にし、その具体的な効果等がわかる教科・科目となるよう配慮すること。

○ 理科と数学等の他の教科との融合教科・科目とその教育課程の開発※

- ・ 数学の学習内容と理科の学習内容の関係性を考慮した融合教科・科目、教育課程の開発
- ・ 科学的リテラシーや科学観、倫理観等の育成のための文理融合教科・科目、教育課程の開発
- ・ 工学的な発想 (Technology や Engineering) を取り入れた教科・科目、教育課程の開発
- ・ 英語と科学とを同時に身に付けさせる手法の開発
- ・ 数理・データサイエンス・AIに関する教育の充実を図り、他教科との連携の下、数学分野の課題研究を推進する取組 等

※ 融合の意義を明確にし、その具体的な効果等がわかる教科・科目となるよう配慮すること。

○ 高大接続の改善に資する方策の開発

- ・ 複数高校と大学等が組んだAP (Advanced Placement) プログラムの開発
- ・ 高大間のカリキュラム (学び方や考え方の育成等を含む。) の接続
- ・ 高大間の単位互換、単位認定の開発 等

○ 科学技術を牽引する女子生徒を育成する方策の開発

- ・ 生物、医学系に限らない理工系領域を志す女子生徒を育成する方策の開発 等

○ 中高を通じた理数系教育の教育課程の開発

- ・ 中学校段階から6年間を通じた理数系に関する効果的な教育課程の開発
- ・ 中学校段階から6年間を通じた科学的探究活動を行う教育課程の開発 等

○ 社会や地域の課題等の現代的諸課題に対する科学的知見を活用した教育課程の開発

- ・ 科学的なアプローチを用いて文理の枠を超えて現代的諸課題への解決方法等を探究する教育課程の開発 等

2 先導的改革型

- 産学官の連携等による質の高い先導改革的な課題研究(評価の在り方を含む。)を推進するシステムの開発
 - ・ 高等学校が主体となり、継続的かつ綿密に大学や企業の研究所等と連携すること等により、幅広い分野・テーマに関する質の高い課題研究を推進するシステムの開発 等
- 課題研究とその評価手法等を地域の学校群で進めていくための方法論の開発
 - ・ 指定校が拠点となり、教員の派遣や研修会の主催等を通じて、近隣の高等学校等の課題研究に関する指導力の向上をサポートしたり、近隣校の生徒が課題研究の基礎を学習するための場や協力体制を作ったりすること等により、地域全体の課題研究の発展をリードするシステムの開発 等
- 複数の国の高等学校や大学、企業等と連携した国際共同研究を通じた人材育成システムの開発
 - ・ IV期までに培ったネットワークやノウハウを活用することにより、国内外の生徒が主体となった国際共同研究等を通じた人材育成システムの開発（国際的な研究ルールや発表手法の習得のためのプログラム等を含む） 等
- 国として戦略的に取り組むべき分野に対応した人材育成システムの開発
 - ・ 例えば、統合イノベーション戦略 2023（令和5年6月9日閣議決定）（及び関連する戦略）に記載されている、官民連携により戦略的に取り組むべき基盤技術や応用分野（※）等を踏まえた、指定校の特色を活かした学協会や高等教育機関等との連携による高度かつ新たな人材育成システムの開発 等

※統合イノベーション戦略 2023 に記載されている、戦略的に取り組むべき基盤技術や応用分野の例
・・・AI 技術、バイオテクノロジー、量子技術、マテリアル、フュージョンエネルギー、安全・安心、健康・医療、宇宙、海洋、食料・農林水産業 等

基礎枠・文理融合基礎枠の審査の観点

I 期目**1. 研究開発計画**

- ・ 研究開発の目的・目標は明確か。また、世界を牽引する科学技術人材育成を図るために、優れた科学技術人材の層を厚くするSSH事業の目的と照らし、適切な内容となっているか。
- ・ 現状分析の上、目的・目標の実現に向けて必要な研究開発内容が提案されているか。また当該提案にあたり、適切な仮説及び実施対象が設定されているか。
- ・ 研究開発計画は実現可能性があるものか。また、5年間での目標達成のための方策として適切か。
- ・ 高等学校の入学から卒業までの期間を対象とする課題研究等を中心とするプログラムの研究開発となっているか。
- ・ SSHの取組の成果を客観的で具体的なデータに基づいて分析、評価を行う研究開発計画となっているか（例：指定前後の生徒の伸長等）。

2. 研究開発体制・マネジメント

- ・ 学校長の下で、他教科を含めた学校全体として組織的に研究開発に取り組む体制や、それを支援する体制の整備が計画されているか。
- ・ 学校長の下で、研究開発成果の進捗管理を行い、定期的な確認等を踏まえ、計画・方法を改善していく仕組みが明確にされているか。
- ・ 申請校のSSH事業全体の研究開発成果を検証・評価するための具体的な計画・方法が明確にされているか。
- ・ 運営指導委員会等外部からの助言を踏まえて、SSH事業全体や個々の取組の改善を図る計画になっているか。

3. 教育課程関連等の研究開発内容

- ・ 理数系教育の重視や課題発見・解決能力、科学的思考力（論理的思考力を含む。）の育成等、将来の科学技術人材の育成に向けて、ふさわしい教育課程の研究開発が計画されているか。
- ・ 科学的な探究活動として「理数探究」等を教育課程上に設定し、その内容の充実を図る計画となっているか。
- ・ SSHの狙いを踏まえて、理数系教科・科目を中心に各教科・科目において主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図る取組が計画されているか。また、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた、課題研究や探究的な学習活動と通常の教科・科目との連携が計画されているか。

4. 指導体制

- ・ 校内の指導体制の整備（数学と理科の連携、数学・理科と他教科との連携等も含め）や外部人材の効果的活用、効果的な授業形態やクラス編成等が十分に計画されているか。
- ・ 教員の指導力向上やSSH業務マネジメント向上のための研修等を実施する計画となっているか（校内研修・合同研修会の実施、先進校の業務運営の視察等）。

5. その他の研究開発内容

- ① 大学や研究機関又は産業界との効果的な連携がSSH指定校の主体的な取組として計画されているか。
- ② 地域との連携、他の高等学校や小中学校等との連携を図るための効果的な取組が計画されているか。
- ③ 国際感覚等を育てるための効果的な取組が計画されているか。その際、国際会議への参加、国際大会への出場等、国際性の育成のための取組が併せて計画されているか。外国語によるコミュニケーション能力、とりわけプレゼンテーション能力やディスカッション能力等を育てるための効果的な取組が計画されているか。
- ④ 科学部等理数系の教育課程外の活動を充実するための効果的な取組が計画されているか。また、科学技術・理数系コンテスト、科学の甲子園等への参加を促進するための効果的な取組が計画されているか。
- ⑤ 生物、医学系に限らない理工系領域を志す女子生徒を育成する効果的な取組が計画されているか。

※ 上記の取組については当該学校の研究開発目的・概要等を踏まえて、1つまたは2つの事項について記入すること（上記の項目に関して網羅的に計画を盛り込んでいなくとも、そのことのみを以て評価は減じない。）。

6. 成果共有・発信

- ・ 学校内での研究開発の成果の共有・継承や、成果の対外的な発信に向けた取組が計画されているか。

7. 管理機関の取組

- ・ 管理機関の考えが、本事業の目的にあったものとなっているか。
- ・ 申請校が本事業を行うに当たって、管理機関の考え、戦略等は明確か。
- ・ 管理機関による申請校への支援は、本事業を実施するにあたり適切な規模、量等が計画されているか。
- ・ 管理機関による申請校の取組の管理方法や管理体制が適切に計画されているか。
- ・ 管理機関による成果発信の取組が適切に計画されているか。
- ・ 管理機関において、SSH指定校で開発された教材やノウハウを他校に普及するための支援を行うことが計画されているか。

8. 経費について

- ・ 計画を実施するのに適切な経費の計上となっているか。

【文理融合基礎枠特有の観点】

○ 上記1～8のそれぞれの項目に加えて、次の事項の観点から文理融合基礎枠の審査を行う。

9. 文理融合の取組について

- ・ 申請校の研究開発の目的・目標に沿う形で、それぞれの取組に文理融合に関する観点が適切に組み込まれた計画になっているか。
(文理融合に関する取組の計画の例)
- ・ 文系コースと理系コースの生徒が一緒に探究活動に取り組む等、自然科学の「知」と人文・社会科学の「知」との融合による「総合知」を活用しながら課題研究を進めることができるような教育課程編成になっているか。
- ・ 教育課程の特例を活用する等して、文系と理系を融合させた活動を教育課程上に設定し、その内容の充実を図るような教育課程編成になっているか。
- ・ 現代的な諸課題や地域課題等について、NPO法人・企業等と連携し、先端的な科学技術の知見やデータサイエンスの手法等を活用しながら、生徒が主体的に探究活動を実施するための体制になっているか。
- ・ 総合知を持った科学技術人材を育成するために、担当教科に関わらず学校全体での組織的な実施体制になっているか。
- ・ 大学や研究機関等の外部機関と連携する際に、自然科学領域のみの連携にとどまらず、人文・社会科学領域の外部機関と連携する計画になっているか。 等

Ⅱ期目

1. 研究開発計画

- ・ I期目の成果を踏まえ、Ⅱ期目での研究開発の目的・目標は明確か。また、世界を牽引する科学技術人材育成を図るために、優れた科学技術人材の層を厚くするSSH事業の目的と照らし、適切な内容となっているか。
- ・ 現状分析の上、Ⅱ期目の目的・目標の実現に向けて必要な研究開発内容が提案されているか。また当該提案にあたり、I期目の取組の分析を踏まえた適切な仮説及び実施対象が設定されているか。
- ・ 研究開発計画は実現可能性があるものか。また、5年間での目標達成のための方策として適切か。
- ・ 高等学校の入学から卒業までの期間を対象とする課題研究等を中心とするプログラムとなっているか（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ SSHの取組の成果を客観的で具体的なデータに基づいて分析、評価を行う研究開発計画となっているか（例：指定前後や期ごとの生徒の伸長等）。

2. 研究開発体制・マネジメント

- ・ 学校長の下で、他教科を含めた学校全体として組織的に研究開発に取り組む体制や、それを支援する体制が整備されているか（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ 学校長の下で、研究開発成果の進捗管理を行い、定期的な確認等を踏まえ、計画・方法を改善していく仕組みが構築されているか（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ 申請校のSSH事業全体の研究開発成果を検証・評価するための具体的な計画・方法が構築されているか（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ 運営指導委員会等外部からの助言を踏まえて、SSH事業全体や個々の取組の改善を図っているか（過去の実績及び今後の予定）。

3. 教育課程関連等の研究開発内容

- ・ 理数系教育の重視や課題発見・解決能力、科学的思考力（論理的思考力を含む。）の育成等、将来の科学技術人材の育成に向けて、I期目の成果や課題を踏まえた教育課程の編成が計画されているか。
- ・ 科学的な探究活動である「理数探究」等を教育課程上の中核に位置付ける等、探究的な学習活動の充実を図る計画となっているか。
- ・ SSHの狙いを踏まえて、理数系教科・科目を中心に各教科・科目において主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図る取組が行われているか。また、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた、課題研究や探究的な学習活動と通常の教科・科目との連携が図られているか（I期目の成果や課題を踏まえること）。

4. 指導体制

- ・ 校内の指導体制の整備（数学と理科の連携、数学・理科と他教科との連携等も含め）や外部人材の効果的活用、効果的な授業形態やクラス編成等がこれまでの取組を踏まえつつ、十分に計画されているか。
- ・ 過去の実績を踏まえ、教員の指導力向上やSSH業務マネジメント向上のための研修等が、十分に実施される予定となっているか（校内研修・合同研修会の実施、先進校の業務運営の視察等）。

5. その他の研究開発内容

- ① 大学や研究機関又は産業界との効果的な連携がSSH指定校の主体的な取組として計画されているか。
- ② 地域との連携、他の高等学校や小中学校等との連携を図るための効果的な取組が計画されているか。
- ③ 国際感覚等を育てるための効果的な取組が計画されているか。その際、国際会議への参加、国際大会への出場等、国際性の育成のための取組が併せて計画されているか。外国語によるコミュニケーション能力、とりわけプレゼンテーション能力やディスカッション能力等を育てるための効果的な取組が計画されているか。
- ④ 科学部等理数系の教育課程外の活動を充実するための効果的な取組が計画されているか。また、科学技術・理数系コンテスト、科学の甲子園等への参加を促進するための効果的な取組が計画されているか。
- ⑤ 生物、医学系に限らない理工系領域を志す女子生徒を育成する効果的な取組が計画されているか。

※ 上記の取組については当該学校の研究開発目的・概要等を踏まえて、1つまたは2つの事項について記入すること（上記の項目に関して網羅的に計画を盛り込んでいなくとも、そのことのみを以て評価は減じない。過去の実績がある場合には合わせて記載する。）。

6. 成果共有・発信

- ・ 過去の成果をもとに、学校内での研究開発の成果の共有・継承や、成果の対外的な発信・普及に向けた取組が十分に実施される予定となっているか(成果物のHP掲載等)。

7. 管理機関の取組

- ・ 管理機関の考えが、本事業の目的にあったものとなっているか。
- ・ 申請校がⅡ期目の事業を行うに当たって、管理機関の考え、戦略等は明確か。
- ・ 管理機関による申請校への支援は、本事業を実施するにあたり適切な規模、量等となっているか（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ 管理機関による申請校の取組の管理方法や管理体制は適切か（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ 管理機関による成果発信・普及の取組は適切か（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ 管理機関において、SSH指定校で開発された教材やノウハウを他校に普及するための支援を行うことが計画されているか。

8. 中間評価について

- ・ 前回の中間評価結果からの改善状況

9. 経費について

- ・ 計画を実施するのに適切な経費の計上となっているか。

【文理融合基礎枠特有の観点】

○ 上記1～9のそれぞれの項目に加えて、次の事項の観点から文理融合基礎枠の審査を行う。

10. 文理融合の取組について

- ・ 申請校の研究開発の目的・目標に沿う形で、それぞれの取組に文理融合に関する観点が適切に組み込まれた計画になっているか。
(文理融合に関する取組の計画の例)
- ・ 文系コースと理系コースの生徒と一緒に探究活動に取り組む等、自然科学の「知」と人文・社会科学の「知」との融合による「総合知」を活用しながら課題研究を進めることができるような教育課程編成になっているか。
- ・ 教育課程の特例を活用する等して、文系と理系を融合させた活動を教育課程上に設定し、その内容の充実を図るような教育課程編成になっているか。
- ・ 現代的な諸課題や地域課題等について、NPO法人・企業等と連携し、先端的な科学技術の知見やデータサイエンスの手法等を活用しながら、生徒が主体的に探究活動を実施するための体制になっているか。
- ・ 総合知を持った科学技術人材を育成するために、担当教科に関わらず学校全体での組織的な実施体制になっているか。
- ・ 大学や研究機関等の外部機関と連携する際に、自然科学領域のみの連携にとどまらず、人文・社会科学領域の外部機関と連携する計画になっているか。 等

Ⅲ期目

1. 研究開発計画

- ・ I～II期目の成果を踏まえ、Ⅲ期目での研究開発の目的・目標は明確か。また、世界を牽引する科学技術人材育成を図るために、優れた科学技術人材の層を厚くするSSH事業の目的と照らし、適切な内容となっているか。
- ・ 現状分析の上、Ⅲ期目の目的・目標の実現に向けて必要な研究開発内容が提案されているか。また当該提案にあたり、I～II期目の取組の分析を踏まえた適切な仮説及び実施対象が設定されているか。
- ・ 研究開発計画は実現可能性があるものか。また、5年間での目標達成のための方策として適切か。
- ・ 高等学校の入学から卒業までの期間を対象とする課題研究等を中心とするプログラムが確立されているか（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ SSHの取組の成果を客観的で具体的なデータに基づいて分析、評価を行う研究開発計画となっているか（例：指定前後や期ごとの生徒の伸長等）。

2. 研究開発体制・マネジメント

- ・ 学校長の下で、他教科を含めた学校全体として組織的に研究開発に取り組む体制や、それを支援する体制が確立されているか（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ 学校長の下で、研究開発成果の進捗管理を行い、定期的な確認等を踏まえ、計画・方法を改善していく仕組みが確立されているか（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ 申請校のSSH事業全体の研究開発成果を検証・評価するための具体的な計画・方法が確立されているか（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ 運営指導委員会等外部からの助言を踏まえた検討を行い、SSH事業全体や個々の取組を改善する体制が確立されているか（過去の実績及び今後の予定）。

3. 教育課程関連等の研究開発内容

- ・ 理数系教育の重視や課題発見・解決能力、科学的思考力（論理的思考力を含む。）の育成等、将来の科学技術人材の育成に向けて、I～II期目の成果や課題を踏まえた教育課程の編成が計画されているか。
- ・ 科学的な探究活動である「理数探究」等が教育課程上で中核的な役割を果たす位置付けとなっているか。
- ・ SSHの狙いを踏まえて、理数系教科・科目を中心に各教科・科目において主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図る取組が行われているか。また、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた、課題研究や探究的な学習活動と通常の教科・科目との連携が図られているか（I～II期目の成果や課題を踏まえ）。

4. 指導体制

- ・ 校内の指導体制（数学と理科の連携、数学・理科と他教科との連携等も含め）は全校的な取組となっているか。外部人材の効果的活用、効果的な授業形態やクラス編成等がこれまでの取組を踏まえつつ、適切なものとなっているか。
- ・ 過去の実績を踏まえ、教員の指導力向上やSSH業務マネジメント向上のための研修等が、十分に実施されているか（校内研修・合同研修会の実施、先進校の業務運営の視察等）。

5. その他の研究開発内容

- ① 大学や研究機関又は産業界との効果的な連携がSSH指定校の主体的な取組として計画されているか。
- ② 地域との連携、他の高等学校や小中学校等との連携を図るための効果的な取組が計画されているか。
- ③ 国際感覚等を育てるための効果的な取組が計画されているか。その際、国際会議への参加、国際大会への出場等、国際性の育成のための取組が併せて計画されているか。外国語によるコミュニケーション能力、とりわけプレゼンテーション能力やディスカッション能力等を育てるための効果的な取組が計画されているか。
- ④ 科学部等理数系の教育課程外の活動を充実するための効果的な取組が計画されているか。また、科学技術・理数系コンテスト、科学の甲子園等への参加を促進するための効果的な取組が計画されているか。
- ⑤ 生物、医学系に限らない理工系領域を志す女子生徒を育成する効果的な取組が計画されているか。

※ 上記の取組については当該学校の研究開発目的・概要等を踏まえて、2つ以上の事項について記入すること（上記の項目に関して網羅的に計画を盛り込んでいなくとも、そのことのみを以て評価は減じない。過去の実績がある場合には合わせて記載する。）。

6. 成果共有・発信

- ・ 過去の成果をもとに、学校内での研究開発の成果の共有・継承や、成果の対外的な発信・普及に向けた取組が十分に実施されているか(成果物のHP掲載等)。
- ・ SSHの取組で開発した教材やノウハウが他校（SSH指定校以外の学校を含む）で活用されている事例を収集しているか。

7. 管理機関の取組

- ・ 管理機関の考えが、本事業の目的にあったものとなっているか。
- ・ 申請校が3期目の事業を行うに当たって、管理機関の考え、戦略等は明確か。
- ・ 管理機関による申請校への支援は、本事業を実施するにあたり適切な規模、量等となっているか（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ 管理機関による申請校の取組の管理方法や管理体制は適切か（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ 管理機関による成果発信・普及の取組は適切か（過去の実績及び今後の予定）。さらに、研修事業での活用等より積極的な活用が計画されているか。
- ・ 管理機関において、SSH指定校で開発された教材やノウハウを他校に普及するための支援を行うことが計画されているか。

8. 中間評価について

- ・ 前回の中間評価結果からの改善状況

9. 経費について

- ・ 計画を実施するのに適切な経費の計上となっているか。

【文理融合基礎枠特有の観点】

○ 上記1～9のそれぞれの項目に加えて、次の事項の観点から文理融合基礎枠の審査を行う。

10. 文理融合の取組について

- ・ 申請校の研究開発の目的・目標に沿う形で、それぞれの取組に文理融合に関する観点が適切に組み込まれた計画になっているか。
(文理融合に関する取組の計画の例)
- ・ 文系コースと理系コースの生徒と一緒に探究活動に取り組む等、自然科学の「知」と人文・社会科学の「知」との融合による「総合知」を活用しながら課題研究を進めることができるような教育課程編成になっているか。
- ・ 教育課程の特例を活用する等して、文系と理系を融合させた活動を教育課程上に設定し、その内容の充実を図るような教育課程編成になっているか。
- ・ 現代的な諸課題や地域課題等について、NPO法人・企業等と連携し、先端的な科学技術の知見やデータサイエンスの手法等を活用しながら、生徒が主体的に探究活動を実施するための体制になっているか。
- ・ 総合知を持った科学技術人材を育成するために、担当教科に関わらず学校全体での組織的な実施体制になっているか。
- ・ 大学や研究機関等の外部機関と連携する際に、自然科学領域のみの連携にとどまらず、人文・社会科学領域の外部機関と連携する計画になっているか。 等

IV期目

1. 研究開発計画

- ・ I～Ⅲ期目の成果や特色を踏まえ、IV期目での研究開発の目的・目標は明確か。また、世界を牽引する科学技術人材育成を図るために、優れた科学技術人材の層を厚くするSSH事業の目的と照らし、適切な内容となっているか。
- ・ 現状分析の上、IV期目の目的・目標の実現に向けて必要な研究開発内容が提案されているか。また当該提案にあたり、I～Ⅲ期目の取組の分析を踏まえた適切な仮説及び実施対象が設定されているか。
- ・ 研究開発計画は実現可能性があるものか。また、5年間での目標達成のための方策として適切か。
- ・ 高等学校の入学から卒業までの期間を対象とする課題研究等を中心とするプログラムが十分に確立されているか（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ SSHの取組の成果を客観的で具体的なデータに基づいて分析、評価を行う研究開発計画となっているか（例：指定前後や期ごとの生徒の伸長等）。

2. 研究開発体制・マネジメント

- ・ 学校長の下で、他教科を含めた学校全体として組織的に研究開発に取り組む体制や、それを支援する体制が十分に確立されているか（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ 学校長の下で、研究開発成果の進捗管理を行い、定期的な確認等を踏まえ、計画・方法を改善していく仕組みが十分に確立されているか（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ 申請校のSSH事業全体の研究開発成果を検証・評価するための具体的な計画・方法が十分に確立されているか（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ 運営指導委員会等外部からの助言を踏まえた検討を行い、SSH事業全体や個々の取組を改善する体制が十分に確立されているか（過去の実績及び今後の予定）。

3. 教育課程関連等の研究開発内容

- ・ 理数系教育の重視や課題発見・解決能力、科学的思考力（論理的思考力を含む。）の育成等、将来の科学技術人材の育成に向けて、I～Ⅲ期目の成果や課題を踏まえた教育課程の編成が計画されているか。
- ・ 科学的な探究活動である「理数探究」等が教育課程上で中核的な役割を果たす位置付けとなっているか。
- ・ SSHの狙いを踏まえて、理数系教科・科目を中心に各教科・科目において主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図る取組が行われているか。また、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた、課題研究や探究的な学習活動と通常の教科・科目との連携が図られているか（I～Ⅲ期目の成果や課題を踏まえ）。

4. 指導体制

- ・ 校内の指導体制（数学と理科の連携、数学・理科と他教科との連携等も含め）は全校的な取組となっているか。外部人材の効果的活用、効果的な授業形態やクラス編成等がこれまでの取組を踏まえつつ、適切なものとなっているか。
- ・ 過去の実績を踏まえ、教員の指導力向上やSSH業務マネジメント向上のための研修等が、積極的に実施されているか（校内研修・合同研修会の実施、先進校の業務運営の視察等）。

5. その他の研究開発内容

- ① 大学や研究機関又は産業界との効果的な連携がSSH指定校の主体的な取組として計画されているか。
- ② 地域との連携、他の高等学校や小中学校等との連携を図るための効果的な取組が計画されているか。
- ③ 国際感覚等を育てるための効果的な取組が計画されているか。その際、国際会議への参加、国際大会への出場等、国際性の育成のための取組が併せて計画されているか。外国語によるコミュニケーション能力、とりわけプレゼンテーション能力やディスカッション能力等を育てるための効果的な取組が計画されているか。
- ④ 科学部等理数系の教育課程外の活動を充実するための効果的な取組が計画されているか。また、科学技術・理数系コンテスト、科学の甲子園等への参加を促進するための効果的な取組が計画されているか。
- ⑤ 生物、医学系に限らない理工系領域を志す女子生徒を育成する効果的な取組が計画されているか。

※ 上記の取組については当該学校の研究開発目的・概要等を踏まえて、2つ以上の事項について記入すること（上記の項目に関して網羅的に計画を盛り込んでいなくとも、そのことのみを以て評価は減じない。過去の実績がある場合には合わせて記載する。）。

6. 成果共有・発信

- ・ 過去の成果をもとに、学校内での研究開発の成果の共有・継承や、成果の対外的な発信・普及に向けた取組が積極的に実施されているか(成果物のHP掲載等)。
- ・ SSHの取組で開発した教材やノウハウが他校（SSH指定校以外の学校を含む）で活用されている事例を収集しているか。

7. 管理機関の取組

- ・ 管理機関の考えが、本事業の目的にあったものとなっているか。
- ・ 申請校がIV期目の事業を行うに当たって、管理機関の考え、戦略等は明確か。
- ・ 管理機関による申請校への支援は、本事業を実施するにあたり適切な規模、量等となっているか（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ 管理機関による申請校の取組の管理方法や管理体制は適切か（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ 管理機関による成果発信・普及の取組は適切か（過去の実績及び今後の予定）。さらに、研修事業での活用等より積極的な活用が予定されているか。
- ・ 管理機関において、SSH指定校で開発された教材やノウハウを他校に普及するための支援を行うことが計画されているか。

8. 中間評価について

- ・ 前回の中間評価結果からの改善状況

9. 経費について

- ・ 計画を実施するのに適切な経費の計上となっているか。

【文理融合基礎枠特有の観点】

○ 上記1～9のそれぞれの項目に加えて、次の事項の観点から文理融合基礎枠の審査を行う。

10. 文理融合の取組について

- ・ 申請校の研究開発の目的・目標に沿う形で、それぞれの取組に文理融合に関する観点が適切に組み込まれた計画になっているか。
(文理融合に関する取組の計画の例)
- ・ 文系コースと理系コースの生徒が一緒に探究活動に取り組む等、自然科学の「知」と人文・社会科学の「知」との融合による「総合知」を活用しながら課題研究を進めることができるような教育課程編成になっているか。
- ・ 教育課程の特例を活用する等して、文系と理系を融合させた活動を教育課程上に設定し、その内容の充実を図るような教育課程編成になっているか。
- ・ 現代的な諸課題や地域課題等について、NPO法人・企業等と連携し、先端的な科学技術の知見やデータサイエンスの手法等を活用しながら、生徒が主体的に探究活動を実施するための体制になっているか。
- ・ 総合知を持った科学技術人材を育成するために、担当教科に関わらず学校全体での組織的な実施体制になっているか。
- ・ 大学や研究機関等の外部機関と連携する際に、自然科学領域のみの連携にとどまらず、人文・社会科学領域の外部機関と連携する計画になっているか。 等

先導的改革期（先導的改革Ⅰ期目以降）

1. これまでの取組状況・将来の構想

- ・ 過去の間接評価結果や各期での課題に対して学校としてしっかり分析と検討が行われ、改善や発展に向けた十分な取組が認められるか。
- ・ Ⅳ期目までの取組において、SSH指定校として科学技術人材育成及び教育課程の改善等において優れた成果又は独創的な取組が認められるか。
- ・ 長期にわたってSSHに指定されてきた学校として(今後の指定の有無にかかわらず)、日本の科学技術人材の育成にしっかりと貢献していく体制が整備されているか(自主財源や外部資金の確保(どれだけの資金をどこからどのように提供を受けるのか具体的に記載すること)、効果的な経費の活用、組織体制の充実、域内外への成果の普及等に関する取組、国民のSSH事業への理解に資する取組等)。

2. 研究開発計画

- ・ 研究開発テーマは、我が国・地域の科学技術人材育成に向けて重要な論点として認められるか。
- ・ 「課題研究」や教育課程の更なる発展及びSSH指定校全体への寄与が期待できる研究開発内容となっているか。
- ・ 地域や学校の特性、これまでSSH指定校として培ってきたノウハウや経験を活かした研究開発内容となっているか。

3. 研究開発体制・マネジメント

- ・ 地域や大学、研究機関、産業界との連携等、提案する研究開発内容において実現可能な外部との連携体制がSSH指定校の主体的な取組として計画されているか。
- ・ 申請校のSSH事業全体の研究開発成果を検証・評価するための具体的な計画・方法が十分に確立されているか(過去の実績及び今後の予定)。
- ・ 研究開発のためのマネジメントの仕組みが十分機能するものとなっているか(過去の実績及び今後の予定。研究開発体制、研究開発成果の進捗管理や検証・評価、運営指導委員会等外部からの助言を踏まえた検討・改善等)。

4. 教育課程、授業改善、指導体制等

- ・ Ⅰ～Ⅳ期目の成果を踏まえ、SSH指定校として優れた教育課程が構築されているか。
- ・ 各教科・科目において授業改善を図る取組がSSH指定校としての体制の中で組織として十分に行われているか(過去の実績及び今後の予定)。
- ・ 全校的な指導体制、外部人材の効果的活用等、課題研究における指導体制の充実が図られているか(過去の実績及び今後の予定)。
- ・ 教員の指導力向上やSSH業務マネジメント向上のための研修等、組織的な取組が積極的に実施されているか(過去の実績及び今後の予定)。

5. 成果共有・発信

- ・ 過去の実績も含め、研究開発の成果の積極的な発信・普及が十分に計画されているか(開発した教材等の活用、HPのアクセス数の把握、雑誌・メディア等での取り上げ、視察及び研修の受入れ等)。
- ・ 他校も含めたノウハウの共有・継承等の取組を積極的に行うことが計画されているか。

6. 管理機関の取組

- ・ 管理機関の考えが、本事業の目的にあったものとなっているか。
- ・ 申請校が当該枠での事業を行うに当たって、管理機関の考え、戦略等は明確か。
- ・ 管理機関による申請校への支援は、本事業を実施するにあたり適切な規模、量等となっているか（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ 管理機関による申請校の取組の管理方法や管理体制は適切か（過去の実績及び今後の予定）。
- ・ 管理機関による成果発信・普及の取組は適切か（過去の実績及び今後の予定）。さらに、研修事業での活用等より積極的な活用が予定されているか。
- ・ これまでの成果普及の取組が具体的な成果を上げているか（他校での活用事例等があるか）。
- ・ 管理機関において、SSH指定校で開発された教材やノウハウを他校に普及するための支援を行うことが計画されているか。

7. 中間評価について

- ・ 前回の中間評価結果からの改善状況

8. 経費について

- ・ 計画を実施するのに適切な経費の計上となっているか。

認定枠

1. 目的

- ・ 目的がSSH事業の目的と照らし適切か。

2. 取組内容

- ・ 理数系教育の重視や課題発見・解決能力、科学的思考力（論理的思考力を含む。）の育成等、将来の科学技術人材の育成に向け、教育課程内外を通じて適切な取組が計画されているか。
- ・ 理数探究等を通じた科学的な探究活動に関する科目等が教育課程上で中核的な役割を果たす位置付けとなっているか。
- ・ SSHの狙いを踏まえて、理数系教科・科目を中心に各教科・科目において主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図る取組が計画されているか。
- ・ 課題研究等を通じた科学的な探究活動に関する科目等と通常の教科・科目との連携や、多様な主体との連携・協働等、カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた取組が適切に計画されているか。
- ・ 自主財源や外部資金を確保するための取組が計画されているか。

3. これまでの研究開発成果の学校内での共有、対外的な発信・普及

- ・ 過去の成果をもとに、学校内での研究開発の成果の共有・継承や、成果の対外的な発信・普及に向けた取組が計画されているか。
(成果の対外的な発信・普及に向けた取組の例)
 - ・ 成果物のHP掲載
 - ・ 成果に関する他校との情報共有の機会の確保※あくまで例であり、全てを実施する必要はない。

4. 管理機関の取組

- ・ 申請校の取組を管理するに当たって、申請校を県の理数系教育政策の中でどのように位置付け政策を実施していくのかについて、管理機関の考え、戦略等は適切か。
- ・ 申請校が必要な取組を継続的に実施するに当たっての支援等が計画されているか。
(支援等の例)
 - ・ 必要な予算や人員の確保
 - ・ 大学や企業等から協力・支援を受ける上でのアレンジ・調整※あくまで例であり、全てを実施する必要はない。
- ・ 申請校のこれまでの研究開発の成果を横展開する取組が計画されているか。
(横展開の取組の例)
 - ・ 申請校の研究成果に関する情報を他校へ共有する機会の確保
 - ・ 他校における課題研究等を通じた科学的な探究活動を推進するため、申請校の研究開発の成果を踏まえた「理数探究基礎」「理数探究」の開設支援※あくまで例であり、全てを実施する必要はない。

経過措置校

1. 研究開発計画

- ・ 世界を牽引する科学技術人材育成を図るために、優れた科学技術人材の層を厚くするSSH事業の目的と照らし、適切な内容となっているか。
- ・ 現状分析の上、目的・目標の実現に向けて必要な研究開発内容が提案されているか。また当該提案にあたり、適切な仮説及び実施対象が設定されているか。
- ・ 研究開発計画は実現可能性のあるものか。また、指定期間での目標達成のための方策として適切か。
- ・ 高等学校の入学から卒業までの期間を対象とする課題研究等を中心とするプログラムの研究開発となっているか。
- ・ SSHの取組の成果を客観的で具体的なデータに基づいて分析、評価を行う研究開発計画となっているか（例：指定前後の生徒の伸長等）。
- ・ 学校内での研究開発の成果の共有・継承や、成果の対外的な発信に向けた取組が計画されているか。

2. 教育課程関連等の研究開発内容

- ・ 理数系教育の重視や課題発見・解決能力、科学的思考力（論理的思考力を含む。）の育成等、将来の科学技術人材の育成に向けて、ふさわしい教育課程の研究開発が計画されているか。
- ・ SSHの狙いを踏まえて、理数系教科・科目を中心に各教科・科目において主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図る取組が計画されているか。

3. その他の研究開発内容

- ① 大学や研究機関又は産業界との効果的な連携がSSH指定校の主体的な取組として計画されているか。
- ② 地域との連携、他の高等学校や小中学校等との連携を図るための効果的な取組が計画されているか。
- ③ 国際感覚等を育てるための効果的な取組が計画されているか。その際、国際会議への参加、国際大会への出場等、国際性の育成のための取組が併せて計画されているか。外国語によるコミュニケーション能力、とりわけプレゼンテーション能力やディスカッション能力等を育てるための効果的な取組が計画されているか。
- ④ 科学部等理数系の教育課程外の活動を充実するための効果的な取組が計画されているか。
科学技術・理数系コンテスト、科学の甲子園等への参加を促進するための効果的な取組が計画されているか。
- ⑤ 生物、医学系に限らない理工系領域を志す女子生徒を育成する効果的な取組が計画されているか。

※ 上記の取組については当該学校の研究開発目的・概要等を踏まえて、原則2つは記入すること（上記の項目に関して網羅的に計画を盛り込んでいなくとも、そのことのみを以て評価は減じない。）。

4. 経費について

- ・ 計画を実施するのに適切な経費の計上となっているか。

科学技術人材育成重点枠の審査の観点

※重点枠の採択にのみ関係し、SSH基礎枠の審査には影響しない。

共通

1. 研究開発計画

- ・ 研究開発の目的・目標は明確か。また、世界を牽引する科学技術人材育成を図るために、優れた科学技術人材の層を厚くするSSH事業の目的と照らし、適切な内容となっているか。
- ・ 計画（現状の課題、課題解決のための仮説・実施内容、実施方法、連携先の学校（連携校がある場合）、成果の検証方法、スケジュール等）が具体的に策定されているか。
- ・ 科学技術、理科・数学に関する意欲や能力のある生徒を多く見出し、伸ばすことに資する取組となっているか。
- ・ SSH本体の取組との関係は整理されており、本取組を行うことにより相乗効果が見込めるか。
- ・ 実現可能な研究開発計画になっているか。
- ・ 成果の発信について具体的に検討されているか。

2. 研究開発体制・マネジメント

- ・ 学校長の下で、数学・理科以外の教科を含めた学校全体として組織的に研究開発に取り組む体制、研究活動の成果の普及・展開に取り組む体制や、それを支援する体制の整備が計画されているか。
- ・ 学校長の下で、研究開発成果や成果の普及・展開に係る取組の進捗管理を行い、定期的な確認等を踏まえ、計画・方法を改善していく仕組みが明確にされているか。
- ・ 申請校のSSH事業全体の研究開発成果や成果の普及・展開に係る効果を検証・評価するための具体的な計画・方法が明確にされているか。
- ・ 運営指導委員会等外部からの助言を踏まえて、SSH事業全体や個々の取組の改善を図る計画になっているか。

3. 研究開発内容

（下記、区分別参照）

4. 管理機関の取組

- ・ 管理機関の考えが、本事業の目的にあったものとなっているか。
- ・ 申請校が本事業を行うに当たって、管理機関の考え、戦略等は明確か。
- ・ 管理機関による申請校への支援は、本事業を実施するにあたり適切な規模、量等が計画されているか。
- ・ 管理機関による申請校の取組の管理方法や管理体制が適切に計画されているか。
- ・ 管理機関による成果発信の取組が適切に計画されているか。

5. 経費について

- ・ 計画を実施するのに適切な経費の計上となっているか。

区分別

(広域連携)

- ・ 理数系教育における広域連携の拠点校として、SSH指定校としての経験等で培った理数系教育のカリキュラムや指導法、評価法、関係機関とのネットワーク等を、オンライン等を効果的に活用すること等を通じて、都道府県全体や都道府県を越えた広域又は全国的に他校（SSH指定校以外の学校を含む）へ普及し、広く周辺地域全体の理数系教育の質の向上を図ること（「SSHの水平展開」）に寄与する計画であるか。
- ・ 都道府県の教育センター等の機関が各地域の学校等との調整を図る体制を作っている等、管理機関の積極的な関与や協力等が期待できる体制になっているか。
- ・ 総花的な取組ではなく、各地域や学校の置かれた状況や課題等を十分に踏まえた取組となっているか。

(海外連携)

- ・ 将来の国際的な科学技術人材として必要な「国際性の育成」を図るだけでなく、言語や文化の違いを超えた高校生の共同研究活動やネットワーク構築による協働活動等、将来、国際的な研究協力を行うための力の育成やその指導方法の開発も含めた計画になっているか。
- ・ 単発の海外研修にとどまるものではなく、オンライン等を効果的に活用すること等を通じた海外の学校や研究機関等との定常的な連携関係構築に基づく取組であるか。
- ・ より多くの生徒が参加できるように工夫された取組であるか。生徒の海外研修を行う場合には、より多くの生徒を参加させるように工夫するとともに、意欲ある生徒を選抜する仕組みとなっているか。

(革新共創（仮）)

- ・ 指定された学校として、講演、施設見学、フィールドワーク、課題研究等の様々な取組を一体的に行うことを通じて、生徒自ら社会問題・地域課題等の実際的な課題を自主的・主体的に設定し、データサイエンスの手法等を活用しながら文理横断的な領域も含めた科学的探究活動により課題に取り組むとともに、将来のキャリアを意識することで、科学に対する理解を深め、かつ、社会における新しい価値の創造を志向する人材を育成する計画となっているか。
- ・ 生徒が自主的・主体的に社会における実際的な課題を設定できるよう、校内全校で取り組む体制や組織を構築した上で、地域の企業、研究機関、NPO法人等との密接な連携・協力等が期待できる体制となっているか。
- ・ 提言策定や製品開発等の成果ではなく、文理横断的な領域も含めた科学的探究活動に基づいた取組となっているか。その際、基礎枠や文理融合基礎枠の取組がより充実するような計画となっているか。また、重点枠「革新共創（仮）」に基づく取組の実施に当たって、より多くの生徒が対象となるように、工夫された仕組みとなっているか。

(高大接続)

- ・ 高校と大学が育成を目指す人材像と身に付けさせたい資質・能力について共通理解を形成した上で、①高校段階、②大学入試から大学入学までの段階、③大学入学後の各段階における科学的な課題研究等を通して、各校がそれぞれの特色を生かしながら、一貫した人材育成プロセスを共同で開発・実証することによって、サイエンス、イノベーション分野における将来のリーダーを育成する計画になっているか。
- ・ 協働活動の成果を汎用性の高いものとするべく、幹事役となる高校（幹事校）が管理機関の支援の下、複数の高校と大学が連携する体制（地域的なコンソーシアム）になっているか。またSSHに指定されていない高校が参画校として参画する場合には、理数系トップレベル人材を育成するための体制が構築されているか。また、現在重点枠の指定を受けて令和6年度も指定が継続しているSSH指定校が参画校として参画する場合には、従来の重点枠の取組と重複して高大接続枠を行うことが可能な体制が構築されているか。
- ・ 大学との協働活動においては、単に大学の学問的知識や研究手法等を高校の生徒に教えるのではなく、いかに生徒が主体的にサイエンス、イノベーションの分野で能力を伸ばそうとする営みを具体的に助力するものになっているか。

(その他)

- ・ 取組に、新規性、独自性、希少性があるか。
- ・ より多くの生徒や学校等が参加できるように工夫された取組であるか。
- ・ 取組や成果に汎用性（他校への適用性）があるか。

スーパーサイエンスハイスクールにおける研究開発を 進めるに当たっての留意点と評価について

1 研究開発を進めるに当たっての留意点

(1) スーパーサイエンスハイスクール（SSH）においては、理数系教育の改善の観点から、教育課程等の改善のための研究開発を行うことになるが、研究開発学校と同様、参考資料1の「研究開発学校における研究開発を進めるに当たっての留意点」を参考にしながら研究を進めていくことが適当である。

(2) SSHにおいては、高等学校教育の目標を踏まえつつ、特に理数系教育の改善のための研究開発を行うことになる。したがって、参考資料1のほか、留意する点としては、例えば下記の点が考えられる。

○研究開発課題及び研究開発の仮説の設定

- ・ 学習指導要領のねらいを踏まえること。
- ・ 研究開発課題や研究開発計画等は、「研究開発」の趣旨を踏まえ独自性のあるものとする。
- ・ 研究開発の仮説は、仮説設定の根拠となるデータ等を可能な限り明示すること。

○研究開発計画の作成

- ・ 研究開発課題の解決・実現のための方策として、適切かつ実現可能な計画であること。
- ・ II期目以降の場合には、前期の計画・成果をどのように踏まえた計画なのか明確にすること。
- ・ 対象生徒の設定を適切にすること。
- ・ 入学から卒業までの3年間（定時制高校は4年間）をかけた計画とすること。
- ・ 理数系科目に大幅に単位数を配当したり、新たな学校設定教科・科目を設置したりする等、理数系教育や課題発見・解決能力、科学的な思考力の育成等、将来の科学技術系人材の育成に重点を置いた教育課程の研究開発であること。その際、学習指導要領によらない取組が可能であるが、学習指導要領によらない内容を明確にするとともに、その理由を明らかにすること。

○研究開発体制の整備

- ・ 学校長の下、学校全体として体制を整え、組織的に取り組むこと。
- ・ 経理等の事務についても円滑な処理が可能な体制を取ること。

○研究開発の展開・実施

- ・ 観察・実験、フィールドワーク、実習や探究的な学習等を重視すること。なお、実験等においては、安全確保の徹底と適切な学習指導に十分留意すること。
- ・ 科学的な思考力や創造性・独創性の基礎を培うような指導法や評価法、教材等の研究開発であること。
- ・ 「理数探究」等、科学的な探究活動を教育課程上に設定し、取り組むこと。
- ・ SSHのねらいを踏まえ、生徒が主体的・協働的に学ぶ学習等が充実するよう、授業改善を図ること。
- ・ 科学技術に携わる者として必要とされる倫理観や社会性等の育成に配慮すること。
- ・ 特別なプログラムの実施に努めること。

○高大連携・接続

- ・SSH指定校の主体的な取組として、大学や研究機関、産業界等と連携し、大学等の講義を教育課程に組み込んだり、大学等の教員や研究者の参画を得て授業を行ったりする等、連携に取り組むこと。
- ・高大接続のあり方について、大学との共同研究に取り組む等、先進的な理数教育に取り組むこと。（例えば、別添3に示した取組等）

○国際性の育成

- ・国際性を育てるために必要な外国語によるコミュニケーション能力や国際感覚の育成（英語での理数授業、講義、研究発表、演習等）に取り組むこと。
- ・外国人研究者、留学生及び外国の学校との交流等国際交流に努めること。
- ・国際的な会議や科学技術・理数系コンテストへの積極的な参加を図ること。

○教育課程外の活動の充実

- ・科学技術・理数系部活動の充実を図ること。
- ・科学技術・理数系コンテスト、科学の甲子園、学会等への積極的な参加を図ること。

○成果の分析、普及、検証等

- ・学校長の下で、研究開発の進捗管理を行い、定期的な確認を踏まえ、計画・方法を改善すること。
- ・仮説に基づく研究成果を分析すること。
- ・他の高等学校、地域の小中学校等への研究成果の普及に積極的に取り組むこと。
- ・生徒の学習意欲・学力の状況、卒業後の所属や職位、職務内容、業績等に関する調査等を行い、それらの状況を継続的に把握すること。
- ・全国のSSHの生徒相互の交流・発表に努めること。
- ・個々の取組及びSSH事業全体の成果の検証・評価のために、評価の専門家等の支援を受けられる体制にすること。
- ・客観的な基準に基づき、可能な限り定量的に成果を示すこと。
※SSHの指定期間に応じて、より充実したデータを収集することが求められる。

2 研究開発の評価

(1) 参考資料2「研究開発学校における研究開発の評価」を参考にしながら評価を行うことが適当である。

(2) SSHにおける評価を行うため必要となるデータとしては、例えば次の事項が考えられる。

ア 生徒の変容

- 科学技術、理科・数学への理解、興味・関心
- 科学的な思考力、判断力、表現力、創造性
- 課題研究のテーマ
- 学力・学習意欲
- 進学・就職の動向、大学院や研究機関等での活躍状況等

イ 教員の変容

- 教員の生徒に対する理解
- 教員の理数系教育に対する考え方、指導方法等の改善
- 教員間の連携・協力、指導体制
- 教員の大学等との連携に対する考え方等

ウ 学校の変容

- 公開授業や交流会、発表会の実施
- SSH事業の成果普及のための取組
- 科学技術、理数系部活動の活動状況
- 各種コンテストへの参加状況
- 自己点検・自己評価の在り方

エ 保護者の変容

- SSH事業に対する賛否
- 子供の様子を通してのSSH事業についての理解
- 学校や教員に対する意識等
- 科学技術・理数に対する興味・関心

オ 大学、研究機関、企業等

- SSH事業の連携先の変容
- 大学等の高等学校に対する意識
- 連携や支援の在り方
- 地域、報道機関等の反応

(3) 意識調査、観察、レポート、学力調査、研究論文、研究発表会、討論会、進路の状況等多様な方法により研究の実施前後やSSHの生徒と一般生徒や他校の生徒との比較等を通じて評価すること。その際、できる限り数値的なデータを収集すること。

(4) 評価に当たっては、絶えず自己点検・自己評価に努めるとともに、学校評議員の活用、運営指導委員会、大学関係者、中学校関係者、保護者、同窓会組織、地域、産業界等からの外部評価についても積極的に取り入れること。

4 研究開発を進めるに当たっての留意点

研究開発の指定を受けた学校（研究開発学校）においては、研究開発学校制度の趣旨に照らして、我が国の教育の現状についての問題意識と将来の方向を見通していく的確な洞察力が求められます。研究開発を進めるに当たっては、担当者はもとより全教職員がこのことを認識し、新しい学習内容や指導方法を積極的に取り入れていこうとする意欲をもって、組織的かつ計画的に研究開発に取り組むことが期待されます。

特に、現在指定を受けている研究開発学校においては、学習指導要領等の理念を十分に理解し、これらの内容を踏まえた上で、次期改訂を見据えた研究開発に取り組むことが期待されます。

研究開発の進め方について留意すべき事項等は次のとおりです。

(1) 研究課題及び研究仮説の設定

研究開発を行うに当たっては、まず研究開発課題及びその課題を解決するための研究仮説（以下「研究課題等」という。）を具体的かつ明確に設定することが必要です。その際、留意すべき点は以下のとおりです。

- ア 児童生徒、学校及び地域の実態を踏まえた上で、具体的な必要性に基づいて設定すること。
- イ 教育課程の基準の特例の設定を中心として、研究課題解決のための手段、期待される成果等を明確にし、全体として検証が可能なものとする。
- ウ 全校的な検討を十分に行い、全教職員の共通理解を図るとともに、あらかじめ保護者や地域の関係者の理解を得ておくこと。

(2) 研究計画の作成及び研究体制の整備

研究課題等の設定後は、これに沿って研究計画を明確かつ具体的に作成するとともに研究体制を整備する必要があります。

①研究計画の作成

研究計画の作成に当たっては、運営指導委員会や関係教育委員会等との緊密な連携・協力が必要とされることはもちろんですが、各学校が児童生徒や地域の実態等を勘案し、創意工夫を生かして主体的に作成することが重要です。研究計画の作成に当たって留意すべき点はおおむね次のとおりです。

- ア 研究開発学校でなければ実施できない研究計画を作成すること。
- イ 研究計画が研究課題等と十分かみあっていること。
- ウ 研究計画が、児童生徒や地域の実態を踏まえ、教育上の適切な配慮の下に作成されていること。
- エ 年度ごとの重点が明確となっており、年次計画に発展的に位置付けられていること。
- オ 実施の過程において、その効果や影響を的確に把握し、再検討を要すると思われる点については適宜改善・修正を加えるなど弾力的な対処ができるよう配慮しておくこと。
- カ 計画が全校的な共通理解の下に作成され、全教職員がそれに沿って創意工夫ができる内容であること。

なお、指定期間は4か年を原則としているので、特に次の点に留意すること。

- キ 1年次計画に当たっては、2年次から円滑に特別の教育課程の実施に着手できるよう、児童生徒に育むべき力の明確化、新設する教科等の教育課程上の位置付けや既存の教科等との関係性の明確化、新設する教科等の目標・内容の明確化を図ること。また、特別の教育課程を実施した成果を分析するための評価方法や評価指標の決定、併せて特別の教育課程を実施する前段階での児童生徒の実態調査の実施等を行うこと。特に、1年次計画の提出前には、保護者・地域の理解を得ることはもとより、全校的な共通理解の下、特別の教育課程の実施に速やかに対応できるよう遺漏がないように努めること。
- ク 2年次及び3年次計画に当たっては、特別の教育課程を実施し、教育課程や指導方法を改善するとともに、特別の教育課程の実施により、児童生徒がどのように変化したかなど、教育課程の評価にも着手すること。
- ケ 4年次計画に当たっては、前年度までの成果を踏まえて、改善した特別の教育課程を実施し、それらの評価を実証的に行うこと。
- コ 研究開発の成果に関する定量的なデータを得ることに留意すること。
- サ 指定期間終了後の教育課程についても事前に見通しをもっておくこと。

②研究体制の整備

学校の研究体制の整備は、研究計画の作成と同様に研究開発を進めていく上での基本的な要件であり、これいかんによってその成否が大きく左右されるといっても過言ではありません。研究計画の作成時には、研究目的や研究課題に適切に対応できる研究体制を整備する必要があります。

研究体制は、研究課題等に対応した機能的なものであるとともに全教職員が意欲と責任感をもって取り組めるものであることが必要です。そのためには、①役割分担が明確であること、②役割相互の有機的関連が図られていること、③各教職員の特性などを考慮した配置になっていることなど基本的な事項に遺漏がないようにするとともに、研究開発の実施過程で研究計画に対する評価や反省を適切に行い、必要に応じて軌道修正ができるようにしておく必要があります。

(3) 研究開発の展開・実施

研究課題に即した実施計画が作成され、そのための組織体制も整えられると、次に具体的な実施の段階に入ることになります。研究開発学校制度の眼目は実践を通して実証的な資料を得ることにあるため、計画作成の段階においては、慎重な検討が必要であり、質の高い計画に基づき、限られた指定期間内に十分な実践と評価を行わなければなりません。具体的な実施の段階で配慮しなければならない点は数多くありますが、その中で特に留意すべき点としては次のようなものが挙げられます。

- ア 実施内容に関わる諸資料が、目的や課題に応じて常に収集できているか。
- イ 実施した結果については、経過も含め、継続的・追跡的に記録され、かつそれが実践に即した具体性や客観性をもっているか。
- ウ 児童生徒の実態を的確に把握し検証が行えているか。
- エ 実施の状況を把握するために、各種テスト、アンケート調査、教職員や保護者の意見聴取など

が、経年変化が見て取れるように実施されているか。

オ 実施しながら小刻みな評価を重ね、軌道修正ができてきているか。また、その理由が明確になっているか。

カ 当初研究計画を立てる段階で予測した効果や、予測しなかった影響が、研究開発の展開実施の過程で的確に把握されているか。

(4) 研究成果のまとめ

研究開発の成果は、今後の教育課程の基準の改善等に際しての資料となるものです。先に述べたように、報告書の内容が単に実践記録の羅列的な記述で終わることは避けなければなりません。また、実践から当初期待していた成果が得られなかったからといって、根拠のない結論であったり、単なる意見や主張、又は、一般論に陥ったりしないよう留意する必要があります。

まとめに当たっては、具体的な諸条件をできるだけ明確にし、実践から得られた具体的な成果を基に簡潔で客観性のある結論付けがなされることが期待されます。取りまとめの基本方針を具体的に挙げると、例えば次のようになります。

ア 当初設定した研究課題を再確認し、これまでの実践が、当初のねらいのどの部分を具体化しようとして行われたものであるかの位置付けを明確にすること。

イ 当初設定した研究課題に応じて、具体的に何をどのように実践したか、そのような実践のうち学習指導要領等の現行の教育課程の基準によらない部分はどこか、実践の結果どのような効果が現れたか、あるいは現れたと思うか、根拠を明示しつつ明らかにすること。

ウ 期待した成果が上がらなかった事例や予期しなかった副次的な影響等についても、捨象することのないよう、客観性をもって地道に取り上げていくこと。それらの原因や条件等を分析し、まとめることは、今後有効に活用しうる貴重な実証的資料となりうる。

エ 得られた成果について、児童生徒や学校の実態その他諸条件との関わりを十分に分析すること。また、同時にそれを他の一般の学校に適用する場合の諸条件などについてもできるだけ明らかにすること。

オ 4年間の研究によって必ずしも課題の全てが解決されるわけではないので、研究課題に関連して、今後発展的に研究を進める必要のある事項についてもまとめること。

5 研究開発の評価

研究開発が効果的に進められ、更にその成果が今後の教育課程の基準の改善等に資するものとして取りまとめられるためには、実施過程において随時評価を行い、研究開発の進め方を改善するとともに、研究開発実施の最終段階において学校自身はその成果について分析・評価を行うことが必要です。そして、評価が適切に行われるためには、あらかじめ評価の観点を明らかにして、研究開発の手順の中に組み込んでおくことが必要です。

研究開発学校は、これまでも述べてきたとおり、今後の教育課程の基準の改善等に向けての先導的な研究を行うものであることから、それぞれの研究目的や課題に即した独自の評価の観点や基準・方法等の開発も同時に行っていくことが望まれます。ここで示す「評価の観点」は、そのほとんどが研究開発を進めるに当たっての留意点の再確認といったものですが、研究開発学校の評価として共通に留意する必要があるものだけを掲げていますので、各学校が自校の研究開発についての評価を行う際の最低限のチェックポイントとして活用されることが期待されます。

なお、研究開発の評価については、昭和52年度、53年度教育研究開発企画評価協力者会議において取りまとめた資料があります。詳細は74ページから84ページを適宜ご参照ください。

○評価の観点

(1) 課題認識の的確性

この観点は、研究開発課題に示された問題意識や文部科学省が当該研究を指定した趣旨が関係者の間で十分理解されているかどうかというものです。

すなわち、問題の核心は何であるのか、なぜその問題が生じているのか、その問題を解決するためにはどのような手段が考えられるか、また何がどう達成されればその問題が解決されたといえるのかといった点が、自校の実態に即して具体的かつ的確に共通認識されていなければなりません。また、そもそも研究開発課題は各学校が主体的に定めるものであり、研究開発の成果を普遍性のあるものとするためには、実際に研究に取り組むに当たって、各学校のおかれている種々の条件や制約等を常に意識しておくことが必要であるといえるでしょう。

この観点は、研究開発を適切に進めるための基本的なものであり、各学校においては、研究開発学校制度の趣旨を踏まえた的確な課題認識をもつことが望まれるところです。

(2) 計画や手順の妥当性

この観点は、研究開発課題や研究目的に沿って、適切な研究計画が立てられ、それに基づいて妥当な研究手順を踏んでいるかどうかというものです。

より具体的には、①研究課題と十分かみあった計画が学校の全体の教育方針に即した形で、全教職員の共通理解の下に作成されているかどうか、また、それが、②児童生徒の実態や学校、地域社会の現状を踏まえ無理のないものとなっているかどうか、ということです。

さらに、研究を進めていく過程においては、③当初のねらいどおりに研究が進行しているかどうか、④全教職員の士気が高まっているかどうか、⑤児童生徒の変容や保護者等の反応などが的確に把握されているかどうか、などの点が挙げられるでしょう。

(3) 研究のねらいの達成度

この観点は、研究開発の当初に定めた研究のねらいが、どの程度まで達成されているか、また、研究課題について解決しようとしていた点がどれだけ明らかになったか、というものです。

より具体的には、①学習指導要領等によらないで編成した特別の教育課程は、どの点がどのような意味で現行の基準と異なっているのか、②その教育課程は、当初のねらいに即したものとなっているか、③その教育課程や新しい教育方法によって児童生徒の学習にどのような効果が現れているか、学校の運営等にどのような影響があったかなどがチェックポイントとなるでしょう。

また、研究開発学校の研究は実践を通したものであるだけに、その過程では予期しなかった問題点も生じるなどして、必ずしも当初のねらいどおりの成果が得られなかったという場合も考えられますが、この場合にも、残った課題や実施過程で生じた問題点を明らかにするとともに、ねらいどおりの成果が得られなかった原因を明確にすることによって、かけがえのない貴重な資料が生まれます。

(4) 研究の結果得られた結論の実証度

この観点は、研究開発によって得られた結論が実践の裏付けを十分得られているかどうかというものです。研究開発学校制度の眼目はあくまで実践を通しての実証的な資料を得ることにありますから、いかに優れた結論がまとめられていても、それが十分な実践を経て得られたものでなければ、今後の有用な資料としては活用できないことになり、その意味では、この観点は最も重要な項目の一つであるといつてよいでしょう。

(5) 研究成果の一般性

この観点は、研究開発によって得られた成果が、他の一般の学校にどの程度まで適用可能かというものです。

研究開発学校の行った研究開発は、限られた環境条件の下で行われたものなので、そうした条件の下で得られた成果が、直ちに他の一般の学校にも適用できるかどうかは慎重に検討されなければなりません。しかしながら、研究開発学校制度は、そもそも今後の教育課程の基準の改善等に資するためのものであるため、各学校の研究成果はある程度の一般性をもっていることが不可欠です。しかも単なる理論付けだけによる一般性ではなく、個々の環境条件の下での実践から得られた結論について、一般化がどの程度までできるかという点が重要となってきます。

令和6年度スーパーサイエンスハイスクール研究開発等における経費の支援について

※令和6年度「スーパーサイエンスハイスクール支援事業」については、予算編成過程により、支援内容等を変更する可能性がある。

※認定枠については、生徒研究発表会・情報交換会へ指定校として参加が可能となるため、科学技術人材育成重点枠に採択されていない場合には、参加旅費に係る経費支援を行う。支援方法の詳細は各会開催までにJSTより案内する。

※令和6年度より新設された文理融合基礎枠も、基礎枠と同じ基準に基づき支援する。

1. 経費支援予定額（年額）

指定年度	新規/ 継続 ※1	開発型	実践型	先導的改革型	科学技術人材育成 重点枠※4
令和6年度指定校	新規	12百万円 ※3			5百万円 7百万円 10百万円 13百万円 30百万円程度※5
	継続	7.5百万円	7.5百万円	6百万円	
経過措置1年間※2		2百万円			
経過措置2年間※2		2百万円			

※1 （新規）はSSH指定が初めての場合、（継続）は過去にSSH指定歴がある場合。

※2 基礎枠の指定が終了した後、最大2年間、経過措置としての指定を受ける場合。経過措置を希望した場合の支援対象は次頁の※8を参照。

※3 予算編成過程により変更する可能性はあるが、経費支援額の上限は1年目12百万円、2・3年目各10百万円、4・5年目各7.5百万円の予定。

※4 科学技術人材育成重点枠4年目、5年目の支援額については、それぞれ1～3年目の支援額の6分の5、3分の2とする（例：1～3年目の支援額が各10百万円の場合には、4年目の支援額は8.3百万円程度、5年目の支援額は6.7百万円程度となる）

※5 高大接続による一貫した理数系トップレベル人材育成プロセスの開発・実証（以下「高大接続枠」という。）。1コンソーシアム当たり30百万円程度の予定。

2. 支援の対象

SSH指定校への経費支援対象は原則として以下のとおり。※6～※8

- ① 諸謝金（外部講師、運営指導委員、ティーチングアシスタント（TA）等）
- ② 旅費（外部講師・運営指導委員・TA等の旅費、生徒引率・先進校視察等の教員旅費等）
- ③ 車両雇上交通費等（バス・列車等を利用した団体の研修を行う場合の生徒の交通費、宿泊費、海外研修における経費等）
- ④ 印刷製本費（講義資料、実施報告書等の印刷費）
- ⑤ 図書購入費（研究開発に関する図書等の購入費）
- ⑥ 通信運搬費（資料の発送や実験材料の運搬、宅配便代等）

- ⑦ 消耗品費（税込み単価5万円未満の実験用材料、コピー用紙等消耗品購入費）
- ⑧ 備品費（税込み単価5万円以上の実験機器購入費等）
- ⑨ 人件費（SSHに係る事務処理を行う事務員の人件費、非常勤講師等の人件費）
- ⑩ その他（本項①～⑨、⑪に該当しない経費。保険料、発表会等の会場借料・設営費用、レンタル料、広報経費、修繕費等）
- ⑪ 科学技術人材育成重点枠企画参加費（科学技術人材育成重点枠に採択された指定校が企画する発表会等に連携校が自校のSSH予算で参加するための教員・生徒旅費、車両雇上交通費等）

※6 科学技術人材育成重点枠または先導的改革型に申請し採択された指定校が他校と連携して活動を行う際、申請した指定校以外の連携校（指定校以外も含む）がSSHに関する活動を行うために必要となる「①諸謝金」～「⑧備品費」等も、内容により支援対象となる。

※7 科学技術人材育成重点枠（高大接続枠）の取組に関する支援経費のうち、生徒の大学入学以降の取組の経費支援対象については、高校段階から高大接続プログラムに参加し、接続大学に入学後も引き続き当該プログラムに参加する学生に限り、当該プログラムで行う研究活動に必要な経費等が支援対象となる。詳細は「高大接続枠に関するQ&A」を参照のこと。

※8 経過措置を希望した場合

原則として以下のa.～c.の目的に該当する場合のみ支援対象となり、「⑧備品費」及び「⑨人件費」のうち非常勤講師等の人件費は支援対象外とする。

- a. 研究成果の発表、普及に関するもの
（例：発表会の開催経費、成果報告書の作成経費、謝金・旅費、等）
- b. 成果の追跡調査に関するもの（例：アンケート調査経費等）
- c. 継続して研究することによりさらなる成果が見込まれるもの
（例：残された課題への対処により成果を一層完成させるため実施する実験に用いる消耗品等）

3. SSH支援事業における経理事務について

SSH支援事業における経理事務は、SSH指定校の管理機関と国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「JST」という。）が締結する共同研究契約（科学技術人材育成重点枠に採択された認定枠校については、JSTが別途定める契約。あわせて以下「共同研究契約等」という。）に基づき、JSTが行う。このため、SSH指定校への経費支援等はJSTの会計規程に則って実施する。

共同研究契約等の締結に先立ち、SSH指定校は契約書で作成が定められている事業計画書、及び計画実施に必要な経費を説明する事業経費説明書等について、JSTと調整を行い、経費の内容を確定する。

(1) 条件により入札等による調達となり、その手続に時間を要するため4～6月の納品等が困難な場合がある。

(2) 海外研修の支援は、SSH指定校による入札・見積合わせ等の適切な競争により旅行業者を選定し、JSTは費用の一部である応分の額（限度額あり）を指定校に支援する。手続き及び入札等による調達等に時間を要するため、原則として海外研修の開始時期は7月以降とする。

なお、JSTの会計規程等に則し、SSH指定校による旅行業者の選定に不備等がある場合、支援出来ない場合がある。

4. 支援対象外となる取組について

(1) 科学技術、理科・数学教育に直接関連しない取組

研究開発において計画し実施することはできるが、科学技術、理科・数学教育に直接関連しない

取組（人文科学、社会科学等に関する取組）は、原則として、経費支援の対象にならない。ただし、当該取組内容が科学技術に関連が深く、SSH事業を推進するに当たり、その必要性が認められた場合には、支援対象となることがある。

（2）環境整備

施設の整備や施設に固定する備品等、情報環境整備のためのパソコンやソフトウェアの大量購入、Wi-Fi等ネットワーク環境の整備、既存の学校設備の追加（机、椅子、書棚等）は支援対象外とする。ただし、実験における分析、計測等に伴う必要備品としてパソコン等を希望する場合には、適切な数量について支援対象となる。大型または高額な備品は、使用頻度及び費用対効果を勘案し、既存設備の活用、大学・研究機関との協力、レンタル等を十分に検討すること。

（3）個人の取組

- a. 生徒個人の教材・教具として使用するものは、支援対象外とする。
（個人用図書、ノート、文房具、補助教材学習用具等）
- b. 生徒、教職員が個人として、大学等の授業等の受講やコンクールへの参加等を行う場合、受講料・参加費・旅費は支援対象外とする。ただし、SSH事業の一環として学校単位やクラブ単位で参加する場合には、支援対象となる。
- c. 学会の場合、会員として登録するための会費等は支援対象外とする。
- d. 飲食費（お茶等を含む）は、支援対象外とする。

（4）他の機関等が主催する企画等への参加に係る経費支援

他の機関等が主催する企画に、SSH指定校が丸乗りするかたち（SSH指定校の主体性が見られない企画）での参加は支援対象外とする。ただし、生徒たちの学習の成果を発表するような活動（例：発表のための学会参加等）については支援対象となる場合がある。

（5）SSH指定との関連性の薄い行事等

SSH指定校が指定の有無にかかわらず実施する周年行事、修学旅行、遠足・林間学校等の学校行事等は、支援対象外とする。

（6）実施に当たり安全上の問題があるもの

SSH事業として問題のない内容であっても、実施に当たって、参加者の安全について十分考慮されていないもの、安全の確保が確認できないものについては、支援対象外とする場合がある。

（7）教員研修会

教職員の一般的な資質、能力の向上を目的とする研修は支援の対象外とする。ただし、SSH指定校が主催し、成果の普及・展開を目的とする報告会は支援の対象とする。また、自校のSSH事業に関して、生徒の実際の活動を伴う、又は実証的資料に基づいて教育課程等の改善を図る校内教員研修会は、支援の対象となる場合がある。

5. 人件費について

SSH指定校において、事務補助や資料作成・整理を行う事務員（以下「事務員」という。）、及び研究開発の取組充実につながる非常勤講師（教育職員免許法第三条の二の規定による非常勤講師（特別非常勤講師）を含む。以下同じ。）その他実験・実習における教員への支援等研究開発の取組を充実するための支援を行う非常勤職員（以下「非常勤講師等」という。）を配置した場合、希望があれば、SSH内定後、改めて指定校の管理機関からJSTへ申請書を提出すること等により、JSTは指定校の管理機関にその人件費等を支出することができる。SSH指定校の管理機関は、事務員及び非常勤講師等の雇用手続き、人件費等の支給等を行う。なお、常時雇用する教職員の経費等については本支援の対象としないので注意すること。

また、令和5年度より、文部科学省が1.とは別に措置した予算から管理機関に配置するコーディネーター（SSHコーディネーター。文部科学省による令和6年度分の公募は終了。後述する高大接続枠で配置するコーディネーターとは異なる。）の人件費等を支援している。

(1) 事務員

a. 趣旨

指定校における事務作業（経理事務補助、資料作成・整理等）の負担軽減を図る。（生徒への指導、引率は含まない）

b. 支援内容

雇用（配置）形態：①管理機関が事務員（常勤又は非常勤）として雇用する。雇用手続、給与支給、指揮命令等は管理機関が行う。

②管理機関が派遣会社を通じて事務員を受け入れる。派遣会社との契約手続き、支払等は管理機関が行う。

支援上限：別表のとおり。

c. 支援手続

①支援の必要性がわかる申請書をSSH内定後、管理機関よりJSTへ提出する。

②JSTにて申請内容を審査の上、申請書に基づき管理機関とJSTで支援合意書を締結する。

d. 契約形態

支援合意書に基づき、JSTより管理機関へ人件費額を支出する。

①共同研究契約等：事務員のJST負担（負担する経費の具体的な金額、その支払方法等は別途定める旨）の条項を記載する。

②支援合意書：金額、経理事務、経費の確定、支払方法等を記載する。

(2) 非常勤講師等

a. 趣旨

SSH事業の目的を達成するため、SSH指定校において、研究開発の取組充実につながる非常勤講師及びその他実験・実習における教員への支援等研究開発の取組を充実するための支援を行う非常勤職員（「非常勤講師等」という。）を活用することで、さらに充実した取組推進を図る。

b. 支援内容

雇用（配置）形態：管理機関が非常勤講師等として雇用する。雇用手続、給与支給等は管理機関が行う。

支援上限：別表のとおり。

c. 支援手続

①支援の目的および必要性、その効果等がわかる申請書をSSH内定後、管理機関よりJSTへ提出する。

②JSTにて申請内容を審査の上、申請書に基づき管理機関とJSTで支援合意書を締結する。

d. 契約形態

支援合意書に基づき、JSTより管理機関へ人件費額を支出する。

①共同研究契約等：非常勤講師等のJST負担（負担する経費の具体的な金額、その支払方法等は別途定める旨）の条項を記載する。

②支援合意書：金額、経理事務、経費の確定、支払方法等を記載する。

e. 特記事項

・中高一貫教育校、中学併設校等における中学教育部分は、非常勤講師等の人件費は支援対象外とする。

・経過措置校は、非常勤講師等の人件費は支援対象外とする。

・科学技術人材育成重点校（高大接続校を除く）での、非常勤講師等の人件費は支援対象外と

する。

別表：経費支援予定額のうち人件費に係る支援上限額（年額 ※9）

	指定・採択状況				支援上限額	
	基礎枠・文理融合基礎枠		科学技術人材育成重点枠		(1) 事務員	(2) 非常勤講師等
	認定枠以外	認定枠	高大接続枠以外	高大接続枠		
①	指定	—	—	—	原則として 130万円 ※10	430万円 ※11
②	指定	—	採択	—	400万円	430万円 ※12
③	指定	—	—	採択	920万円	1,080万円 ※13
④	—	指定	採択	—	270万円	対象外
⑤	—	指定	—	採択	920万円	1,080万円 ※13

※9 給与、社会保険料（事業主負担含む）・労災保険料・健康保険料、通勤費等を含む。

1. の金額に含まれる。

※10 特段の理由があり、上限を超えて希望する場合には、要相談。

※11 事務員及び非常勤講師等の合計での支援上限額。

※12 事務員及び非常勤講師等の合計での支援上限額。ただし、高大接続枠以外の科学技術人材育成重点枠は非常勤講師等支援の対象外のため、①と同額。

※13 高大接続枠については、コンソーシアムにおける高校のとりまとめ及び大学との連絡等の役割を果たすコーディネーター（文部科学省が公募及び採択し、管理機関に配置する者とは異なる）の費用を含めることができる。事務員及び非常勤講師等の合計での支援上限額。

令和5年10月30日

SSHに関するQ&A

～:.～:.～:.～ 目次 ～:.～:.～:.～

1. 全般・応募に当たっての留意事項等について

- Q1-1. 「開発型」と「実践型」、「先導的改革型」、「認定枠」の違いについて教えてほしい。
- Q1-2. SSH申請時の注意点は。
- Q1-3. 今年度指定終了校が、来年度以降新たにSSHに応募することは可能か。
- Q1-4. 複数の募集類型について、同一年度に併せて応募することは可能か。
- Q1-5. 先導Ⅰ期目の最終年度、又は、先導Ⅰ期目の最終年度を終えている学校も基礎枠に申請可能か。
- Q1-6. 中高一貫教育校（中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校）が事業を行う際、中学校段階での取組は対象となるのか。
- Q1-7. 例えばⅡ期目の指定終了から10年以上経過しているような場合で、研究仮説を一から設定・検証し、新規性のある教育課程等の研究開発を希望する場合、基礎枠開発型として申請可能か。
- Q1-8. 農業高校や工業高校等の専門高校もSSHに応募できるのか。
- Q1-9. 研究開発テーマが例示されているが、それについて教えてほしい。
- Q1-10. 大学との接続とは具体的にどのようなものを想定しているのか。
- Q1-11. 理工系領域を志す女子生徒を育成する取組とはどのようなものを想定しているのか。
- Q1-12. 運営指導委員会を第三者によって組織するとあるが、それについて教えてほしい。
- Q1-13. 「認定枠」において、成果の発信・普及として必ず行うべきこととして何があるのか。
- Q1-14. 基礎枠実践型（Ⅲ期目、Ⅳ期目）の審査の観点「その他の研究開発内容」において、5項目から2項目以上を選択して実施計画書に記載することとなっているが、選択する項目によって審査に有利・不利等が生じることはあるのか。また、3～5項目選択した場合は、2項目だけを選択した場合より加点され有利になるのか。
- Q1-15. 「（4）必要となる教育課程の特例」や「（5）課題研究に係る取組」が指定期間中の在籍生について入学年度で異なる場合、表を複製する等して、計画している内容をそれぞれ記入することで良いか。
- Q1-16. 管理機関がコーディネーター配置に関する応募をしているが、コーディネーターとの連携を予定している場合、基礎枠等の申請書類は、コーディネーターが採択されたことを前提とした書きぶりにすべきか。また、基礎枠等に採択された一方で、コーディネーターに採択されなかった場合、修正した実施計画書等を提出する必要があるか。
- Q1-17. 令和6年度からⅢ期以降の経過措置校において、次期（Ⅳ期及び先導的改革期）と認定枠へ同時申請できるようになり、また、先導的改革期及び認定枠においては、重点枠の全ての類型に申請できるようになった。次期と認定枠のどちらの類型にも重点枠を合わせて応募したいが、応募することは可能か。可能な場合、応募する際の留意点を教えてほしい。

【文理融合基礎枠に関するQ&A】

- Q 1-18. 基礎枠と文理融合基礎枠の違いについて教えてほしい。
- Q 1-19. 文理融合領域の研究開発をする中でも、科学技術人材を育成する必要があるとのことだが、それはどういうことか。
- Q 1-20. 基礎枠と文理融合基礎枠の概ねの採択数を教えてほしい。
- Q 1-21. 現在基礎枠に指定されている学校も、文理融合基礎枠に申請することは可能か。
- Q 1-22. 基礎枠と文理融合基礎枠のいずれに申請するかによって審査に有利・不利等が生じることはあるのか。
- Q 1-23. 理系のクラスでは基礎枠で求められていることを、文系のクラスでは文理融合基礎枠で求められていることを実施予定の場合には、SSHの取組の下ではどちらか一方の取組しか認められないのか。もし両方認められるのであれば、どちらの枠に申請すべきか。
- Q 1-24. 文理融合基礎枠に申請した場合、審査において「この学校は基礎枠で採択すべき」となった際には、文理融合基礎枠でなく基礎枠で採択されることはあり得るか。
- Q 1-25. 先導的改革期及び認定枠には、文理融合基礎枠特有の審査の観点はないのか。

2. 教育課程等について

- Q 2-1. 特例を用いた教育課程を編成する上での注意点について教えてほしい。
- Q 2-2. 科学的な探究活動として「理数探究」等を教育課程上に必ず設定することとされているが、その適用すべき範囲、配慮事項等について教えてほしい。
- Q 2-3. 普通科の理数教育を充実させるため、同科の生徒にも理数数学Ⅰを履修させることを検討しているが、理数数学Ⅰの履修を以て数学Ⅰの履修に替えることはできるか。

3. 経過措置校等について

- Q 3-1. 経過措置校の位置付けについて教えてほしい。
- Q 3-2. 経過措置校の申請について、現行の実施計画から変更を行う際の注意点について教えてほしい。
- Q 3-3. 経過措置校は、文部科学省が実施する「研究開発学校」等の研究指定事業の指定を受けることができるか。

4. 科学技術人材育成重点枠等について

- Q 4-1. 「科学技術人材育成重点枠」について教えてほしい。
- Q 4-2. 「科学技術人材育成重点枠」のうち「革新共創（仮）」では、どのような取組が支援対象となるのか。
- Q 4-3. 「科学技術人材育成重点枠」のうち「革新共創（仮）」での取組を実施する上での留意点を教えてほしい。
- Q 4-4. 「科学技術人材育成重点枠」のうち「革新共創（仮）」と、これまでの「地球規模問題に関わる社会との共創」との違いについて教えてほしい。

【高大接続枠に関するQ&A】

- Q 4-5. SSH指定校1校と大学1校の1対1でコンソーシアムを形成することは可能か。
- Q 4-6. 接続大学は複数でも可能か。
- Q 4-7. コンソーシアム構成校数の下限及び上限の条件はあるか。
- Q 4-8. コンソーシアムの中にSSHの指定をされていない高校が参画することは可能か。
- Q 4-9. コンソーシアム参画校に1つもSSH指定校がなくてもよいのか。
- Q 4-10. 幹事校はSSH指定校でなくてもよいのか。
- Q 4-11. 高大接続枠の指定期間の途中で別のSSH指定校等をコンソーシアムに参画させることは可能か。
- Q 4-12. 高大接続枠の指定期間の途中でコンソーシアムから離脱することは可能か。
- Q 4-13. 管理機関はコンソーシアムに含まれるのか。
- Q 4-14. 企業やNPO法人をコンソーシアムに入れることはできないのか。
- Q 4-15. 幹事校の役割は何か。
- Q 4-16. 参画校の役割は何か。
- Q 4-17. 複数の都道府県によるSSH指定校等のコンソーシアムは可能か。
- Q 4-18. 接続大学とその附属校だけでコンソーシアムを構築することは可能か。
- Q 4-19. 申請に当たり、大学と事前に協定を締結しなければならないのか。
- Q 4-20. 高大接続枠での大学との協定の対象は大学全学か学部単位か。
- Q 4-21. 申請は幹事校が行うのか。
- Q 4-22. 高大接続枠の指定期間は何年か。
- Q 4-23. 高大接続枠に申請した高校（幹事校）は、他の重点枠に申請することは可能か。
- Q 4-24. SSH指定校がコンソーシアムの参画校となる場合、高大接続枠の申請が必要か。
- Q 4-25. 現在重点枠の指定を受けて令和6年度も指定が継続しているSSH指定校が令和6年度の高大接続枠に申請することは可能か。
- Q 4-26. コンソーシアムの参画校が指定期間中に高大接続枠以外の他の重点枠に申請することは可能か。
- Q 4-27. 高大接続枠は、SSH指定校が主体となって接続大学と人材育成プロセスを開発していくものであるが、新規審査において、何をどこまで計画していることが必要か。
- Q 4-28. 新規審査ヒアリングにはコンソーシアムを組む全関係者が出席する必要があるのか。
- Q 4-29. 支援額はいくらか。
- Q 4-30. 予算執行を想定している具体的な活動は何か。
- Q 4-31. 教師の移動に係る旅費も経費支援の対象になるのか。
- Q 4-32. 接続大学や連携機関（企業、NPO法人等）への直接的な経費支援はあるのか。
- Q 4-33. 生徒の大学入学以降の取組に関する経費は支援の対象となるか。

- Q 4-34. 大学との接続とは具体的にどのようなものを想定しているのか。
- Q 4-35. コンソーシアムにおいて連絡会議のようなものを開く必要はあるか。
- Q 4-36. 管理機関のコーディネート機能として何を想定しているか。
- Q 4-37. コンソーシアム内の現在SSHに指定されていない高校は、教育課程の特例の活用は可能か。また、申請する必要があるのか。

5. 経費等について

- Q 5-1. 今までに支援できなかった事例を教えてください。
- Q 5-2. 連携協力を行う学校に係る費用は支援対象となるのか。
- Q 5-3. 国際的な取組のうち、どのような取組が支援対象になるのか。
- Q 5-4. 海外研修の支援を受ける際の事務手続きに関する注意点について教えてください。
- Q 5-5. 「科学技術人材育成重点枠」のうち、高大接続枠以外については、金額を選択して応募することになるが、審査の結果、応募した金額ではなく、下位の金額で採択されることはあるのか。
- Q 5-6. 「科学技術人材育成重点枠」については、最長5年の申請が可能であるところ、4年目・5年目の支援額は、それぞれ約6分の5、約3分の2とされているが、支援期間の考え方について教えてください。
- Q 5-7. 「科学技術人材育成重点枠」のうち「広域連携」及び「海外連携」は、オンライン等を活用しながら取り組むこととされているが、オンライン等環境の整備に係る経費は支援の対象となるのか。

6. 卒業生の状況調査等について

- Q 6-1. 卒業生の状況把握の結果は、中間評価や新規採択の審査結果に影響するか。
- Q 6-2. 一部の卒業生の状況把握ができなかった場合、指定の取消や支援された経費の返還が必要になるか。
- Q 6-3. 卒業生の状況把握にかかる費用は国から支援されるか。支援されない場合、指定期間中はSSH事業の経費として計上できるか。指定が終了した後、卒業生の状況把握にかかる費用の財源として考えられるものは何か。
- Q 6-4. 生徒の卒業後の状況を継続的に把握するための工夫について教えてください。

1. 全般・応募に当たっての留意事項等について

Q1-1. 「開発型」と「実践型」、「先導的改革型」、「認定枠」の違いについて教えて欲しい。

A1-1. 「開発型」及び「実践型」は、いずれも5年間、理数系教育に関する研究開発を通じて、世界を牽引する科学技術人材の育成を図るために、優れた科学技術人材の層を厚くすることを趣旨・目的とするものである。

「先導的改革型」は、先導的改革期（先導的改革Ⅰ期目以降）の指定を希望する学校が応募できる類型である。指定期間は3年間である。Ⅳ期目までとは異なる枠組みであり、科学技術人材育成におけるシステム上の課題を自ら設定し、当該課題に挑戦する意欲的な研究開発を実施する学校を指定することを想定している。

「認定枠」は、上記の各類型とは異なり、基礎枠としての予算支援を受けずに、科学技術人材育成の全国的なモデルとして、これまで培ってきた特色や強み、SSH指定校としての認知度・ブランドを生かしながら多様な取組を展開し、これまでの研究開発の成果を一般校も含めて普及することを期待する類型である。

開発型：理数系教育に関する教育課程等の研究開発を中心に事業を行う。申請校には、SSHの実施経験は問わないが、先導的改革型の申請条件を満たす場合は申請不可。

実践型：今までに開発してきた教育課程等を基にして、実践的な研究開発を通じた科学技術人材の育成を中心に事業を行う。このため、申請校は、過去にSSHを実施していることが必要である一方、新規の研究開発の仮説を立てる必要はない。

先導的改革型：科学技術人材育成におけるシステム上の課題を自ら設定し、当該課題に挑戦する意欲的な研究開発を行う。

認定枠：科学技術人材育成の全国的なモデルとしてこれまでの研究開発の成果を基にした多様な実践活動を展開・普及する。過去にSSHⅢ期までの実施が必要。

Q1-2. SSH申請時の注意点は。

A1-2. 本事業は理数系教育に関する研究開発を通じて、世界を牽引する科学技術人材の育成を図るために、優れた科学技術人材の層を厚くする事業であり、設備整備や活動支援のための補助金ではないということに留意すること。また、各SSH指定校は、期数に応じた取組の高度化・深化が期待されているので、留意すること。その際、「SSH指定校の目指す姿（イメージ）（別添1の別紙4参照）」を参考にすること。今年度で指定期間の終了するSSH指定校が新たにSSHに申請する際には、これまでの研究内容を単に継承する趣旨ではなく、その研究における成果や課題を踏まえた上で、より改善を図った新たな研究や発展的な研究を行う趣旨であることに留意すること。

また、学習指導要領の趣旨を踏まえ、教育課程の特例は適切に用いた計画とすること。

Q1-3. 今年度指定終了校が、来年度以降新たにSSHに応募することは可能か。

A 1 - 3. 指定期間が終了した上であれば、新たにSSHに応募することが可能である。なお、指定期間途中における新たな申請への切替はできない（2年間の経過措置校も、その途中における新たな申請への切替はできない。）。

令和元年度指定校（先導的改革型においては令和3年度指定校）は、令和5年度で指定が終了するため、継続して新たにSSH（継続新規）に応募することができる。なお、経費支援上限額については新規と同様ではなく、SSH指定時に支援を受けたことを勘案した金額となる。

Q 1 - 4. 複数の募集類型について、同一年度に併せて応募することは可能か。

A 1 - 4. ある一つの基礎枠の類型とある一つの科学技術人材育成重点枠（以下「重点枠」という。）の類型には併せて応募できる（詳細は、別添1の別紙1参照）が、以下のただし書き以外の場合を除き、同一年度にそれぞれの枠（基礎枠（文理融合基礎枠を含む。）及び重点枠）のうち複数の類型に併せて応募することは、いずれも認められない。例えば、同一年度に実践型と広域連携枠には併せて応募できるが、重点枠の広域連携枠と海外連携枠に併せて応募することは認められない。なお、認定枠については、その性格上、経過措置についても、同一年度の応募は認められない。

ただし、令和6年度より、申請する年度に、Ⅲ期以降の経過措置校であり、かつ、経過措置の指定期間が最終年度である学校に限り、次期の申請と同時に認定枠にも申請可能である（例えば、令和5年度に、Ⅲ期の経過措置校で経過措置の指定期間が最終年度の学校の場合Ⅳ期と同時に認定枠に、Ⅳ期の経過措置校で経過措置の指定期間が最終年度の学校の場合先導的改革期と同時に認定枠に申請可能。）。

Q 1 - 5. 先導Ⅰ期目の最終年度、又は、先導Ⅰ期目の最終年度を終えている学校も基礎枠に申請可能か。

A 1 - 5. 先導的改革Ⅱ期に申請可能である。ただし、長期指定校ならでのノウハウや特色・強みを生かし、卓越した研究開発を通じ、科学技術人材育成システムを先導する役割が求められることから、これまでの成果が十分に出ていると評価・分析されていること等に加え、科学技術人材育成におけるシステム上の課題を自ら設定し、当該課題に挑戦する意欲的な研究開発内容となっている必要がある。取り組む研究開発課題が我が国全体の科学技術人材育成システム改革に寄与することに加え、取組の内容が我が国全体のトップの水準にあることが求められている。なお、令和6年度からは「先導的改革期」の指定校・申請校においても、重点枠に申請が可能である。

Q 1 - 6. 中高一貫教育校（中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校）が事業を行う際、中学校段階での取組は対象となるのか。

A 1 - 6. 本事業では、高等学校段階での取組を主体とするものの、教育課程の研究開発も含め、中学校段階における取組を排除しないが、実施の可否については、審査の結果による。中高一貫教育校において、中学校段階においても取組を実施することを計画している場合には、その旨を実施計画書に必ず記入すること。ただし、中学校段階での教育課程の特例は本事業では扱わないことに留意すること。

Q 1-7. 例えばⅡ期目の指定終了から10年以上経過しているような場合で、研究仮説を一から設定・検証し、新規性のある教育課程等の研究開発を希望する場合、基礎枠開発型として申請可能か。

A 1-7. 基礎枠開発型（継続新規）として申請可能。審査の観点については、その内容に鑑み、Ⅰ期目の観点を適用する。ただし、経費支援上限額については、過去のSSH指定時に支援を受けたことを勘案した金額となる。

Q 1-8. 農業高校や工業高校等の専門高校もSSHに応募できるのか。

A 1-8. 将来の科学技術を担う人材を育成するために研究開発を行うことがSSHの事業目的であり、将来の科学技術人材が特定の学科のみから輩出されるとは限らないことから、多様な学科でそのような目的の教育課程を開発することの意義は大きいものである。このようなことから、先進的な理数系教育を通じて、世界を牽引する科学技術人材育成を図るために、優れた科学技術人材の層を厚くするSSHの事業趣旨・目的に沿った計画であれば、職業教育を主とする学科であっても、そのこと自体で応募上不利になることはない。また、専門学科という専門性の中でも生徒の自主性・主体性等を重視した取組を行っていくことが望まれる。

Q 1-9. 研究開発テーマが例示されているが、それについて教えてほしい。

A 1-9. 別添3に示した「期待される研究開発テーマの例」は、これまで研究開発が十分に行われてこなかったテーマ等であり、申請校が研究開発テーマを検討する上で積極的に取り上げてもらいたいものとして、参考にできるようにしたものである。なお、例示したテーマに関する研究開発でなければ採択されないというものではない。

Q 1-10. 大学との接続とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

A 1-10. SSHの多くの高校は、大学と協力した授業・講座の開催や、大学教員による課題研究の指導等、大学との連携を盛んに行っている。このような取組の中で、大学進学後に必要とされる資質・能力を伸ばす生徒が多数いることから、例えば、新たな入学者選抜の仕組みの検討や、こうした生徒を受け入れる大学におけるカリキュラムの構築・AP (Advanced Placement) プログラムの開発等高校生を対象とした大学レベルの教育機会の提供等の取組を期待するものである（別添3も参照のこと）。

「大学との接続」に関する研究開発において必要な経費は、協力関係にある大学研究者の調査研究経費についても支援対象にすることが可能である。なお、具体的な支援内容については、「大学との接続」に関する研究計画をもとにJSTに相談すること。当該研究開発においても、学校及び管理機関が主体的に関わることが望まれる。

Q 1-11. 理工系領域を志す女子生徒を育成する取組とはどのようなものを想定しているのか。

A 1-11. 理工系領域を志す女子生徒の割合が男子生徒に比して低い状況であるが、性別によらず、適切に進路選択を行うことが重要である。理工系領域の研究室訪問等、研究に触れる機会の提供や、女性研究者による講演やシンポジウムによるロールモデルの普及・啓発等により、女子生徒の適切な理工系進路選択を促す取組が期待される。

また、女子生徒の進路選択に当たっては保護者・教員等の影響が大きいことから、保護者・教員に対する情報提供・意識醸成の取組も期待される。

Q 1-12. 運営指導委員会を第三者によって組織するとあるが、それについて教えてほしい。

A 1-12. 運営指導委員会には、公正・中立的な立場で、SSH指定校におけるSSHの運営に関し、専門的見地から指導・助言を行うことが求められている。このため、構成員は、自管理機関、当該校、文部科学省、SSH企画評価会議、JSTの委員会の者や連携協力者等ではない第三者とする必要がある。また、大学附属の学校で、SSH事業の管理運営の中心としての役割は担っていない専門性をもった自大学の教員が構成員となることはこの限りでない。

Q 1-13. 「認定枠」において、成果の発信・普及として必ず行うべきこととして何があるのか。

A 1-13. 「認定枠」を含め、SSH指定校又はその管理機関において、当該指定校における取組の成果・実績を毎年度公表する必要がある。なお、その具体的な方法としては、あくまで例であり、全てを実施する必要はないが、成果物のHPへの掲載や、成果に関する他校との情報共有の機会の確保等が考えられる。

Q 1-14. 基礎枠実践型（Ⅲ期目、Ⅳ期目）の審査の観点「その他の研究開発内容」において、5項目から2項目以上を選択して実施計画書に記載することとなっているが、選択する項目によって審査に有利・不利等が生じることはあるのか。また、3～5項目選択した場合は、2項目だけを選択した場合より加点され有利になるのか。

A 1-14. 5項目の位置付けは並列であり、特定の項目を選択した、または選択しなかったことにより審査において損益が生じることはない。自校の研究開発内容等に照らして適切な項目を選択すること。審査においては、選択された項目に対し、現状の分析やこれまでの実績を踏まえ、具体的かつ成果の期待できる取組が計画されているか等の観点から評価する。

また、Ⅲ期目・Ⅳ期目の審査の観点においては、「2項目以上」選択することとしているが、選択した項目数に応じて加点されるものではない。なお、Ⅰ期目・Ⅱ期目の審査の観点においては、「1項目または2項目」選択することとしているが、学校が3項目以上の計画を予定している場合には、3項目以上記載することを必ずしも妨げるものではない。

Q 1-15. 「（４）必要となる教育課程の特例」や「（５）課題研究に係る取組」が指定期間中の在籍生について入学年度で異なる場合、表を複製する等して、計画している内容をそれぞれ記入することで良いか。

A 1-15. お見込みのとおり。

Q 1-16. 管理機関がコーディネーター配置に関する応募をしているが、コーディネーターとの連携を予定している場合、基礎枠等の申請書類は、コーディネーターが採択されたことを前提とした書きぶりにすべきか。また、基礎枠等に採択された一方で、コーディネーターに採択されなかった場合、修正した実施計画書等を提出する必要があるか。

A 1-16. 管理機関においてコーディネーター配置に関する応募をされていて、コーディネーターと連携予定の場合には、どのようにコーディネーターと連携するかを、実施計画書等の関連する項目に記入すること。なお、コーディネーターの配置に関して不採択だった場合には、結果が分かり次第速やかに教育課程課まで連絡し、実施計画書等の修正について相談すること。

Q 1-17. 令和6年度からⅢ期以降の経過措置校において、次期（Ⅳ期及び先導的改革期）と認定枠へ同時申請できるようになり、また、先導的改革期及び認定枠においては、重点枠の全ての類型に申請できるようになった。次期と認定枠のどちらの類型にも重点枠を合わせて応募したいが、応募することは可能か。可能な場合、応募する際の留意点を教えてほしい。

A 1-17. 次期（Ⅳ期及び先導的改革期）と認定枠に係る同時申請をする場合でも、次期と認定枠の両方に重点枠を加えて応募することができる。その際、次期・認定枠のいずれの提出様式（実施希望調書や実施計画書等）にも、重点枠に関する計画を記入すること。

【文理融合基礎枠に関するQ&A】

Q 1-18. 基礎枠と文理融合基礎枠の違いについて教えてほしい。

A 1-18. 基礎枠は、自然科学を主とする先進的な理数系教育に関する研究開発を実施することを趣旨・目的とするものである。文理融合基礎枠は、社会の諸課題に対応するため、自然科学の「知」と人文・社会科学の「知」との融合による「総合知」を創出・活用した先進的な理数系教育に関する研究開発を実施することを趣旨・目的とするものである。例えば、別添3「期待される研究開発テーマの例」にある「理科と数学等の他の教科との融合教科・科目とその教育課程の開発」や「社会や地域の課題等の現代的諸課題に対する科学的知見を活用した教育課程の開発」等のようなテーマを中心に研究開発を実施する場合には、文理融合基礎枠に申請することが考えられる。

Q 1-19. 文理融合領域の研究開発をする中でも、科学技術人材を育成する必要があるとのことだが、それはどういうことか。

A 1-19. 第6期科学技術・イノベーション基本計画では、社会の再設計を進め、まだ見ぬ社会での価値創造を次々と起こしていくためには、これを担う人材が鍵であるとされている。必ずしも一つの決まった正しい答えがあるわけではない現実の社会の中、文理融合基礎枠においては、研究を担う人材だけではなく、試行錯誤しながら課題に立ち向かっていく能力と意欲を持つような人材、文系であっても理数系の素養を持つ人材、イノベーションを起こす人材など様々な視点からの科学技術人材の育成を目指した取組を進めてほしい。

Q 1-20. 基礎枠と文理融合基礎枠の概ねの採択数を教えてほしい。

A 1-20. 令和6年度概算要求において、令和6年度の基礎枠及び文理融合基礎枠の新規採択は、合わせて71校程度（うち認定枠6校）を予定している。なお、基礎枠と文理融合基礎枠の採択割合については、基礎枠は基礎枠の中で審査をし、文理融合基礎枠は文理融合基礎枠の中で審査することになるため、応募状況に応じて採択数は変動することとなる。

Q 1-21. 現在基礎枠に指定されている学校も、文理融合基礎枠に申請することは可能か。

A 1-21. 現在の指定期間が終了次第、基礎枠から文理融合基礎枠に移動し、継続して申請

することは可能である。ただし、今回の基礎枠から文理融合基礎枠への移動は、制度改正に伴う特例措置であることから、現在指定されている指定校は、全期を通じて一度だけ移動することが可能（指定期間途中での移動は不可。）。

Q 1-22. 基礎枠と文理融合基礎枠のいずれに申請するかによって審査に有利・不利等が生じることはあるのか。

A 1-22. 基礎枠と文理融合基礎枠の位置付けは同格であり、いずれの類型に申請するかにより、審査において有利・不利が生じることはない。自校の研究開発内容等に照らして適切な類型に申請すること。審査においては、申請した類型に対し、現状の分析やこれまでの実績を踏まえ、具体的かつ成果の期待できる取組が計画されているか等の観点から評価する。

Q 1-23. 理系のクラスでは基礎枠で求められていることを、文系のクラスでは文理融合基礎枠で求められていることを実施予定の場合には、SSHの取組の下ではどちらか一方の取組しか認められないのか。もし両方認められるのであれば、どちらの枠に申請すべきか。

A 1-23. どちらの枠にも申請可能である学校の場合、どちらの取組に力を入れていきたいかを検討した上で、基礎枠又は文理融合基礎枠のいずれか一方の類型に申請すること。なお、課題研究のテーマについても、基礎枠に申請した場合は「自然科学」、文理融合基礎枠に申請した場合は「人文・社会科学」といったように、分野が限定されるものではないため、課題研究のテーマ設定に当たっては、生徒の自主性・主体性を尊重するように留意すること。

Q 1-24. 文理融合基礎枠に申請した場合、審査において「この学校は基礎枠で採択すべき」となった際には、文理融合基礎枠でなく基礎枠で採択されることはあり得るか。

A 1-24. そのような形で採択されることはない。基礎枠に申請した場合には基礎枠の中で審査が行われ、文理融合基礎枠に申請した場合には、文理融合基礎枠の中で審査されることになる。

Q 1-25. 先導的改革期及び認定枠には、文理融合基礎枠特有の審査の観点はないのか。

A 1-25. 文理融合基礎枠の先導的改革期及び認定枠に申請する場合には、基礎枠と同様の審査の観点で審査することになる。なお、先導的改革期や認定枠はこれまで（Ⅰ期～Ⅳ期）の成果をもとに実施されることが前提であるため、これまでの成果との整合性を確認したうえで申請することが必要となる。

2. 教育課程等について

Q 2-1. 特例を用いた教育課程を編成する上での注意点について教えてほしい。

A 2-1. 「開発型」、「実践型」、「先導的改革型」及び「経過措置」のSSH指定校においては、教育課程の基準によらない教育課程を実施することができるが、その場合には、卒業の段階で高等学校教育の目標を概ね達成していること及び理数系教育に関する教育課程の改善に資する実証的資料が得られることが求められる。例えば、次のような教育課程の特例については慎重な判断を行うこととなる。

(1) 数学及び理科の科目について、代替措置がなく、標準単位数を下回る場合

- (2) 数学、理科以外の必修教科・科目が、
 - ・ 2 単位（体育にあつては 7 単位）を下回っていて、代替措置が講じられていない場合。
 - ・ 代替措置があつても 1 単位を下回っている場合。
- (3) 「総合的な探究の時間」を代替する場合において、探究的な学習を実施する科目（理数探究等）での代替措置が行われていないとき。また、代替措置により原則 3 単位以上履修させていない場合。
- (4) 開設する教科・科目の単位数が、代替される教科・科目の単位数を下回っている場合。
- (5) 専門学科における専門教科・科目を代替措置がなく、履修させない場合。
- (6) 専門学科における専門教科・科目の単位が代替措置を含め 2.5 単位を下回る場合。
- (7) 専門学科において、専門教科以外で 5 単位を上回り代替する場合
- (8) 受験科目に著しく偏った教育課程と見なされる場合。
- (9) 特例を用いることの意義が明確でなく、具体的な必要性が見受けられない場合（例えば、代替される教科・科目における学習指導要領に求められている内容と、開設する教科・科目の内容の大部分が重複するにも関わらず特例を用いる場合等。）。

また、「認定枠」においては、SSHの趣旨及びこれまでの自らの研究開発の成果を踏まえつつ、当該校又は当該校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成、実施することができる。なお、当該特別の教育課程においては、学習指導要領において全ての生徒に履修させる内容として定められている事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が確保されているほか、別紙様式 3-1-3 の 4 に示す教育上の適切な配慮が全てなされていることが求められる。

Q 2-2. 科学的な探究活動として「理数探究」等を教育課程上に必ず設定することとされているが、その適用すべき範囲、配慮事項等について教えてほしい。

A 2-2. 原則、SSH事業の主対象となる全生徒とする。SSH事業の主対象ではなく、外部講師等による講演会等にのみ参加する生徒は、その限りではない。

開設学年等については、学習指導要領等に基づき、各学校において適切に判断することとなるが、設定する科学的な課題研究が系統性を持ったものとなるよう配慮することが望まれる。また、充実した課題研究を行うことを考慮した十分な単位数が設定されている（例：3年間計画的に課題研究を実施できる体制になっている）ことや、学校が主体となった充実した指導体制・支援体制の構築が望まれる。その際、大学、企業等の多様な主体との連携による活動の活性化が望まれる。

なお、研究開発の実施に当たっては、科学的な探究活動を教育課程上に必ず設置する必要があり、応募要領においては、SSHにおける取組の成果等が踏まえられた「理数探究」を例示として挙げているが、独自の学校設定教科・科目の設置によること等も考えられる。

Q 2-3. 普通科の理数教育を充実させるため、同科の生徒にも理数数学 I を履修させることを検討しているが、理数数学 I の履修を以て数学 I の履修に替えることはできるか。

A 2-3. できない。なお、普通科での研究開発の実施に当たって、生徒や学校、地域の実

態及び学科の特色等に応じ、適切な学校設定科目を独自に設定し、当該科目の履修をもって数学Ⅰ又は理数数学Ⅰの履修の一部又は全部に替えようとする場合には、実施計画書にその旨を記入して申請し、必要な教育課程の特例として認められることは考えられる。また、理数物理や理数化学等の理科に関する理数が付く科目においても、その履修を以て、物理基礎や化学基礎等の基礎の付く科目の履修に替えることはできない。

3. 経過措置校等について

Q 3-1. 経過措置校の位置付けについて教えてほしい。

A 3-1. 前年度までの指定校に対し、その実施成果を踏まえ、希望する指定終了時期までの1年間又は2年間について経過的な措置を講じるものである。したがって、前年度までの実施計画に基づいた実施計画とする必要がある。また、対象となる生徒について制限はないが、経過措置終了後は、教育課程の基準に従った教育課程を編成・実施する必要があるため、適切な実施計画とすることが求められる。なお、経過措置期間が終了すれば、新たにSSHに応募することができる。例えば、令和6年度から経過措置2年間を希望し、認められた場合、令和7年度について新たに応募することはできないが、令和8年度からは応募が可能。また、経過措置1年間を希望し、認められた場合、令和7年度から新たに応募することができる。

Q 3-2. 経過措置校の申請について、現行の実施計画から変更を行う際の注意点について教えてほしい。

A 3-2. 現行の実施計画から変更がある場合には、当該変更内容を変更履歴で示したものを併せて提出することになる。それらの提出された資料で変更の適否を見ることになるが、その確認においては、計画全体として取組が縮減、後退していないかを主にみることになる。

Q 3-3. 経過措置校は、文部科学省が実施する「研究開発学校」等の研究指定事業の指定を受けることができるか。

A 3-3. 経過措置校についても、原則として受けることはできない。

4. 科学技術人材育成重点枠等について

Q 4-1. 「科学技術人材育成重点枠」について教えてほしい。

A 4-1. 「科学技術人材育成重点枠」は、基礎枠及び文理融合基礎枠（開発型、実践型、先導的改革型、認定枠）の取組に加え、最長を5年間とし、複数年間、科学技術人材の育成に係る更なる取組を行う場合、申請することとなる。申請の際は、区分、期間、金額の各項目について1つを選び、申請することになる。なお、経過措置校は、重点枠の支援対象外となる。

※令和6年度からは、先導的改革型及び認定枠の学校も、いずれの区分にも申請可能。

Q 4-2. 「科学技術人材育成重点枠」のうち「革新共創（仮）」では、どのような取組が支援対象となるのか。

A 4-2. 例えば、生徒が自主的・主体的に設定した社会問題・地域課題等の具体的な研究

テーマについて、組織的に地域の企業、研究機関、NPO法人等と密接に連携・協力し、データサイエンスの手法等を活用しながら文理横断的な領域も含めた科学的探究に取り組むことで、社会における新しい価値の創造を志向する人材等を育成することが考えられる。その他、社会問題・地域課題等を、他校の生徒も含めて探究する全国的なコンソーシアムをコーディネートしていくこと等も考えられる。

Q 4-3. 「科学技術人材育成重点枠」のうち「革新共創（仮）」での取組を実施する上での留意点を教えてほしい。

A 4-3. 「革新共創（仮）」の視点を、より多くの生徒が身に付けられるよう工夫が必要である。ただし、本重点枠で指定されていることをもって、全ての課題研究のテーマが「革新共創（仮）」に限定されるものではないため、課題研究のテーマ設定に当たっては、生徒の自主性・主体性を尊重するよう留意すること。取り組むに当たっては、学校が主体的・組織的に他機関と連携する体制を構築することが重要であり、地域の企業、研究機関、NPO法人等と密接な連携・協力を図り、生徒の科学的探究活動を組織的に支援できることが望まれる。

また、提言策定や製品開発等を成果とするのではなく、科学的な探究活動に基づいた取組とするとともに、社会における新しい価値の創造を志向する科学技術人材等の育成につながる取組となるよう留意すること。

Q 4-4. 「科学技術人材育成重点枠」のうち「革新共創（仮）」と、これまでの「地球規模問題に関わる社会との共創」との違いについて教えてほしい。

A 4-4. これまでの「地球規模問題に関わる社会との共創」において実施されてきた取組に加え、より文理融合的な視点を取り入れ、NPO法人・企業等との連携や、先端的な科学技術の知見やデータサイエンスの手法等も活用しながら、文理横断的な領域も含めた科学的な探究活動に取り組むことができる。

【高大接続枠に関するQ&A】

※コンソーシアム構成校：幹事校＋参画校。

※参画校：コンソーシアムに参画している幹事校以外の高校。

○コンソーシアムの体制について

Q 4-5. SSH指定校1校と大学1校の1対1でコンソーシアムを形成することは可能か。

A 4-5. 許容しない。高大接続枠は、高校と大学の教育・研究を接続し、優れた人材を科学的な課題研究を通じて一貫して育成するプロセスを開発・実証するものであるところ、ある程度汎用性の高さが求められる。このため、活動の成果に対して複数の高校と大学間での一定程度の共通理解が必要となることから、複数の高校と連携する枠組みの構築を要件とする。

Q 4-6. 接続大学は複数でも可能か。

A 4-6. 可能。

Q 4-7. コンソーシアム構成校数の下限及び上限の条件はあるか。

A 4-7. コンソーシアム構成校は幹事校を含め、最低4校以上で構成するものとする。上限はないが、計画の実現可能性を考慮すること。

Q 4-8. コンソーシアムの中にSSHの指定をされていない高校が参画することは可能か。

A 4-8. コンソーシアムは高校5校（幹事校1校+参画校4校）程度+接続大学を想定。参画校としては、SSH指定校や過去指定経験があるSSH経験校を想定しているが、SSHに指定されていない高校の参画を排するものではない。ただし、高大接続枠はサイエンス、イノベーション分野における将来のリーダーの育成を図るという趣旨に鑑み、該当する高校に理数系トップレベル人材を育成するための体制が構築されていることが必要である。

Q 4-9. コンソーシアム参画校に1つもSSH指定校がなくてもよいのか。

A 4-9. サイエンス、イノベーション分野における将来のリーダーの育成を図るという高大接続枠の趣旨に鑑み、最低1校は参画校としてSSH指定校を参画させることを要件とする。

Q 4-10. 幹事校はSSH指定校でなくてもよいのか。

A 4-10. 幹事校はコンソーシアムにおいて、参画校の連絡調整等のとりまとめ、接続大学との窓口など核となる役割（Q 4-15）が期待されるため、幹事校はSSH指定校とすることを要件とする。なお、SSH基礎枠（文理融合基礎枠を含む。）と高大接続枠の同時申請は可能だが、SSH基礎枠（文理融合基礎枠を含む。）が不採択となった場合には、重点枠の高大接続枠も不採択とする。

Q 4-11. 高大接続枠の指定期間の途中で別のSSH指定校等をコンソーシアムに参画させることは可能か。

A 4-11. 高大接続枠の波及効果に鑑み、計画変更を提出し、認められれば可能とする。ただし、別のSSH指定校等が途中から参画することにより、高大接続枠の計画時の目的・目標が大きく変わるような場合や、新たに加わるSSH指定校自体の目的・目標が参画することで大きく変更する場合には計画変更は認められない場合があることに留意すること。

Q 4-12. 高大接続枠の指定期間の途中でコンソーシアムから離脱することは可能か。

A 4-12. 高大接続枠を含め、重点枠は複数年行うことを前提に申請・審査を行っているため、指定期間中に参画校がコンソーシアムから離脱することは原則認められない。

Q 4-13. 管理機関はコンソーシアムに含まれるのか。

A 4-13. 含まれない。ただし、構成校の管理機関は構成校を支援し、事業を実施していくためにも重要な役割を有しており、より積極的に協力・支援することが期待される。

Q 4-14. 企業やNPO法人をコンソーシアムに入れることはできないのか。

A 4-14. コンソーシアムは構成校5校（幹事校1校+参画校4校）程度+接続大学を想定。これに加えて、企業やNPO法人を連携機関（高大接続枠の取組を効果的／効率的に達成するために、コンソーシアムに協力する機関）とすることは可能である。

Q 4-15. 幹事校の役割は何か。

A 4-15. 管理機関の支援の下で、高大接続枠の計画の申請及び全体の進捗状況の把握を行う。また、コンソーシアム内の予算管理、連絡会議の設立と運営（Q 4-35）、コンソーシアム内の構成校や接続大学との連絡・調整等を行う。

Q 4-16. 参画校の役割は何か。

A 4-16. 管理機関の支援の下で、幹事校と共に連絡会議を運営し、高大接続枠においてコンソーシアムを組む接続大学と連携し高大接続に関わる計画を実施する。

Q 4-17. 複数の都道府県によるSSH指定校等のコンソーシアムは可能か。

A 4-17. 可能。

Q 4-18. 接続大学とその附属校だけでコンソーシアムを構築することは可能か。

A 4-18. 高大接続枠については、高校と大学の接続活動の成果に対して汎用性の高さが求められることから、コンソーシアム内の全ての高校（幹事校1校+参画校4校程度）と接続大学が同一法人または、それに類する系列関係であることは認められない。ただし、令和6年度より、接続大学の附属高校が幹事校である場合も申請可能とする。

Q 4-19. 申請に当たり、大学と事前に協定を締結しなければならないのか。

A 4-19. 高大接続枠の趣旨に沿う形であれば、必ずしも事前に協定を結ぶことは要件としていない。ただし、高校と大学の教育・研究を接続し、優れた人材を科学的な課題研究を通じて一貫して育成するプロセスを開発・実証できるような体制を構築することが必要である。また別紙様式2に、接続大学が、高大接続による一貫した理数系トップレベル人材育成プロセスの開発・実証における接続大学の戦略、取組、体制等を記載する必要がある。なお、大学は、複数の幹事校から高大接続枠の接続大学になることを求められた場合には、複数の申請に参画することも可能である。その場合は、複数の申請に参画していることを、それぞれの幹事校に伝達しておくことが望ましい。

Q 4-20. 高大接続枠での大学との協定の対象は大学全学か学部単位か。

A 4-20. 大学が全学をあげて組織的に連携することが望ましいが、学部単位でも差し支えない。ただし、研究室レベルや個人レベルでの連携は認められない。また、協定が大学の組織となされていても、実施が研究室や個人レベルであることも認められない。

○申請について

Q 4-21. 申請は幹事校が行うのか。

A 4-21. 幹事校が管理機関の支援の下、参画校及び接続大学と事前に計画を検討し行うこと。申請は幹事校、参画校、接続大学の連名とする。

Q 4-22. 高大接続枠の指定期間は何年か。

A 4-22. SSH基礎枠（文理融合基礎枠を含む。）の取組に加え、複数年間（最長5年間）にわたっての指定を前提とする。なお、指定期間は、原則、幹事校のSSH基礎枠の指定期間を超えない範囲で複数年間とする。ただし、幹事校のSSH基礎枠（文理融合基礎枠を含む。）の指定期間が残り1年間の場合には高大接続枠は申請できない。

Q 4-23. 高大接続枠に申請した高校（幹事校）は、他の重点枠に申請することは可能か。

A 4-23. 幹事校は他の重点枠との重複申請は認められない。

Q 4-24. S S H指定校がコンソーシアムの参画校となる場合、高大接続枠の申請が必要か。

A 4-24. 連名での申請となるので、幹事校以外が個別に申請する必要はない。

Q 4-25. 現在重点枠の指定を受けて令和6年度も指定が継続しているS S H指定校が令和6年度の高大接続枠に申請することは可能か。

A 4-25. 原則としてS S H指定校の負担等の観点から、幹事校としての申請はできない。なお、当該重点枠指定校が参画校として高大接続枠に参画することは可能。

Q 4-26. コンソーシアムの参画校が指定期間中に高大接続枠以外の他の重点枠に申請することは可能か。

A 4-26. 指定校の負担等の観点から、高大接続枠の指定期間中に参画校が、新たに他の重点枠に申請することはできない。

○審査について

Q 4-27. 高大接続枠は、S S H指定校が主体となって接続大学と人材育成プロセスを開発していくものであるが、新規審査において、何をどこまで計画していることが必要か。

A 4-27. コンソーシアムとして構成校、接続大学との連携・調整が確立し、計画が実施できる協力体制が確立していることが必要である。また、育成を目指す人材像や資質・能力(案)と、それを育成する具体的な取組(案)が計画されていることが必要。例えば、①高校段階、②入試～大学入学までの段階、③大学入学後の段階のそれぞれで、接続大学と合意しすでに行うことが決定している取組に加え、検討段階の取組についても、検討スケジュールとともに記載することや、指定期間全体を通じて一貫した育成プロセスを開発し、その評価・検証を行う計画等を記載することなどが想定される。(ただし特に取組(案)については、取組を行う中で改善していくことは差し支えない。)

Q 4-28. 新規審査ヒアリングにはコンソーシアムを組む全関係者が出席する必要があるのか。

A 4-28. S S H基礎枠と同様に幹事校の管理職・担当者・管理機関の出席を必須とする。また接続大学としてのビジョン等に関する説明のため大学関係者の出席も望ましい。参画校、参画校の管理機関が任意出席することは妨げない。

○経費支援について

Q 4-29. 支援額はいくらか。

A 4-29. 1 コンソーシアムあたり年間3000万円を上限としており、幹事校に一括して支援を行う。幹事校はコンソーシアム内の予算を管理する。ただし、支援額については、内容等によって十分変わり得るものなので、ご留意いただきたい。

Q 4-30. 予算執行を想定している具体的な活動は何か。

A 4-30. コンソーシアムの体制整備に係る人件費(幹事校に配置される人件費のみ支援可能。ただし、幹事校以外に配置される場合であっても管理機関の所管範囲内の連携校に配置される場合には支援可能)、教材やループブック等の開発打合せに係る教師旅費及び外部講師派遣謝金・旅費、一貫した育成プロセスの成果・効果の検証・分析に

係る学校視察教師旅費、外部有識者への謝金・旅費、合同授業やフィールドワーク等に係る旅費など。なお、経費支援は生徒の大学入学以降の取組（Q5-5）を除き基礎枠のルールに基づく。

Q4-31. 教師の移動に係る旅費も経費支援の対象になるのか。

A4-31. 高大接続枠は、コンソーシアム構成校と大学との間で、育成する人材像や資質・能力についての共通理解を形成し、それに基づく育成・評価方法を共同で開発することとなっており、高校の教師や大学教員が議論を行うことが前提となっているため、教師の移動に係る経費や、共同研究や課題研究に資するような理数系の先進的内容（課題研究の実験手法等）について接続大学から講習を受ける際に係る経費も支援対象となる。

Q4-32. 接続大学や連携機関（企業、NPO法人等）への直接的な経費支援はあるのか。

A4-32. 接続大学や連携機関への直接的な経費支援はないが、諸謝金（コンソーシアム内の大学の担当部局に所属する職員・教員に対する諸謝金は対象外）などの実費を本重点枠の経費の中から支出することや、大学と高校等をつなぐコーディネーターとして、管理機関が大学関係者を雇用し高校に配置することは考えられる。

Q4-33. 生徒の大学入学以降の取組に関する経費は支援の対象となるか。

A4-33. 生徒の大学入学以降の取組について、経費の支援対象となる対象者及び費目は以下のとおりである。

経費の支援対象となる学生（対象学生）は、接続大学への入学者のうち、高大接続プログラム※1（大学入学後の段階）に引き続き参加する大学生とする。

経費の支援対象となる費目は以下の①と②とする。

① 高大接続プログラムで行う研究活動※2に必要な以下の経費

- ・研究に必要な実験用材料・薬品、書籍、解析ソフトウェアの購入費、実験機器利用料※3
- ・学会等で研究成果を発表する際の旅費・参加費

②（①を除く）高大接続プログラムに参加するために必要な以下の経費

- ・対象学生の参加を前提として計画された研修への参加や高校生の課題研究への指導・助言等に必要な旅費等

※1 「高大接続プログラム」とは、SSH事業の重点枠（高大接続）の実施計画書に示された、①高校段階、②入試～大学入学までの段階、③大学入学後の段階を一貫して、接続大学と共同して行われる育成プロセスのこと。

※2 「高大接続プログラムで行う研究活動」は、「高校生との共同研究」及び「（高校生との共同研究ではない）高校段階から継続する研究（課題研究）」を含むものとする。

※3 書籍・解析ソフトウェアについては、指定校に所属する生徒も共同利用できるものであれば、本経費で購入し、対象学生に貸し出しをすることが可能である。なお、接続大学と協議の上、大学の予算での調達も検討すること。指定校外に持ち出す場合は、JSTに持ち出し申請を提出し、承認を得る必要がある。そのほか、執行調査の際にご対応いただくこと、貸し出し品の利用が終了した際や高大接続プログラムへの参加が終了した際には、指定校に返却いただく必要があることに留意すること。

○取組内容について

Q 4-34. 大学との接続とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

A 4-34. コンソーシアム構成校と大学との間で、育成する人材像や資質・能力についての共通理解を形成し、それに基づく育成・評価方法を共同で開発し、人材を育成するといった具体的な取組を想定している。その上で、①高校段階、②入試～大学入学までの段階、③大学入学後の段階のそれぞれで、科学的課題探究を段階的に発展させ、能力の伸長を評価・促進する。各段階での要素的活動例は、別添の通り。
（「SSH支援事業の今後の方向性等に関する有識者会議 報告書」p9～11）
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/09/26/1409229_01.pdf

Q 4-35. コンソーシアムにおいて連絡会議のようなものを開く必要はあるか。

A 4-35. 具体的な規模・回数は規定しないが、コンソーシアム内で育成する人材像や資質・能力についての共通理解を形成し、それに基づく育成・評価方法を共同で開発し、人材を育成する具体的な取組を行う上で、科学的課題探究を段階的に発展させるためには、高校、大学が議論する場を定期的に設けることが必要。地理的環境から頻繁に一同に会することが困難である場合、直接関係者が集まる会議に限らず、テレビ会議やメール等の活用による意見交換等も工夫すること。このため「連絡会議」という名称でなくても、共通理解の形成及び取組内容を議論する場は不可欠になる。なお、施設の整備や施設に固定する備品等に係る経費は支援できない。

○その他

Q 4-36. 管理機関のコーディネート機能として何を想定しているか。

A 4-36. 必要に応じて、構成校の人員配置に係る支援、コンソーシアムに対する情報提供（他県の構成校の管理機関との連携含む）等。

Q 4-37. コンソーシアム内の現在SSHに指定されていない高校は、教育課程の特例の活用は可能か。また、申請する必要があるのか。

A 4-37. 特例の活用は可能。申請は幹事校が行う。実施に当たり、計画の目標・目的を達成するために教育課程の特例が必要となる場合は、幹事校を含めた学校全てが高大接続枠としての同一内容の特例を申請することが望まれる。

5. 経費等について

Q 5-1. 今までに支援できなかった事例を教えてください。

A 5-1. SSH事業の支援に対する目的から、科学技術、理科・数学及びSSHにおける文理融合領域に関するものでなければならず（科学技術、理科・数学教育に直接関連しない取組は原則として経費支援不可）、支援が過去にできなかったものは以下のようなものである。また、適切な経理手続き（JSTの会計規程に即す処理）が進められないものは支援できないことがある。

- (1) 科学技術、理科・数学に関係ない、又はかかわりが薄い費用（語学のみを対象とした研修や役務、美術館・文化博物館等の科学技術に関連のない分野の見学）
- (2) 教師用指導書（指導用デジタル教材、教科書）等、教科書教授用資料
- (3) 年間行事等、SSH指定以前から既に定例化しているものに対する費用

- (4) SSHの成果に関係のない、学校そのものの広報に関する費用
- (5) 施設の整備、施設に固定する備品
- (6) 既存の設備や備品の改造費、修理費、及び本来学校運営上整備が必要なもの
 - ・体育館に備え付けの大型スクリーン等
- (7) 机、書棚、保管庫等、学校の施設整備に関する費用
- (8) 常勤教員の人件費（休日出勤手当、時間外勤務手当等含む）
- (9) 工事費（学校の施設・設備に変更を加える工事）
 - ・200Vを追加する電源工事等
- (10) 委託費（運営・運用や開発等を、外部の業者にすべて任せてしまうような性質のもの）
 - ※役務費に関してはJSTで内容を精査検討する
- (11) 予備費のような支出目的が未定な費用
- (12) 大規模なパソコン関連備品等の購入等、情報化施策との切分けが困難な費用（但し実験における分析等の事由で、SSHでのカリキュラム遂行上不可欠なものについては、適切な数量を認める）
- (13) 飲食代、生徒の資格取得費用等、特定個人の利益に資する費用
- (14) 電話代、光熱費、プロバイダー費等、他の目的との切分けが難しい等の理由で算出困難な費用
- (15) その他、事業を遂行する上での必要性に鑑み、不適当なもの（数量、目的、内容が不明確なもの）

Q5-2. 連携協力を行う学校に係る費用は支援対象となるのか。

A5-2. SSH経費は、原則として、指定校の取組を支援対象とし、連携協力を行う学校に係る支援については、重点枠又は先導的改革期に申請し採択された指定校にかかる実施計画に基づく事業計画に、連携協力を行う学校等が連携校として記入されている場合に支援可能としている。

なお、年度途中に新規に連携校を追加したい場合、事業計画の変更が必要になるので、期間に余裕をもってJSTに相談すること。

Q5-3. 国際的な取組のうち、どのような取組が支援対象になるのか。

A5-3. 基本的に、支援対象については、「科学技術、理科・数学教育に係る取組」や「SSHにおける文理融合領域の教育に係る取組」に関連する費用に限定される（科学技術、理科・数学教育に直接関連しない取組は原則として対象にならない）。例えば、科学技術英語の教材・講師謝金等は対象になるが、一般英会話等の教材・講師謝金等は対象にならない。

また、「科学技術、理科・数学教育」の研修を目的とした生徒の海外研修については、科学技術系の大学・研究所等での講義の受講・実習・見学等や、科学技術分野の学会・ワークショップ等への参加が対象となる。原則としての基準は以下のとおり。

- ・対象者：研修参加生徒、引率教員
- ・対象費目：①引率教員に関しては渡航費、宿泊料、現地交通費、現地研修費
②参加生徒に関しては渡航費、現地交通費、現地研修費

③学会・ワークショップ等への参加費、講義等の受講料・謝金、実験・実習の消耗品代 等

なお、海外研修については、一部の生徒の活動とならないように十分に配慮し、学校としてより多くの生徒に還元するように企画・実施することが望まれる。

Q 5 - 4. 海外研修の支援を受ける際の事務手続きに関する注意点について教えてほしい。

A 5 - 4. 海外研修の支援は、SSH指定校による入札・見積合わせ等の適切な競争により旅行業者を選定し、JSTは費用の一部である応分の額（限度額あり）を指定校に支援する。入札等による調達等に時間を要するため、原則として海外研修の開始時期を7月以降とする。なお、JSTの会計規程等に則し、指定校による旅行業者の選定に不備等がある場合、支援できない場合がある。

Q 5 - 5. 「科学技術人材育成重点枠」のうち、高大接続枠以外については、金額を選択して応募することになるが、審査の結果、応募した金額ではなく、下位の金額で採択されることはあるのか。

A 5 - 5. 原則として申請された金額（500万円；700万円；1,000万円；1,300万円のいずれか）に応じた審査・採択がなされるが、予算編成過程や申請内容の状況等を踏まえ、申請とは異なる金額での採択を認める可能性がある。

なお、申請された金額は上限であり、どの金額に申請するかにかかわらず、金額は査定されることがある。

Q 5 - 6. 「科学技術人材育成重点枠」については、最長5年の申請が可能であるところ、4年目・5年目の支援額は、それぞれ約6分の5、約3分の2とされているが、支援期間の考え方について教えてほしい。

A 5 - 6. 上記の支援額の減額については、平成31年度以降に「科学技術人材育成重点枠」の指定を受けた学校に適用する。「科学技術人材育成重点枠」の支援が終了し、再度「科学技術人材育成重点枠」の支援を受け、支援期間がのべ4年以上となる場合でも、「科学技術人材育成重点枠」の支援期間の合算は行わず、再度指定を受けた時点から起算する。なお、同じ内容の「科学技術人材育成重点枠」の指定を継続して受ける際は、基礎枠と同様、前期からの進化が求められることに留意すること。

Q 5 - 7. 「科学技術人材育成重点枠」のうち「広域連携」及び「海外連携」は、オンライン等を活用しながら取り組むこととされているが、オンライン等環境の整備に係る経費は支援の対象となるのか。

A 5 - 7. 別添6の4.（2）に記載のとおり、原則として経費支援の対象とならない。GIGAスクール構想の実現に向けた支援や地方財政措置等も活用しながら、オンライン等環境の整備を図っていただきたい。

6. 卒業生の状況調査等について

Q 6 - 1. 卒業生の状況把握の結果は、中間評価や新規採択の審査結果に影響するか。

A 6 - 1. 卒業生の状況把握に係る保護者や生徒の理解を図り、J S Tと管理機関の間で締結する契約書（又は覚書）に規定する卒業生の状況把握のために追跡調査等の所要の取組を行ったのであれば、卒業生の回答率が不十分であったり、把握した結果から卒業生の活躍が十分に見えなかったりしたとしても、そのことを以て中間評価や新規採択の審査の結果に直接影響することは想定していない。

ただし、得られた結果をどのように分析して評価し、どのように以後の計画の見直しや取組の改善につなげているかは、中間評価や新規採択の審査の際に考慮されることが見込まれる。

Q 6 - 2. 一部の卒業生の状況把握ができなかった場合、指定の取消や支援された経費の返還が必要になるか。

A 6 - 2. 卒業生の状況把握について、国が指定している項目は、今後のS S H事業の継続的な成果検証や成果の普及に必要となるため、把握をお願いするものである。他方、状況把握が一部困難であったとしても、ただちに指定の取消しや経費の返還に至るものではない。

Q 6 - 3. 卒業生の状況把握にかかる費用は国から支援されるか。支援されない場合、指定期間中はS S H事業の経費として計上できるか。指定が終了した後、卒業生の状況把握にかかる費用の財源として考えられるものは何か。

A 6 - 3. S S H指定期間内においては、卒業生の状況把握に係る費用を、S S H事業の経費として計上することが可能である。

また、指定が終了した後においては、例えば、他の調査と併せて把握する場合において、企業や財団等からの支援を受けること等が考えられる。ただし、この場合、S S Hにおける卒業生の状況把握として必要な承諾を対象者から得る等、所要の措置を遺漏なく講じるよう留意されたい。

Q 6 - 4. 生徒の卒業後の状況を継続的に把握するための工夫について教えてほしい。

A 6 - 4. 例えば、在学中に生徒に卒業後の追跡調査の実施を予告し、あらかじめ協力を依頼しておくことが考えられる。また、S S H事業全体の成果の把握・検証に当たって必要な情報が得られる場合には、同窓会組織等と連携・協力することにより、S S H独自の追跡調査を行うのではなく、既存の枠組みを活用して把握すること等も考えられる。追跡調査の協力を合わせて、意識調査の卒業生向け調査についてもあらかじめ協力を依頼いただきたい。

令和 6 年度SSH新規採択 における変更点について

JST スーパーサイエンスハイスクール (SSH) 支援事業

令和6年度要求・要望額 24億円
(前年度予算額 24億円)
※運営費交付金中の推計額



背景・課題

○将来にわたり、日本が科学技術分野で世界を牽引するためには、イノベーションの創出を担う、科学技術人材の育成を中等教育段階から体系的に実施することが不可欠。

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)

・ スーパーサイエンスハイスクール (SSH) において、科学技術人材育成システム改革を先導するような卓越した研究開発を進めるとともに、SSHのこれまでの研究開発の成果の普及・展開に向けて、2022年度を目途に一定の実績を有する高校等を認定する制度を新たに創設し、その普及を図ることなどにより、STEAM教育を通じた生徒の探究力の育成に資する取組を充実・強化する。

「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)

・ デジタル化やグローバル化など社会の急速な変化への対応を加速し、文理の枠を超えた多様性のあるイノベーション人材の育成強化や国際的な人的交流の活性化を図る。その際 (略) 文理横断的な大学入学者選抜・SSH等による学びの転換の促進 (略) を図る。

事業概要

〔 事業開始：平成14年度 〕

【事業の目的・目標】

- 先進的な理数系教育や文理融合領域に関する研究開発を実施している高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール (SSH)」に指定し支援することを通じて、将来のイノベーションの創出を担う科学技術人材の育成を図る。
- 高等学校等の理数系の教育課程の改善に資する実証的資料を得る (学習指導要領の枠を超えた教育課程の編成が可能)。

【事業規模】

- 令和6年度指定校数：242校程度
(うち新規：71校程度 (うち認定枠6校程度))
- 指定期間：原則5年
- 支援額：1期目1年目 12百万円/年、
1期目2・3年目 10百万円/年、
1期目4年目以降 7.5百万円/年
(ただし先導的改革期は、6百万円/年)

【取組・支援内容】

- 高大・企業連携による興味関心の喚起、フィールドワーク等による課題研究
- 海外の高校・大学等との連携による国際的に活躍する意欲・能力の育成、社会貢献等
- 探究・STEAM教育を推進するため、希望する管理機関にコーディネーターを配置 (20機関程度)

【重点枠】

- ・ 指定期間：最長5年、支援額：年間3～30百万円
- ・ 重点枠数：14校+1コンソーシアム
(うち新規：5校+1コンソーシアム)

○SSH指定校の中で、さらに、以下の取組を行う学校を重点枠として追加支援。

<高大接続>

高大接続による一貫した理数系トップレベル人材育成プロセスの開発・実証。

<広域連携>

SSHで培ったカリキュラムや指導法、ネットワークなどを都道府県レベル又はそれ以上の広域に普及することにより、地域全体の理数系教育の質の向上を図る。

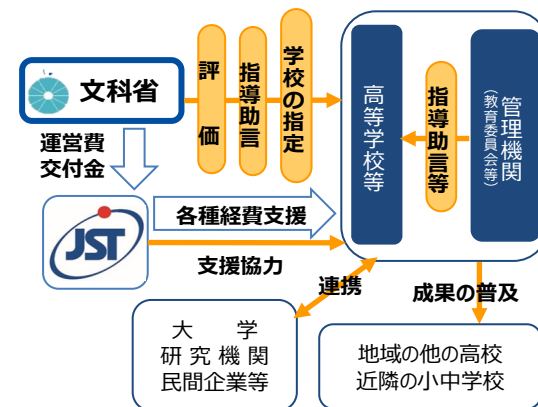
<海外連携>

海外の研究機関等と定期的な連携関係を構築し、国際性の涵養を図るとともに、将来、言語や文化の違いを越えて共同研究ができる人材の育成を図る。

<革新共創(仮)>

社会問題・地域課題について、NPO法人・企業等との連携や、先端的な科学技術の知見やデータサイエンスの手法等を活用しながら、文理横断的な領域も含めた科学的な課題研究を行うことにより、新たな価値の創造を志向する人材の育成を図る。

※先導的改革期・認定枠の指定校も全重点枠に申請可・同額支援



これまでの成果

- 学習指導要領改訂：高等学校学習指導要領 (令和4年度から年次進行で実施) において、科目「理数探究基礎」「理数探究」を新設 (共通教科「理数」)。
- 科学技術への興味関心や姿勢の向上、進路選択への影響 (スーパーサイエンスハイスクール意識調査結果より)
- SSH卒業生の国内外での活躍
- 科学技術コンテスト等における活躍：国際科学オリンピック国内大会参加者の約3分の1、ISEF (課題研究型国際コンテスト) に出場した日本代表生徒の約5割がSSH指定校生徒。

科学技術人材育成重点枠「革新共創（仮）」について

【広域連携】

理数系教育における広域連携の拠点校として、SSH指定校としての経験等で培った理数系教育のカリキュラムや指導法、評価法、関係機関とのネットワーク構築手法等を、管理機関の協力を得ながら、オンライン等を活用すること等を通じて、都道府県全体、都道府県を超えた広域又は全国的に他校（SSH指定校以外の学校を含む。）へ普及し、広く周辺地域全体の理数系教育の質の向上を図る。



【革新共創（仮）】

社会問題・地域課題について、NPO法人・企業等との連携や、先端的な科学技術の知見やデータサイエンスの手法等を活用しながら、文理横断的な領域も含めた科学的な課題研究を行うことにより、新たな価値の創造を志向する人材を育成する。



令和6年度新規採択における重点枠の申請について

現行の科学技術人材育成重点枠（以下「重点枠」という。）は①広域連携、②海外連携、③地球規模の問題に関わる社会との共創、④高大接続、⑤その他の5類型に分類されているところ。

令和6年度は、①広域連携、②海外連携、③革新共創（仮）（新設）、④高大接続、⑤その他の5類型の分類とし、より深化した研究開発を支援するために、現在の申請に関する制約について、以下のとおり緩和する。

1. 先導的改革型への制約の緩和

先導的改革型の指定校は、すべての重点枠へ申請不可となっているが、先導的改革型の指定校もすべての類型の重点枠に申請することを可能とする。

2. 認定枠への制約の緩和

認定枠が申請できる重点枠は「広域連携」のみとなっているが、認定枠の指定校もすべての類型の重点枠に申請することを可能とする。

3. 高大接続の幹事校に関する制約の緩和

現行制度上は接続大学の附属高校が幹事校になることはできないが、接続大学の附属高校が幹事校となるコンソーシアムの形成についても申請可能とする。

重点枠	予算額（円/年）				
	500万	700万	1000万	1300万	3000万
① 広域連携	○	○	○		
② 海外連携	○	○	○	○	
③ 革新共創（仮）（新設）	○	○	○		
④ 高大接続					○

Ⅲ期以降の経過措置校における次期と認定枠への同時申請について①

- 現行では、**次期**（Ⅳ期及び先導的改革期）と**認定枠の同時申請はできないこと**となっているが、長期間指定を受けてきた学校において、これまでの研究開発の成果を継続的に展開・普及できるようにする必要がある。
- 令和6年度からは、申請する年度に、**Ⅲ期以降の経過措置校**であり、かつ、**経過措置の指定期間が最終年度**である学校の場合に限り、**次期の申請と同時に認定枠にも申請を可能**とする。

【次期の申請と同時に認定枠の申請が可能な場合】

- 令和4年度からⅢ期以降の経過措置の指定を受けており、令和5年度が経過措置の最終年度に当たる学校
- 令和5年度からⅢ期以降の経過措置の指定を受けており、令和5年度が経過措置の最終年度に当たる学校

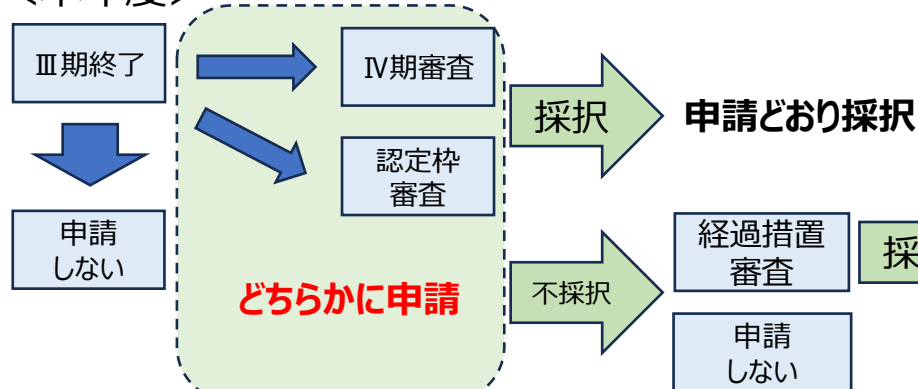
【次期の申請と同時に認定枠の申請ができない場合（例）】

- 令和5年度からⅢ期以降の経過措置の指定を受けており、令和6年度が経過措置の最終年度に当たる学校
→経過措置の指定期間の途中であるため。
- 令和元年度にⅢ期・Ⅳ期（令和3年度に先導的改革期）の指定を受けている学校
→次期の申請と同時に、経過措置の申請が可能なため。
- 令和元年度にⅠ期・Ⅱ期の指定を受けている学校
→認定枠の申請資格はⅢ期以降の指定を終えている必要があるため。
- その他、令和6年度も指定期間の途中の指定校や、令和5年度時点でSSH指定校でない場合等、「次期の申請と同時に認定枠の申請が可能な場合」に示されていない学校

Ⅲ期以降の経過措置校における次期と認定枠への同時申請について②

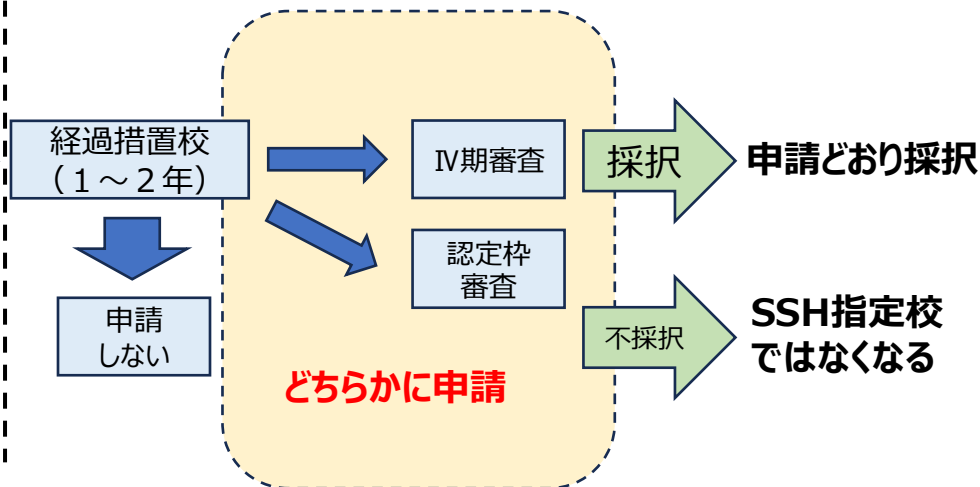
【現行のスキーム（Ⅲ期終了時の例）】

＜本年度＞



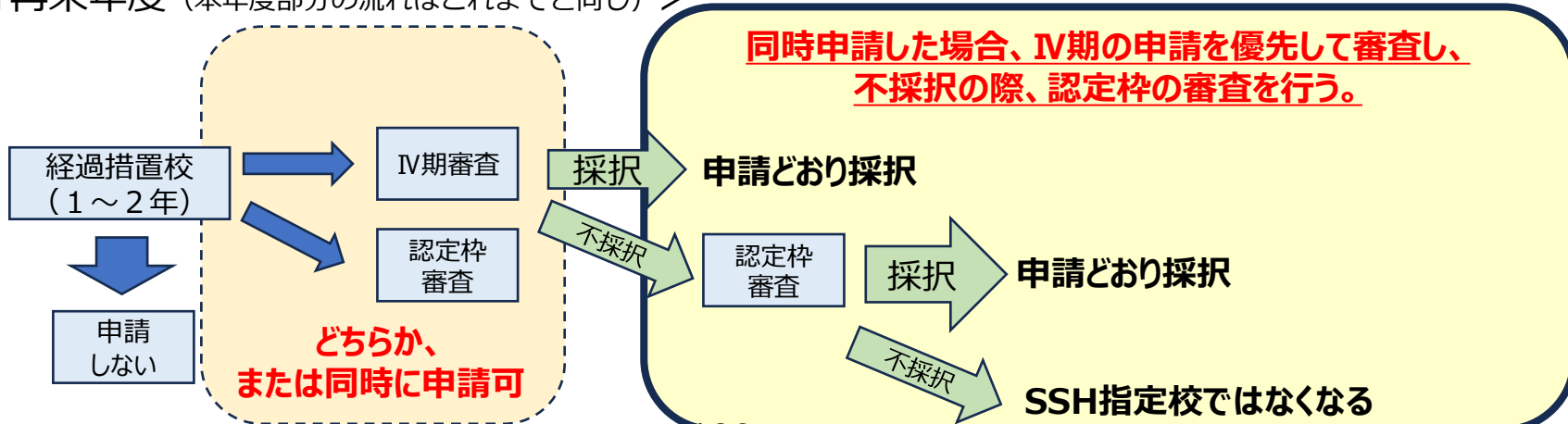
※Ⅳ期または認定枠に申請せず、経過措置のみに申請する場合あり。
 ※経過措置に不採択になった場合、SSH指定校ではなくなる。

＜来年度or再来年度＞



【今後のスキーム（Ⅲ期終了時の例）】

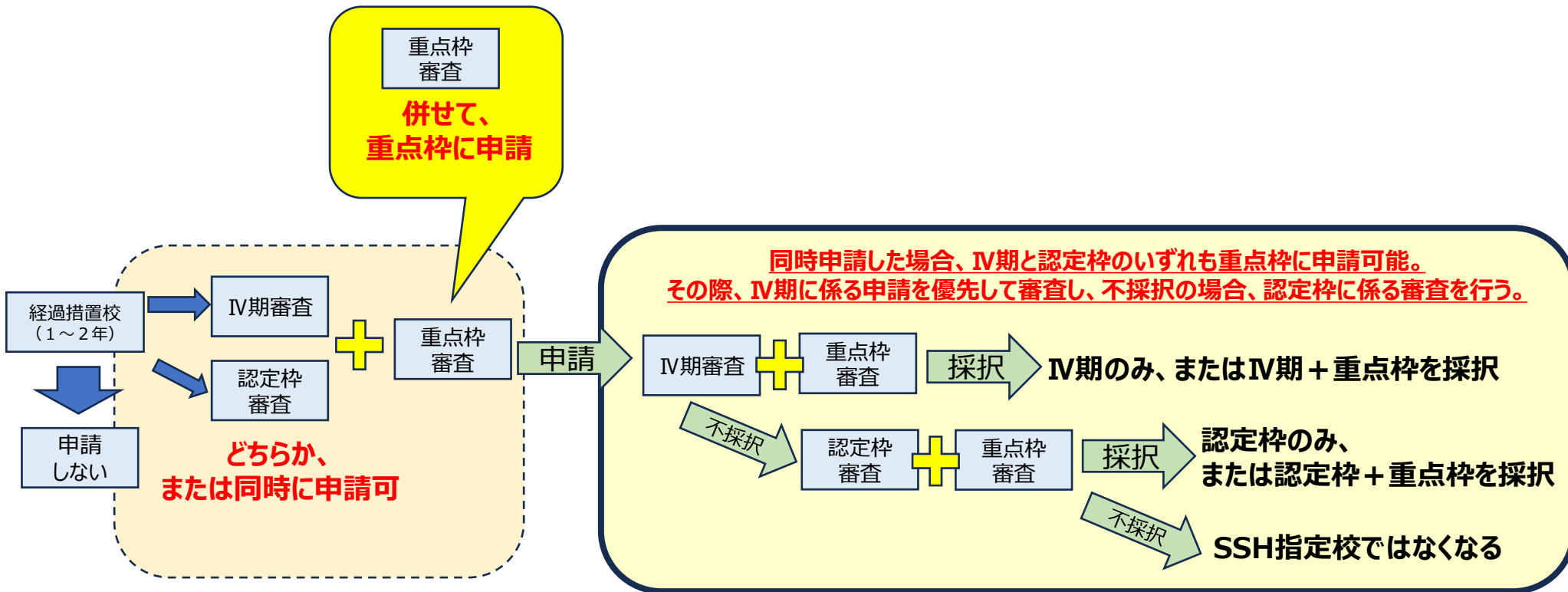
＜来年度or再来年度（本年度部分の流れはこれまでと同じ）＞



次期・認定枠に係る同時申請と重点枠の申請について

【今後のスキーム（Ⅲ期終了時の例）】

次期・認定枠に係る同時申請に併せて「重点枠」に申請することが可能。
「重点枠のみ」での採択は行わないが、前述の例によれば、Ⅳ期審査に不採択であっても、認定枠で採択された場合には、重点枠の審査は継続して行われる。
※この場合、Ⅳ期・認定枠いずれの実施計画書にも、重点枠に関する計画を記入すること。



スーパーサイエンスハイスクール中間評価実施要項

平成20年12月5日
 初等中等教育局長決定
 平成24年4月10日改定
 平成25年8月30日改定
 平成26年9月4日改定
 平成27年10月13日改定
 令和元年9月19日改定
 令和3年8月17日改定

スーパーサイエンスハイスクール実施要項10(4)の規定に基づき実施する中間評価は、この実施要項により行うものとする。

1. 中間評価の目的

スーパーサイエンスハイスクール（以下「SSH」という）として指定されている学校（以下「学校」という）について、有識者による研究開発の進捗状況等の評価を行い、各学校がその時点における研究開発等の内容を見直す機会とし、事業の効果的な実施を図ることを目的とする。

2. 中間評価の時期

SSHに指定された学校について、指定から3年目（先導的改革型においては、2年目）に実施する。

3. 評価委員

中間評価は、企画評価会議協力者等の有識者（以下「評価委員」という）により実施するものとする。

4. 中間評価の実施方法

(1) 中間評価は、学校が作成した①自己評価票、②経費支出状況、③研究開発実施報告書等の資料及び、④学校へのヒアリングをもとに、評価委員が評価を行う。その際、併せて学校を所管又は所轄する管理機関は、本事業における管理機関の取組状況を報告するものとする。なお、評価にあたり、評価委員は、国立研究開発法人科学技術振興機構から実施状況について意見を聞く場合がある。

(2) 開発型・実践型の学校に関する評価項目は、次のとおりとする。

①研究開発計画の進捗と管理体制、成果の分析に関する評価

1. 研究開発計画の進捗状況

・研究開発計画が予定通り進捗しているかどうか。

2. 研究開発計画の推進管理体制

・学校全体として研究開発計画をどのような体制で推進・管理しているか。

・取組状況の把握、成果分析、課題の解決に向けた取組が組織的に行われているかどうか。

3. 成果と課題の分析、検証

・成果と課題の分析、検証が適切に行われているかどうか。

- ・ 指定前から現在に至るまでで研究の課題や研究のねらいに対応した生徒の変容（学習意欲、資質・能力、進路の状況等を含む）が見られるかどうか。
 - ・ 卒業生の活躍状況を十分に把握しているかどうか。
 - ・ SSHの実施により教員の意識の変容が見られるかどうか。
 - ・ 明らかになった課題の解決に向けて、必要な改善の取組を進めているかどうか。
4. 運営指導委員会との関係
- ・ 運営指導委員会が、専門的見地からSSHの運営に寄与しているかどうか。

②教育内容等に関する評価

1. 教育課程の編成・実施
 - ・ SSHのねらいやカリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた、理数系教育に重点を置いた教育課程を編成し、実施しているかどうか。また、必要に応じて見直しや改善を図っているかどうか。
2. 課題研究や探究的な学習活動に関する取組
 - ・ 理数系の課題研究や探究的な学習活動に係る取組が積極的に行われているかどうか。
 - ・ 課題研究や探究的な学習活動を通して育成を目指す生徒の資質・能力についての評価手法の開発や実践に意欲的に取り組んでいるかどうか。
3. カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた、課題研究や探究的な学習活動と通常の教科・科目との連携、授業改善等の取組
 - ・ カリキュラム・マネジメントの視点を踏まえ、課題研究や探究的な学習活動と通常の理科・数学や理科・数学以外の教科・科目との連携が図られているかどうか。
 - ・ 通常の理科・数学や理科・数学以外の教科・科目においても探究的な学習過程を積極的に取り入れているかどうか。
 - ・ 各教科・科目において、課題の解決に向けた、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が図られているかどうか。
4. 特色ある教材開発
 - ・ SSHのねらいに即した特色ある教材（他校でも活用可能な探究ガイドブックや実験書など）を開発しているかどうか。

③指導体制等に関する評価

1. 指導体制等
 - ・ 校内の指導体制（数学と理科との連携、数学・理科と他教科との連携なども含めて全校的な取組になっているか、外部人材の活用状況など）、授業形態やクラス編成の状況などが研究のねらいに適したものとなっているかどうか。
2. 教師の指導力向上のための取組
 - ・ 教師の指導力向上のための取組を実施しているかどうか（校内研修や合同研究、他校への視察などの取組状況及び効果）。

④外部連携・国際性・部活動等の取組に関する評価（2項目選択制）

1. 大学や研究機関、企業等との連携
 - ・ 大学や研究機関、企業等との連携を自校の主体的な取組として行っているかどうか。
 - ・ 生徒が大学で授業を受講したり、企業の研究室で学んだり、大学の教員・研究者や企業の研究者が高等学校で授業を行うなど、先進的な理数系教育に取り組んで

いるかどうか。

- ・高大の接続の改善に資する研究がなされているかどうか。

2. 地域や他のSSH指定校等との連携

- ・地域と連携した取組や、他のSSH指定校やその他の高等学校等と連携した取組が積極的に行われているかどうか。

3. 国際性を高める取組

- ・国際会議への参加や国際大会への出場、海外の高校生との共同研究、語学力の強化などに取り組み、科学技術人材としての国際性の育成に積極的に努めているかどうか。

4. 教育課程外の活動(部活動等)の充実

- ・理数系の部活動の設置状況及び活動内容等が充実しているかどうか。
- ・科学技術、理数系のコンテストに積極的に参加しているかどうか。
- ・その他の課外活動、イベント等を実施しているかどうか。

⑤成果の普及等に関する評価

1. 学校内における研究成果の共有・継承

- ・学校内において研究成果の共有・継承が図られるよう、工夫した取組を進めているかどうか。

2. 指定校による成果の普及・発信の取組状況

- ・研究成果の普及・発信に積極的に取り組んでいるかどうか(報告書等の活用、開発した教材等の普及、学校ホームページの充実、他校からの研修の受入れ、他校による活用事例の把握等)。

⑥管理機関の取組と管理体制に関する評価

1. 管理機関におけるSSH指定校への指導助言、支援の状況

- ・教育カリキュラムの開発や授業改善等に関する指導助言、指導体制充実のための人的支援など、当該指定校の研究開発計画の推進にあたって、管理機関が適切な支援を行っているかどうか。
- ・当該指定校を含めた管理下の学校に対する研修機会の充実など、課題研究や探究的な学習活動の指導に対応できる人材の育成に関する取組を積極的に行っているかどうか。

2. 管理機関による成果の普及・発信の取組状況

- ・当該指定校の研究成果を管理機関として積極的に普及・発信し、域内全体の理数系教育の充実に向けた具体的施策を積極的に展開しているかどうか。

(3) 先導的改革型の学校に関する評価項目は、次のとおりとする。

①研究開発計画の進捗と管理体制、成果の分析に関する評価

1. 研究開発計画の進捗状況

- ・自らが設定したシステム上の課題に対する研究開発計画が予定通り進捗しているかどうか。
- ・自らの強みを生かして独創的な研究開発が進捗しているかどうか。
- ・研究開発の進捗から課題研究や教育課程の更なる発展及びSSH指定校全体への寄与が期待できるかどうか。

2. 研究開発計画の推進管理

- ・研究開発のためのマネジメントの仕組みが十分機能しているかどうか(体制、進

渉管理や検証・評価等)。

3. 成果と課題の分析、検証

- ・ 指定前から現在に至るまでで研究の課題や研究のねらいに対応した生徒の変容(学習意欲、資質・能力等を含む。)が見られるかどうか。
- ・ 卒業生の活躍状況を十分に把握しているかどうか。
- ・ SSHの実施により教員の意識の変容が見られるかどうか。

4. 運営指導委員会との関係

- ・ 運営指導委員会が、専門的見地からSSHの運営に寄与しているかどうか。

②教育内容、指導体制等に関する評価

1. 教育課程の編成・実施

- ・ SSHのねらいやカリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた、理数系教育に重点を置いた優れた教育課程を編成し、実施しているかどうか。
- ・ 各教科・科目における、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図る取組が組織として十分に行われているかどうか。

2. 課題研究や探究的な学習活動に関する取組

- ・ 理数系の課題研究や探究的な学習活動に係る優れた取組が積極的に行われているかどうか。
- ・ 課題研究や探究的な学習活動を通して育成を目指す生徒の資質・能力についての評価手法の開発や実践に意欲的に取り組んでいるかどうか。

3. 指導体制等

- ・ 全校的な指導体制、外部人材の効果的な活用など、研究のねらいに適した指導体制の充実に取り組んでいるかどうか。

4. 教師の指導力向上のための取組

- ・ 教師の指導力向上のための組織的な取組を積極的に実施しているかどうか。

③外部連携に関する評価

- ・ 地域や大学、研究機関、産業界など、外部との連携を自校の主体的な取組として行っているかどうか。
- ・ 高大の接続の改善に資する研究がなされているかどうか。

④成果の普及等に関する評価

1. 研究成果の共有・継承

- ・ 他校を含めた研究成果の共有・継承が図られるよう、工夫した取組を進めているかどうか。

2. 指定校による成果の普及・発信の取組状況

- ・ 研究成果の普及・発信に積極的に取り組んでいるかどうか(報告書等の活用、開発した教材等の普及、学校ホームページの充実、雑誌・メディア等での取上げ、他校からの視察及び研修の受入れ等)。
- ・ 研究成果がSSH指定校以外を含む他校において活用されている事例があるかどうか。

⑤管理機関の取組に関する評価

1. 管理機関におけるSSH指定校への指導助言、支援の状況

- ・ 研究開発の推進に関する指導助言、指導体制充実のための人的支援など、当該指

定校の研究開発計画の推進にあたって、管理機関が適切な支援を行っているかどうか。

- ・当該指定校を含めた管理下の学校に対する研修機会の充実など、課題研究や探究的な学習活動の指導に対応できる人材の育成に関する取組を積極的に行っているかどうか。

2. 管理機関による成果の普及・発信の取組状況

- ・当該指定校の研究成果を管理機関として積極的に普及・発信するなど、当該指定校を積極的に活用し、域内全体の理数系教育充実に向けた具体的施策を積極的に展開しているかどうか。

(4) 上記評価項目とは別に、経費支出の状況について、経費が効率的・効果的に使用されているかどうかを確認する。

5. 中間評価の基準

評価に当たっては、4(2)又は(3)の評価項目をもとに総合的に評価し、以下の評価基準に基づき整理し、評価を決定する。

評価基準・区分
優れた取組状況であり、研究開発のねらいの達成が見込まれ、更なる発展が期待される
これまでの努力を継続することによって、研究開発のねらいの達成が可能と判断される
これまでの努力を継続することによって、研究開発のねらいの達成がおおむね可能と判断されるものの、併せて取組改善の努力も求められる
研究開発のねらいを達成するには、助言等を考慮し、一層努力することが必要と判断される
このままでは研究開発のねらいを達成することは難しいと思われるので、助言等に留意し、当初計画の変更等の対応が必要と判断される
現在までの進捗状況等に鑑み、今後の努力を待っても研究開発のねらいの達成は困難であり、スーパーサイエンスハイスクールの趣旨及び事業目的に反し、又は沿わないと思われるので、経費の大幅な減額又は指定の解除が適当と判断される

なお、経費の大幅な減額又は指定の解除が適当であるとの評価の決定に関しては、事前に、当該学校に対する現地視察及び当該学校からの反論の機会を設けることとする。

6. 中間評価の結果の取扱い

(1) 教育課程課は評価結果を文書にて学校に通知するものとする。

(2) 中間評価の結果、経費支出において、より効率的・効果的に使用されるべきと判断された場合は、次年度以降、国立研究開発法人科学技術振興機構により、経費執行において指導が行われる。

(3) 中間評価の結果、改善の努力等が必要と判断される学校については、必要に応じ学校訪問を行い、研究開発に対する具体的な改善事項の指摘を行い、研究の質の向上が図られるよう促す。

(4) 評価結果は、ホームページ等への掲載により公開する。

7. その他

この要項に定めるもののほか、中間評価の実施に関し必要な事項は別に定める。